

330.59-N6856-T



\*1200700576260\*

# 報年濟經本日

輯四第年六十和昭

(旬下月一十年六十 — 旬上月九年六十)

輯七十四第

---

編社報新濟經洋東



日本經濟年報

東京經濟新聞社

昭和二十一年

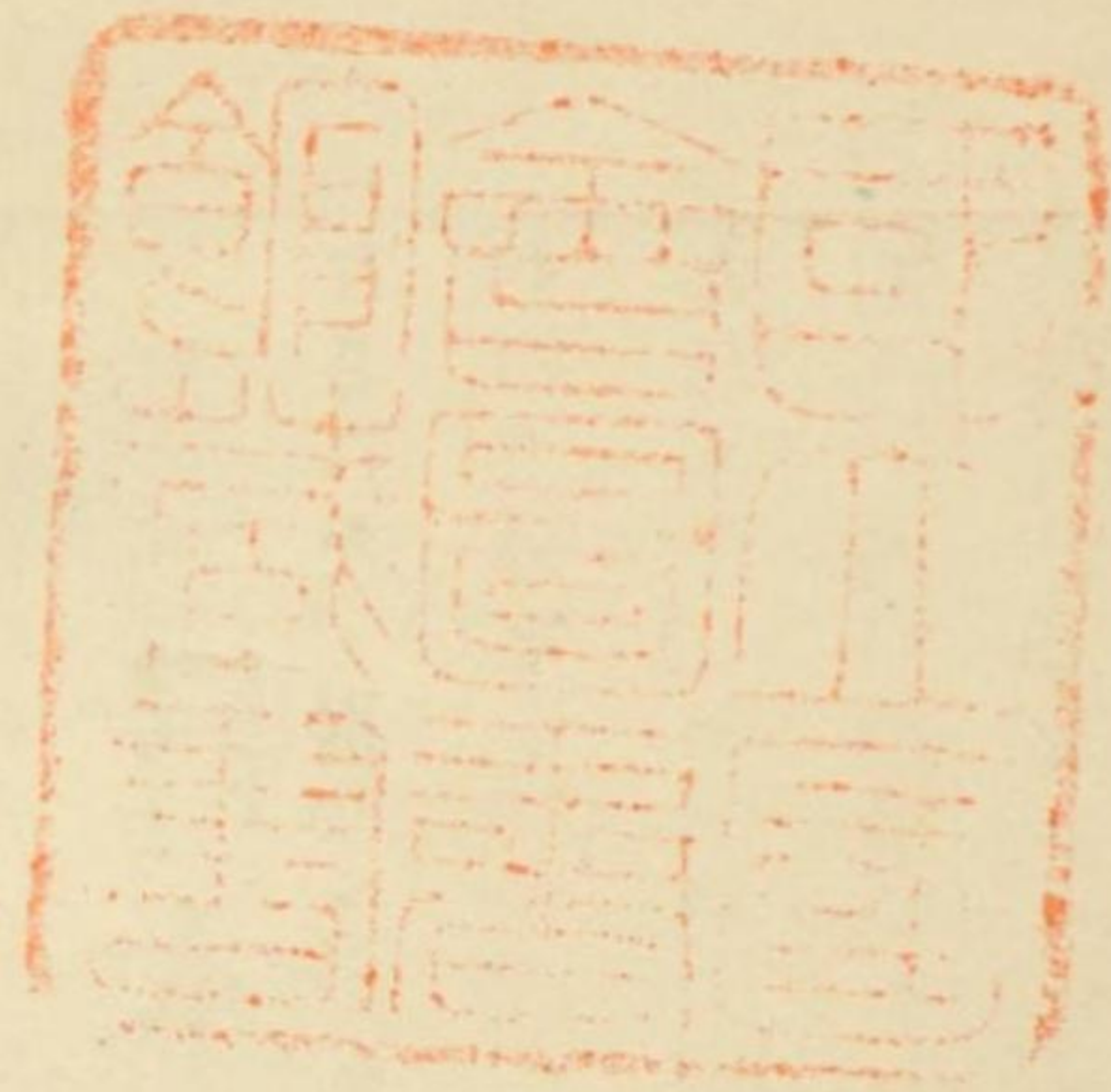
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第四十七輯

—昭和十六年第四輯—

東洋經濟新報社

330.59  
N6856  
T



117432

### 序

昭和十六年十二月八日、日・英米戦争は遂に開始された。事變以來累積された日・英米間の對立は今や皇軍の武力によつてのみ、その解決を求められるに至つたのである。溯れば英米との問題の紛糾は、昭和六年滿洲事件の發生からである。爾來十年危機は幾たびか迫りながら、我が政府の努力は能く之れを凌いで來た。併し遂に今日の事態に至つた。感慨轉た深からざるを得ない。本輯の大部分は、當然其の發行の時期から云ふて開戦前即ち日米交渉が未だ繼續中に執筆されざるを得なかつた。併し當時の情勢は、既に今日あるを多分に豫測せしめるものがあり、執筆もこれに即應して慎重なる考慮の下になされた。従つて、その内容は開戦後の今日に於ても、いさゝかも訂正を要せず、且つ價値を減するものではない。

のみならず十二月八日、開戦の事の公表あるや、我が年報編輯部は、直ちに印刷中の本輯の構成に變更を加へ、同日換發せられた宣戦の詔書を巻頭に奉掲する外、我が肇國以來の歴史的文書たる政府の宣言、對米覺書及び外務省發表の外交經過等を輯録し、又此の戦争に就ての吾々の見透を聊か記述して、以て本輯に日・英米開戦特輯號たるの面目を與へた。斯くて本輯は、前記諸文書の掲載だけで

も、永く我が讀者諸君の記念すべき重要圖書たる價值をもたう。

今や我國は、文字通り、國運を賭したる大戦争に突入したのだ。我が國民は、斯かる際こそ、益々冷靜に我が經濟が如何なる現狀にあり、如何なる戦時編成を必要とするかを正確に認識することを怠つてはならない。かゝる意味から、本輯第一部が、資産凍結後の逼迫せる情勢下に於ける我が經濟の動向—その決戰的編成の強化をも含めて—を詳述したことは必ずや讀者の期待に沿ふことと信ずる。

極東の問題はまた、世界全般の情勢と密接不離の關係にある。今回の日・英米開戦によつて世界の戦局の歸趨は愈よ複雑化すに至つたが、第二部は、日・英米開戦直前の世界戦局の狀況を見、其の動向を示唆した。

尙、第三部に於て、特殊研究として英米獨の戦時増税を分析したが、我國に於ても、情勢の緊迫に伴ふ財政の一段の膨脹に即應して大規模の増税が斷行される時、之れ亦大きな示唆を有つものと云へよう。

昭和十六年十二月

東洋經濟新報社

## 日本經濟年報第四十七輯 目次

特輯 日・英米開戦と國民の覺悟……………(一)

宣 戰 の 詔 書……………(二)

陸海將兵に賜りたる勅語……………(四)

臨時議會召集の詔書……………(五)

日・英米開戦に伴ふ政府の聲明……………(六)

帝國政府聲明……………(六)

東條首相の放送……………(九)

對米交渉の顛末……………(一)

帝國政府の對米覺書……………(一一)

外務省公表對米交渉の經過……………(一九)

對英米戰の見透と覺悟……………(二七)

## 第一部 資産凍結後の日本經濟……………三

### 第一節 東條內閣の經濟施策……………一三

一、東條新內閣の生誕……………一三

二、經濟閣僚の抱負……………一五

三、軍事費追加三十八億圓……………一八

四、大增稅實施さる……………二一

五、徹底を要する公債消化策……………二二

六、預金増勢停頓の基底……………二七

七、國民生活切下げの方途……………三〇

### 第二節 產業界建直策の進展……………三四

一、主要産業の現状と問題點……………三五

(A)鐵鋼業—(B)產銅鑛業—(C)電力事業—(D)海運業—(E)機械工業—  
(F)綿紡績業—(G)製絲業……………三五

二、統制會の結成進捗……………四四

(A)結成を阻みしもの—(B)統制會設立に關する閣議申合—(C)統制會の結成進む……………四四

三、バランスシートに見る產業界の現状……………五三

(A)事業會社の業績低下—(B)資本構成も悪化—(C)未働資産の壓迫に惱む重工業……………五三

四、産業設備營團の登場……………五八

### 第三節 戰時國民皆勞態勢の確立……………六一

一、臨戰勞務對策の劃期的擴充……………六一

(A)勞務調整令—(B)國民徵用令及び國民職業能力申告令の改正—(C)重要事業  
場勞務管理令—(D)國民勤勞報國協力令—(E)醫療關係者徵用令……………六一

二、十六年度勞務動員計畫成る……………六九

(A)勞務動員計畫の變遷—(B)十六年度勞務動員計畫の特徴……………六九

三、残されたる勞働力給源……………七四

四、戦時に於ける女子勞務の役割……………七六  
 (A)第一次大戦後に於ける女子勞働者の後退—(B)産業急膨脹と女子勞務の  
 再認識—(C)女子勞働力活用への途

第四節 戦時食糧對策一段と強化……………八四

一、食糧増産促進の背景……………八四  
 (A)對外情勢の緊迫と食糧問題—(B)不成績に終つた十六年度農作狀況

二、主要食糧増産確保へ……………八八  
 (A)緊急食糧對策の概要—(B)麥類、馬鈴薯の増産計畫

三、緊急増産達成への施策……………九一  
 (A)勞力、作付統制の強化—(B)農會統制力の強化—(C)農地開發の促進

四、残された課題……………九九

第五節 第二次五ヶ年計畫に進む滿洲經濟……………一〇一

一、第二次五ヶ年計畫の具體化……………一〇一

(A)第二次五ヶ年計畫の基調と内容—(B)輕工業の振興と地場資本

二、勞働新體制の樹立と問題……………一一三

三、農業を繞る諸問題……………一二六  
 (A)先錢制度の效果—(B)第八次全聯協議會に現れた農村の諸問題—(C)開拓農  
 場法の制定とその意義

第二部 新展開を孕む世界情勢……………一二三

第一節 冬を迎へた獨ソ戦と歐洲政治情勢……………一二三

一、獨ソ戦冬を迎ふ……………一二五  
 (A)モスクワ、レニングラード攻防戦—(B)ウクライナよりコーカサスへ—  
 (C)「冬季將軍」來る

二、發砲參戦に邁進する米國……………一二七  
 (A)援ソ工作を強化—(B)中立法の改正遂に實現

三、英・佛・土の動き……………一三七  
 (A)英軍リビアに進撃—(B)微妙なトルコの向背—(C)ヴァイシー政府の動向

第二節 難航を続ける英米の戦時統制……………一四三

一、賃銀統制の必至と英國戦時經濟の新段階……………一四三

(A)獨ソ戰の齎した環境の好轉—(B)軍費の激増とインフレの危機濃化—

(C)インフレ防止策の強化—(D)賃銀統制の必至と労働者側の攻勢

二、安定を缺きつゝある米國の戦時經濟……………一五七

(A)物資不足漸く激化—(B)戦時經濟指導組織の脆弱點—(C)資材優先割當局の創設

第三節 米國の南進と最近の中南米經濟……………一六五

一、躍進せる米國の中南米支配……………一六五

(A)軍事的支配の伸張—(B)目覺しい經濟的進出

二、窮境に立つ中南米經濟……………一七三

(A)中南米の對歐貿易依存—(B)輸出減と滞貨難

三、汎米主義の困難性……………一七九

(A)米洲連帶の強要—(B)汎米圈の難點

第四節 危機迫る東亞、南方の政治情勢……………一八三

一、大使府新設を繞る佛印の現状……………一八三

(A)芳澤大使の着任—(B)西貢財閥の動向

二、揺らぐ泰の中立政策と英の抱込工作……………一八九

三、米國の重慶支配……………一九四

四、參政會を繞る重慶治下の諸問題……………一九七

第五節 インフレ深化の支那經濟……………二〇一

一、新政權治下の動向……………二〇一

(A)新政權諸工作の發展—(B)四中全會開かる

二、上海の高物價……………二〇四

(A)資産凍結以後—(B)工部局に新権限附與

三、重慶治下のインフレーション……………二〇九

(A)財政の膨脹と歳入の減退—(B)公債依存と法幣の増發—(C)生産減と需要増加—

(D)重慶の物價對策—(E)インフレ進行の様相

第三部 英獨米の戦時増税……………二二一



序.....三二

第一節 租税主義の堅持と英國の戦時増税.....三三

- 一、戦時財政に於ける租税政策.....三三
- 二、第一次大戦に於ける租税政策重視主義.....三五
- 三、第二次大戦とサイモン増税策.....三七
- (A)第一次増税の断行 (B)迷算豫算と第二次増税案
- 四、ウツド蔵相による新増税.....三九
- (A)第一次増税強化策 (B)増税策の再強化
- 五、増税策限度に達す.....四〇

第二節 英國に劣らぬ増税主義の獨逸.....四二

- 一、獨逸財政の特異性.....四三
- (A)第一次大戦に於ける財政々策の失敗 (B)ナチ財政の特質
- 二、戦時増税の内容.....四七

(A)所得税戦時附加税 (B)煙草及び酒精飲料物に對する消費税戦時附加税  
 (C)地方公共團體の戦時負擔金

三、増税の限界.....四九

第三節 参戦を目指す米國の大増税.....五一

- 一、老大な國防費.....五一
- 二、劃期的大増税案とその大衆課税的特徴.....五三
- (A)所得税と會社税の増徴 (B)國防消費税の新設
- 三、第一次大戦時の増税と今回の増税.....五八

附 録

- 一、重要經濟統計.....五九
- 二、昭和十六年第四輯日誌(昭和十六年八月—十月).....六一

日本經濟年報

昭和四十六年  
第四十七輯

昭和十六年九月上旬より同年十一月下旬迄の資料

## 日・英米開戦と國民の覺悟 特輯

昭和十六年十二月八日、日・英米戦争は遂に開始された。資産凍結、A B C D包圍陣の強化等に見られる如く、滿洲事件以來の英米の對日壓迫は今年に至つて急激に強まつたが、我國はこれに對し、強固なる決意を内に藏しつゝも、飽く迄も平和的解決を試みるべく隱忍、日米交渉を續けて來た。然るに彼に依然反省の色なく、遂に我國をして立たしめるに至つたのである。かくて帝國政府は、野村來栖兩大使を通じて七日午後一時（日本時間八日午前三時）ハル國務長官に最後の通牒を手交する一方、東郷外相より八日午前七時半、駐米大使に同様の通牒を手交、同八時には駐英大使にも對米通牒の寫しを參考として手交した。ついで十一時四十五分、英米に對する宣戰の詔書は遂に換發せられ、こゝに我國は聖旨の下、奮つて英米との交戦に入つたのである。開戦と同時に、皇軍は西太平洋に於て、既に驚異的な戦果を収めてゐる。この征戦が光輝ある我が皇運發展の劃期的契機たることは疑ふべくもない。併し長期戦の覺悟はもとより缺くべからざることと云へよう。以下、この征戦開始を記念すべき諸資料を収録し、征戦に對する若干の見透を述べ、國民の覺悟を促すことゝしよう。

宣戰の詔書

(一)

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト齟齬ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相闚クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助

長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ增強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署

(三)

陸海將兵に賜りたる勅語

(四)

勅語

曩ニ支那事變ノ發生ヲ見ルヤ朕カ陸海軍ハ勇奮健闘既ニ四年有半ニ彌リ不逞ヲ膺懲シテ戰果日ニ揚ルモ禍亂今ニ至リ尙收マラス朕禍因ノ深ク米英ノ包藏セル非望ニ在ルニ鑑ミ朕カ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セシメムトシタルモ米英ハ平和ヲ顧念スルノ誠意ヲ示ササルノミナラス却テ經濟上軍事上ノ脅威ヲ增強シ以テ帝國ヲ屈服セシメムト圖ルニ至レリ是ニ於テ朕ハ帝國ノ自存自衛ト東亞永遠ノ平和確立トノ爲遂ニ米英兩國ニ對シ戰ヲ宣スルニ決セリ朕ハ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ克ク出師ノ目的ヲ貫徹シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

臨時議會召集の詔書

詔書

朕軍國ノ急務ニ關シ帝國議會ノ協贊ヲ望ムモノアリ茲ニ帝國憲法第七條及第四十三條ニ依リ本年十二月十五日ヲ以テ臨時帝國議會ヲ東京ニ召集シ二日ヲ以テ會期ト爲スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署

(五)

## 日・英米開戦に伴ふ政府の聲明

## 帝國政府聲明

—昭和十六年十二月八日午後零時二十分發表

恭しく宣戦の大詔を奉戴し茲に中外に宣明す。抑々東亞の安定を確保し、世界平和に貢献するは、帝國不動の國是にして、列國との友誼を敦くし此の國是の完遂を圖るは、帝國が以て國交の要義と爲す所なり。

然るに、曩に中華民國は、我眞意を解せず、徒らに外力を恃んで、帝國に挑戦し來り、支那事變の發生を見るに至りたるが、御稜威の下、皇軍の向ふ所敵なく、既に支那は、重要地點悉く我手に歸し、同憂具眼の士國民政府を更新して帝國は之と善隣の誼を結び、友好列國の國民政府を承認するもの已に十一箇國の多きに及び、今や重慶政權は、奥地に殘存して無益の抗戦を續くるに過ぎず。然れども英米兩國は、東亞を永久に隸屬的地位に置かんとする頑迷なる態度を改むるを欲せず。百方支那事變の收結を妨碍し、更に蘭印を使喚し、佛印を脅威し、帝國と泰國との親交を裂かむがため策動至らざ

るなし。仍ち帝國と此等南方諸邦との間に共榮の關係を増進せむとする自然的要求を阻害するに寧日なし。その状恰も帝國を敵視し、帝國に對する計畫的攻撃を實施しつつあるものの如く、遂に無道にも經濟斷交の擧に出づるに至れり。凡そ交戦關係に在らざる國家間における經濟斷交は武力に依る挑戦に比すべき敵對行爲にして、それ自體黙過し得ざる所とす。然も兩國は更に與國を誘引して帝國の四邊に武力を増強し、帝國の存立に重大なる脅威を加ふるに至れり。

帝國政府は、太平洋の平和を維持し、以て兩人類に戰禍の波及するを防止せんことを顧念し、叙上の如く帝國の存立と東亞の安定とに對する脅威の激甚なるものあるに拘らず、隱忍自重八箇月の久しきに亙り、米國との間に外交々涉を重ね、米國とその背後に在る英國並びに此等兩國に附和する諸邦の反省を求め、帝國の生存と權威との許す限り互讓の精神を以て事態の平和的解決に努め、盡す可きを盡し、爲す可きを爲したり。然るに米國は、徒らに架空の原則を弄して東亞の明々白々たる現實を認めず、その物的勢力を恃みて、帝國の眞の國力を悟らず、與國とともに露はに武力の脅威を増大し、もつて帝國を屈從し得べしとなす。かくて、平和的手段により米國並にその與國に對する關係を調整し相携へて太平洋の平和を維持せむとする希望と方途とは全く失はれ、東亞の安定と帝國の存立とは方に危殆に瀕せり。事茲に至る、遂に米國及び英國に對し宣戦の大詔は渙發せられたり。聖旨を奉體し

て洵に恐懼感激に堪へず。我等臣民、一億鐵石の團結を以て蹶起勇躍し、國家の總力を擧げて征戰の事に従ひ、以て東亞の禍根を永久に芟除し聖旨に應へ奉るべきの秋なり。惟ふに世界萬邦をして各々その處を得しむるの大詔は、炳として日星の如し。帝國が日滿華三國の提携に依り、共榮の實を擧げ、進んで東亞興隆の基礎を築かむとするの方針は、固より渝る所なく、又帝國と志向を同じうする獨伊兩國と盟約して、世界平和の基調を劃し、新秩序の建設に邁進するの決意は、益々牢固たるものあり。而して、今次、帝國が南方諸地域に對し新に行動を起すの已むを得ざるに至る。何等その住民に對し敵意を有するものにあらず。只米英の暴政を排除して東亞を明朗本然の姿に復し、相携へて共榮の樂を頌たむと冀念するに外ならず。帝國は、此等住民が、我が眞意を諒解し、帝國と共に東亞の新天地に新なる發足を期すべきを信じて疑はざるものなり。今や皇國の隆替、東亞の興廢は此の一舉に懸れり。全國民は、今次征戰の淵源と使命とに深く思を致し、苟も驕ることなく、又怠る事なく、克く竭し克く耐へ、以て我等祖先の遺風を顯彰し、難關に逢ふや、必ず國家興隆の基を啓きし我等祖先の赫々たる史績を仰ぎ、雄渾深遠なる皇謨の翼賛に萬遺憾なきを誓ひ、進んで征戰の目的を完遂し、以て聖慮を永遠に安んじ奉らむことを期せざるべからず。

### 東條首相の放送

—昭和十六年十二月八日午前十一時四十分

只今宣戰の御詔勅が渙發せられました。精銳なる帝國陸海軍は今や決死の戰を行ひつつあります。東亞全面の平和は、之を熱願する帝國の凡ゆる努力にも拘らず、遂に決裂の已むなきに至つたのであります。過般來、政府は、凡ゆる手段を盡し對米國交調整の成立に努力して参りましたが、彼は、從來の主張を一步も譲らざるのみならず、却て英、蘭、支と連合して、支那より我が陸海軍の無條件全面撤兵、南京政府の否認、日獨伊三國條約の破棄を要求し、帝國の一方的讓歩を強要して参りました。之に對し、帝國は飽迄平和的妥結の努力を續けましたが、米國は何等反省の色を示さず、今日に至りました。若し帝國にして彼等の強要に屈從せんか、帝國の權威を失墜し、支那事變の完遂を期し得ざるのみならず、遂には帝國の存立をも危殆に陥らしむる結果となるのであります。事茲に至りましては、帝國は、現下の危局を打開し、自存自衛を全うする爲、斷乎として立ち上るの已むなきに至つたのであります。

今宣戰の大詔を拜しまして恐懼感激に堪へず。私、不肖なりと雖も一身を捧げて決死報國唯唯宸襟を安んじ奉らんとの念願のみであります。國民諸君も亦、己が身を顧みず、醜の御楯たるの光榮を同

じくせらるるものと信ずるものであります。

凡そ勝利の要訣は「必勝の信念」を堅持することであり、建國二千六百年、我等は、未だ嘗つて戦ひに敗れたるを知りません。この史績の回顧こそ、如何なる強敵をも破碎するの確信を生ずるものであります。我等は光輝ある祖國の歴史を斷じて汚さざると共に、更に榮ある帝國の明日を建設せむことを固く誓ふものであります。顧みれば、我等は今日迄隱忍と自重との最大限を重ねたのであります。但し、斷じて安きを求めたものでなく、又敵の強大を懼れたものでもありません。只管、世界平和の維持と人類の慘禍の防止とを顧念したるに外なりません。然も、敵の挑戦を受け祖國の生存と權威とが危きに及びましては、蹶然起たざるを得ないのであります。當面の敵は物資の豊富を誇り、これに依て世界の制覇を目指して居るのであります。この敵を粉碎し東亞不動の新秩序を建設せむが爲には當然、長期戦たることを豫想せねばなりません。之と同時に、絶大の建設的努力を要すること、言を要しませぬ。斯くて、我等は飽く迄、最後の勝利が祖國日本にあることを確信し、如何なる困難も障碍も克服して進まなければなりません。これこそ昭和の臣民我等に課せられたる天與の試煉であり、この試煉を突破して後にこそ、大東亞建設者としての榮譽を後世に擔ふことが出来るものであります。此の秋に當り滿洲國及び中華民國との一徳一心の關係愈々敦く、獨伊兩國との盟約益々堅きを加へつ

つあるを欣快とするものであります。帝國の隆替、東亞の興廢、正に此の一戦に在り。一億國民が一切を擧げて、國に報い國に殉ずるの時は今であります。八紘を宇と爲す皇謨の下に、此の盡忠報國の大精神ある限り、英米と雖も何等惧るるに足らないのであります。勝利は常に御稜威の下にありと確信致すものであります。私は茲に謹んで微衷を披瀝し、國民と共に大業翼賛の丹心を誓ふ次第であります。

## 對米交渉の顛末

帝國政府の對米覺書——昭和十六年十二月八日午前八時半發表

一、帝國政府は、「アメリカ」合衆國政府との間に友好的諒解を遂げ、兩國共同の努力により太平洋地域における平和を確保し、以て世界平和の招來に貢献せんとする眞摯なる希望に促され、本年四月以來合衆國政府との間に兩國國交の調整増進ならびに太平洋地域の安定に關し誠意を傾倒して交渉を繼續し來りたる處、過去八月にわたる交渉を通じ合衆國政府の固持せる主張ならびに此間合衆國及英帝國の帝國に對し執れる措置に付、こゝに率直に其の所信を合衆國政府に開陳するの光榮を有



す。

二、東亞の安定を確保し、世界の平和に寄與し、もつて萬邦をして各その處を得しめんとするは帝國不動の國是なり。曩に中華民國は帝國の眞意を解せず不幸にして支那事變の發生を見るに至れるも、帝國は平和克復の方途を講ずると共に、戰禍の擴大を防止せんがため終始最善の努力を致し來れり。客年九月帝國が獨伊兩國との間に三國條約を締結したるも亦右目的を達成せんがために外ならず。然るに合衆國及英帝國は有らゆる手段を竭し、重慶政權を援助して日支全面和平の成立を妨害し、東亞の安定に對する帝國の建設的努力を控制せるのみならず、或は蘭領印度を牽制し或は佛領印度支那を脅威し、帝國と此等諸地域とが相携へて共榮の理想を實現せんとする企圖を阻害せり。殊に帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、合衆國政府及英國政府は之を以て自國領域に對する脅威なりと曲解し、和蘭國をも誘ひ資産凍結令を實施して帝國との經濟斷交を敢てし明かに敵對的態度を示すと共に、帝國に對する軍備を増強し帝國包圍の態勢を整へ以て帝國の存立を危殆ならしむるが如き情勢を誘致するに至れり。右に拘らず、帝國總理大臣は、本年八月、事態の急速收拾のため合衆國大統領と會見し、兩國間に存在する太平洋全般に互る重要問題を討議檢討せんことを提議せり。然るに合衆國政府は、右申入に主義上賛同を與へなが

(111)

ら、これが實行は兩國間重要問題に關し意見一致を見たる後とすべしと主張して譲らず。

三、依て帝國政府は、九月二十五日、從來の合衆國政府の主張をも十分考慮の上、米國案を基礎とし之に帝國政府の主張を取入れたる一案を提示し論議を重ねたるが、双方の見解は容易に一致せざりしを以て、現内閣に於ては、從來交渉の主要難點たりし諸問題に付帝國政府の主張を更に緩和したる修正案を提示し交渉の妥結に努めたるも、合衆國政府は終始當初の原案を主張し、協調的態度に出でず、交渉は依然滯滞せり。こゝに於て十一月二十日に至り、帝國政府は、兩國國交の破綻を回避するため最善の努力を盡す趣旨を以て、樞要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖るため、前記提案を簡單化し

(一) 兩國政府に於て佛印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること

(二) 兩國政府に於て蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力すること

(三) 兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すること、合衆國政府は所要の石油の對日供給を約すること

(111)

(四) 合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざること

(五) 帝國政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、また本了解成立せば、南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍はこれを北部佛領印度支那に移駐する用意あること

等を内容とする新提案を提示し、同時に支那問題については、合衆國大統領がさきに言明したる通り日支間和平の紹介者となるに異議なきも、日支直接交渉開始の上は合衆國において日支和平を妨害せざる旨を約せんことを求めたるが、合衆國政府は、右新提案を受諾するを得ずとなせるのみならず、援蔣行爲を繼續する意思を表明し、次で、更に前記の言明に拘らず、大統領のいはゆる日支間和平の紹介を行ふの時機なほ熟せずとてこれを撤回し、遂に十一月二十六日に至り、偏に合衆國政府が從來固執せる原則を強要するの態度を以て帝國政府の主張を無視せる提案を爲すに至りたるが、右は帝國政府の最も遺憾とする所なり。

四、抑々本件交渉開始以來、帝國政府は、終始専ら公正かつ謙抑なる態度をもつて銳意妥結に努め、しばしば難きを忍びて能ふ限りの讓歩を敢てしたるが、交渉上重要事項たりし支那問題に關しても協調的態度を示し、合衆國政府の提唱せる國際通商上の無差別待遇原則遵守については、本原則の世界

各國に行はれんことを希望し、かつその實現に順應してこれを支那をも含む太平洋地域に適用するやう努力すべき旨を表明し、尙支那における第三國の公正なる經濟活動は何等これを排除するものにあらざることをも闡明せるが、更に佛領印度支那よりの撤兵についても、情勢緩和に資するがため前述のごとく南部佛領印度支那よりの即時撤兵を進んで提議する等、極力妥協の精神を發揮せるは合衆國政府のつとに諒解する所なりと信ず。

然るに合衆國政府は常に理論に拘泥し現實を無視し、その抱懐する非實際的の原則を固執して何等讓歩せず、徒らに交渉を遷延せしめたるは帝國政府の諒解に苦しむ所なるが、特に左記諸點については合衆國政府の注意を喚起せざるを得ず。

(一) 合衆國政府は世界平和のためなりと稱して、自己に好都合なる諸原則を主張し、これが採擇を帝國政府に迫れるところ、世界の平和は現實に立脚し、かつ相手國の立場に理解を持し、相互に受諾し得べき方途を發見することによりてのみ具現し得るものにして、現實を無視し一國の獨善的主張を相手國に強要するが如き態度は交渉の成立を促進する所以のものにあらず。

今般合衆國政府が日米協定の基礎として提議せる諸原則については、右の中には帝國政府として趣旨に於て賛同に吝ならざるものもあるも、合衆國政府が直にこれが採擇を要望するは世界の現狀

に鑑み架空の理念に驅らるゝものといふの外なし。

(一六)

尙、日、米、英、支、蘇、蘭、泰七國間に多邊的不可侵條約を締結するの案の如きも、徒に集團的平和機構の舊構想を追ふの結果、東亞の實情と遊離せるものといふの外なし。

(二) 合衆國政府今次の提案中に「兩國政府が第三國と締結し居る如何なる協定も本取極の根本目的たる太平洋全域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付合意す」とあるは、即ち合衆國が歐洲戰爭參入の場合における帝國の三國條約上の義務履行を牽制せんとする意圖を以て提案せるものと認めらるゝを以て、右は帝國政府の受諾し得ざる所なり。

由來合衆國政府はその自己の主張と理念とに眩惑せられ、自ら戰爭擴大を企圖しつゝありといはざるを得ず。合衆國政府は一方太平洋地域の安定を策し、自國の背後を安固となしつゝ、他方英帝國を援け歐洲新秩序建設に邁進する獨伊兩國に對し自衛權の名の下に進んで攻撃を加へんとするものなるが、右は太平洋地域に平和的手段に依り安定の基礎を築かんとする幾多の原則的主張と全然矛盾背馳するものなり。

(三) 合衆國政府はその固執する主張において武力による國際關係處理を排撃しつゝ一方英帝國等と共に經濟力による壓迫を加へつつある處、かゝる壓迫は場合によりては武力壓迫以上の非人道

的行爲にして國際關係處理の手段として排撃せらるべきものなり。

(四) 合衆國政府の意圖は英帝國その他の諸國を誘引し、支那その他東亞の諸地域に對し、その從來保持せる支配的地位を維持強化せんとするものと見るの外なき處、東亞諸國が過去百有餘年に互り米英の帝國主義的搾取政策の下に現状維持を強ひられ兩國繁榮の犠牲たるに甘んぜざるを得ざりし歴史的事實に鑑み、右は萬邦をして各其の所を得しめんとする帝國の根本國策と全然背馳するものにして、帝國政府の斷じて容認する能はざる所なり。

合衆國政府今次提案中、佛領印度支那に關する規定は正に右態度の適例と稱すべく、佛領印度支那に關して佛國を除き日、米、英、蘭、支、泰六國間に同地域の領土主權の尊重並に貿易及び通商の均等待遇を約束せんとするは、同地域を六國政府の共同保障の下に立たしめんとするものにして、佛國の立場を全然無視せる點は暫く措くも、東亞の事態を紛糾に導きたる最大原因の一たる九國條約類似の體制を新に佛領印度支那に擴張せんとするものと觀るべきものにして、帝國政府として容認し得ざる所なり。

(五) 合衆國政府が支那問題に關し帝國に要望せる所は、或は全面撤兵の要求と云ひ、或は通商無差別原則の無條件適用と云ひ、何れも支那の現實を無視し東亞の安定勢力たる帝國の地位を覆滅せ

(一七)

んとするものなる處、合衆國政府が今次提案に於て、重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的政治的且經濟的に支持せざることを要求し、南京政府を否認し去らんとする態度に出でたるは交渉の基礎を根底より覆すものといふべく、右は前記援蔣行爲停止の拒否と共に、合衆國政府が日支間に平常状態の復歸および東亞平和の回復を阻害するの意思あることを實證するものなり。

五、要之、今次合衆國政府の提案中には、通商條約締結、資産凍結令の相互解除、圓弗爲替安定等の通商問題乃至支那における治外法權撤廢等本質的に不可ならざる條項なきにあらざるも、他方、四年有餘に互る支那事變の犠牲を無視し、帝國の生存を脅威し權威を冒瀆するものあり、従つて全體的に觀て帝國政府としては交渉の基礎として到底これを受諾するを得ざるを遺憾とす。

六、なほ帝國政府は、交渉の急速成立を希望する見地より、日米交渉妥結の際は、英帝國その他の關係國との間にも同時調印方を提議し、合衆國政府も大體これに同意を表示せる次第なる所、合衆國政府は英、濠、蘭、重慶としばしば協議せる結果、特に支那問題に關しては重慶側の意見に迎合し、前記諸提案をなせるものと認められ、右諸國は何れも合衆國と同じく帝國の立場を無視せんとするものと斷ぜざるを得ず。

七、惟ふに合衆國政府の意圖は、英帝國その他と苟合策動して、東亞における帝國の新秩序建設による平和確立の努力を妨害せんとするのみならず、日支兩國を相鬪はしめ以て英米の利益を擁護せんとするものなることは今次交渉を通じ明瞭となりたる所なり。かくて日米國交を調整し、合衆國政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失はれたり。よつて帝國政府は、こゝに合衆國政府の態度に鑑み、今後交渉を繼續するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり。

外務省公表日米交渉の經過——昭和十六年十二月八日午前八時半發表

一、日米間の交渉は本年春頃より華盛頓に於て開始せられ、四月中旬米國政府より非公式試案の提示ありたるが、右提案の内容は、(一)兩國の抱懷する國際觀念及國家觀念、(二)歐洲戰爭に對する態度(三)支那事變に對する態度、(四)日米兩國間の通商、(五)太平洋地域における經濟活動、(六)太平洋地域の政治的安定、(七)比律賓中立化等の項目を含み、これを太平洋全般の問題に關する一般的協定の基礎たらしめんとするものなり。本案には日本政府に於て受諾し得ざる幾多の點あり。同案中米國政府は、日獨伊三國同盟條約に關しては米國が自衛の名を藉りて歐洲戰爭に參入する場合帝國が太平洋方面において米國の安全を脅威せざることに付保障を求め、又支那事變に關しては米國の

容認する基礎條件を以て日支和平を仲介せんとせり。依て帝國政府は五月中旬、三國條約に付ては我軍事援助義務は同條約規定の場合に發動する旨を明かにし、又支那事變に付ては米國は近衛三原則、日支基本條約及日滿華共同宣言を了承し、我善隣友好政策に信賴して重慶に對し和平を勸告すべく重慶に於て右勸告に聽從せざれば重慶援助中止を申入れり度旨を要求する等の修正を加へたる對策を提出し交渉を重ねたる處、六月下旬米國政府より、前記四月案に比し米國の主張を更に具體的ならしめたる修正案の提示あり、爾後交渉は同案を繞り繼續せられたり。

二、然るに七月、第三次近衛内閣成立後間もなく帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き、佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、米國は帝國に對し資産凍結を行ひ經濟的壓迫を加へ來れるが、帝國は依然平和解決の希望に促され八月近衛首相より「ルーズヴェルト」大統領に對し「メッセージ」を以て帝國政府の平和的意圖を開陳すると共に、危局救済の爲には一刻も速に兩國首腦者會合の必要なる所以を申送りたり。之に對し米國は主義上賛意を表したるも、交渉中の懸案特に三國條約問題、在支日本軍隊駐留問題及國際通商無差別待遇問題に關し、先づ合意成立するに非ざれば之を實行に移し難しとの態度を固執し、且前記六月案を固持して讓歩せざりしに依り、我方は九月六日局面打開案を提示し、次で同二十五日に至り、之等我方の主張に前記米國側六月案を參酌せる新案を

提出し交渉を重ねたるが、十月二日米國は、豫ねて其の國際關係の基準として固持し來れる四原則即ち、(一)一切の國家の領土保全及主權尊重、(二)他國の内政不干涉、(三)通商上の無差別待遇、(四)平和手段に依るの外太平洋における現状の不變更なる諸原則の適用に關する帝國の意圖並に前記三問題に關し、帝國政府の見解を更に明示せんことを要求し、交渉は之がため難關に逢着するに至り、遂に停頓の儘十月中旬第三次近衛内閣は挂冠せり。

斯の如く兩國の見解對立を來したる所以のものは、米國が國際關係處理に付獨善的見解に立脚せる架空の原則的理念を強硬に固執し、東亞の實情を顧みず、之を其儘支那其他に適用せんことを主張し居ることに起因するものにして、米國にして右の態度を固持するにおいては本交渉の妥結は極めて困難なる狀況にありたり。

三、現内閣においては太平洋の平和を顧念する爲、交渉を繼續することに決し、公正なる基礎において妥結を圖らんとする見地より、當時交渉の主要問題たりし三事項に付、(一)三國條約に關聯する自衛權問題に付ては米國において自衛權の觀念を濫りに擴大せざる旨明確にすることを要求し、(二)通商上の無差別待遇原則に付ては右原則が全世界に適用せらるゝにおいて右が支那を含む全太平洋地域に適用せらるゝことを異議なきこととし、(三)撤兵問題に付ては支那事變の爲支那に派遣せられ

たる日本軍隊の一部は日支間平和成立後一定地域に所要期間駐屯すべく、爾餘の軍隊は平和成立と同時に日支間協定に従ひ撤去を開始し、治安確立と共に撤去すべく、又佛印に派遣せられ居る軍隊は支那事變解決するか又は公正なる東亞の平和確立するにおいては直に之を撤去すべしとの案を得、右案により交渉を續行せり。此間政府は、日米交渉成立の際は關係事項につき英國其他の諸國とも同時に諒解の成立方米國側において斡旋すべきことを要望し、尙本件交渉につき萬全の努力を拂はんが爲、來栖大使を米國に急派し、野村大使を援助せしむるとせり。然るに米國側は日米協定成立せば帝國は三國條約を保持するの要なかるべく、右は消滅若は死文となることを希望する旨反復力説し、通商無差別原則は無條件に支那に適用することを主張し、列國共同の下に支那の經濟協同開發を行ふと等を包含する經濟政策に關する日米共同宣言案を提出せり。よつて帝國政府は、右に對し、通商無差別原則に付ては帝國は同原則が全世界に適用せられることを希望し、右希望の實現に順應して支那に對しても同原則の適用を承認すとの趣旨を答ふると共に、右共同宣言案に付ては支那共同開發提案は支那國際管理の端緒となる虞あるをもつて受諾し難きとを述べ、米國側に撤回を求めたり。

四、十一月十七日以來、野村大使は來栖大使と共に大統領及國務長官と會見を重ね、交渉急速妥結の要あることを力説せる處、大統領は支那問題に付ては日支間和平の「紹介者」たるの用意ありと述べ

又國務長官は、帝國が獨逸と提携し居る限り日米交渉は至難なるを以て先づ此の根本的困難を除去する必要ある旨を強調し、兩三回に互り論議を重ねたるも、難關は依然として、三國條約、國際通商無差別待遇問題及支那問題に在ること明かとなれるを以て、帝國政府は、兩國國交の破綻を回避する爲最善の努力を竭さんとする考慮に基き、樞要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲、十一月二十日左の新提案を提出せり。

- (一) 日米兩國政府は孰れも佛印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力的進出を行はざることを確約す。
- (二) 日米兩國政府は蘭領印度においてその必要とする物資の獲得が保障せらるゝ様相互に協力するものとす。
- (三) 日米兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すべし。米國政府は所要の石油の對日供給を約す。
- (四) 米國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざるべし。
- (五) 日本政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域における公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべき旨を約す。

日本政府は本了解成立せば、現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍はこれを北部佛領印度支那に移駐するの用意あることを闡明す。

右に對し、國務長官は、帝國が三國條約との關係を明かにし平和政策採用を確言するに非ざれば、右第四項を受諾し援蔣行爲を停止する事不可能なりといひ、又大統領の所謂日支間和平の「紹介者」たらんとする提案も、日本の平和政策採用を前提とするものなる旨を述べ、第四項につき大なる難色を示したるを以て、我方は、兩大使をして國務長官に對し、大統領の紹介により日支直接交渉開始せらるる場合、和平の紹介者たる米國が依然援蔣行爲を繼續せんとするは平和成立を妨害するものにして、その態度に矛盾あることを指摘し、米國政府の反省を要請せしめたり。

五、然るにこの間、米國政府は英濠蘭および重慶代表と協議する所あり。十一月二十二日國務長官は兩大使に對し、南部佛印よりの撤兵のみにては南太平洋方面の急迫せる情勢を緩和するに足らずとする旨、ならびに大統領の所謂日支間の紹介は時機いまだ熟せずと思考する旨を述べたり。

米國政府はその後も前記諸代表と協議を重ねをりたるが、二十六日、國務長官は兩大使に對し、二十日の我提案については慎重研究を加へ關係國とも協議せるも遺憾ながら同意し難しとて、今後の交渉の基礎案として大要左の如き案を提出せり。即ち

(一) 日米相互間において實際に適用すべき根本的原則として、政治關係においては前述の四原則を再述せるが、唯そのうち第四點を紛争の防止及平和的解決並に平和的方法及手續に依る國際情勢改善の爲、國際協力及國際調停遵據の原則と改め、經濟關係に於ては主として前記政治的原則の第三、通商上の機會均等及平等待遇の原則を敷衍し

(二) 日米兩國政府の採るべき措置として

(イ) 日米兩國政府は英、蘭、支、蘇、泰と共に多邊的不可侵條約の締結に努む

(ロ) 日米兩國は日、米、英、支、蘭、泰國政府との間に佛印の領土主權を尊重し、佛印の領土主

權が脅威さるる場合必要なる措置に關し即時協議すべき協定の締結に努む

右協定締結國は佛印に於ける貿易及經濟關係に於て特惠待遇を排除し、平等の原則確保に努む

(ハ) 日本政府は支那および佛印より一切の軍隊（陸、海空および警察）を撤收すべし

(ニ) 兩國政府は重慶政府を除く如何なる政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せず

(ホ) 兩國政府は支那に於ける治外法權（租界及び團匪議定書に基く權利を含む）を放棄し、他國にも同様の措置を懲通すべし

(ヘ) 兩國政府は互惠的最惠國待遇及び通商障壁低減の主義に基く通商條約締結を商議すべし（生

絲は自由品目に置く)

(二六)

- (ト)兩國政府は相互に資産凍結令を廢止す
  - (チ)圓弗爲替安定に付協定し、兩國夫々半額宛資金を供給す
  - (リ)兩國政府は第三國と締結し居る如何なる協定も本協定の根本目的即太平洋全地域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付同意す
  - (ヌ)以上の諸原則を他國にも懲憑すること
- を提案せり。

右に付、兩大使は其不當なるを指摘し強硬なる應酬をなせるが、國務長官は讓歩の色を示さず、越えて二十七日大統領は兩大使に對し今猶日米交渉の妥結を希望せざるに非ざるも、暫定的方法に依り局面打開を計るは、兩國の根本主義方針が一致せざる限り結局無效と思考する旨を述べたり。依て帝國政府は米國に對し、十一月二十日の我方提案は最も公正なる基礎に於て從來の彼我主張を十分考慮の上作成せられたるものなるにも拘らず、米國が之に同意するを得ずと爲し、東亞の現實を無視せる新案を提出し、殊に支那問題に關しその態度を豹變せるは米國の誠意を疑はしむるものなるに付、米國側に於て反省せんことを要求せるが、國務長官は從來の態度を固執するのみにて交渉の本質

的問題につて更に商議を進めんとする色なく、越えて十二月二日に至り「ウェルズ」次官は、大統領の命なりとて、情報によれば最近佛印方面に於て日本軍隊の移動増強行はれ居れりとして、右に關する帝國の眞意を照會越したり。依て帝國政府は、右は佛印と支那との國境附近に於て支那軍が頻に蠢動し居るに鑑み之に備へんがため北部佛印に於て一部兵力の増強を行ひたるものなる處、之と關聯して自然南部に於ても部隊の移動が行はれたるものなるむねを回答したるが、この間、米國政府は對日包圍陣を急速に増強すると共に、輿論を指導し、交渉決裂の場合の地固めをなすに至れり。

六、從て前記米國提案に對し、帝國政府は十二月七月附を以て別添「對米覺書」を以てその態度を明かにせり。

## 對英米戰の見透と覺悟

昭和十六年十二年八月は、我が皇國の歴史に於て永遠に記念せられる日となる運命を擔つた。此の日、大詔は渙發され、英米兩國に對して戰端は開かれた。我が忠勇なる軍隊は、早くも香港、馬來、比島、グアム、布哇等に於て決死の活動を展開した。我が全國民は、今こそ眞に一億一心、如何なる

(二七)



困苦をも突破して、肇國に未曾有の此の大戦に必勝を期さねばならない。

顧るに米英が、東亞に於ける我が國の主張乃至行動に苦情を唱へた歴史は舊い。それは溯れば日露戦後までに至る。彼等は一方には自己の領土を閉鎖し、或は我が移民を排斥し、或は我が商品の販路の擴張を阻みながら、他方に於ては常は支那大陸の門戸開放を主張した。之れは拘も道理に一致せざる所であると共に、また我が國の利益と到底兩立し難き彼等の態度であつたのである。此の事は、今こゝに詳しく述べる暇が無いが、今次の對英米戦の前途を考へる上に、深く肝に銘じて置かねばならぬ點である。

昭和六年滿洲事件が発生し、次で滿洲國が我が國の擁護の下に成立するや、英米が右の主張に基いて、強烈に抗議を提出し來つたことは言ふまでもない。我が國は、爲めに遂に國際聯盟を脱退し、彼等と火花を散らす激突を演じたことは、國民の未だ記憶に新たな所でなければならぬ。英米が、國際聯盟を卒ひて、我が國に對し經濟封鎖を執行するかも知れぬといふ情勢は、當時も既に感ぜられた所であつた。

ところが、そこに更に昭和十二年日支事件は勃發した。而して爾來我が國が、日滿支ブロックから進んで大東亞共榮圈の形成を目標として、其の主義を闡明し、且つ實行するに従つて、英米との衝突

は愈よ激化した。其の經過は、茲に改めて記すまでもなく、讀者の善く記憶する通りである。

英米との國交の破局は、以上の如く殆ど歴史的運命とも云ふべき狀況で近づきつゝあつたが、そこに更に一大轉機を劃する事件は起つた。それは昨昭和十五年九月日獨伊三國同盟が成立したことだ。

周知の如く、獨英は昭和十四年九月以來死活の苦闘を戦つてゐる。伊國も亦昭和十五年六月から獨逸の與國として參戰した。而して米國は未だ參戰こそしないが、事實上英國の同盟國として、飽まで獨伊の陣營を撃滅せねば止まざる氣勢を示し、着々其の線に副ふて行動を起してゐる。そこに我が國は獨伊と同盟を結び、「三締約國中何れかの一國が、現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し居らざる一國に依つて攻撃せられたるときは、三國は有らゆる政治的、經濟的及び軍事的方法に依り、相互に援助すべきこと」を約したのである。何うして遂に我が國と英米とは妥協の餘地を見出し得よう。我々は從來、深く我が政府の意圖を察し、露骨の言論を吐くことを深く慎んだ。併し實狀を告白すると、さらぬだに衝突必至の運命にあつた我が國と英米とが、更に日獨伊三國同盟成立を見て、如何にして其の破局を救ひ得るかを疑つた。本年一月米國政府が、國防促進法案を議會に提出するや、同月二十五日の「東洋經濟新報」には、次の如く論じた。

「最近の米國政府の狂氣せるが如き態度は、東西洋を擧げて一觸即發の危機に迫り込んだ。從來とて

も日獨伊三國と米國との關係は、屢々火花を散らさんとする形勢があつた。併し未だ互に用心して、容易に近接しなかつた。然るに今や米國の突進で、三國は正に鏖競合の状態になつた。大統領は言ふ。米國は宥和主義者が提唱する如何なる平和にも同意しないと。蓋し日獨伊三國に於ても、最早今日に至つては宥和政策を用ゐる餘地を見出し得ないであらう。萬一にも左様な弱氣が、三國の何れかに存するなら、其の結果は敗北の他は無い。切り結ぶ劍の下は地獄なれ、身を棄ててこそ浮ぶ瀬はあれ。之れは劍道の極意と稱せられる歌である。蓋し今日の三國の生きる道も亦此の外にはないであらう。

記者は以上の見地から、我が國は先づ如何なる犠牲を拂ふとも、獨伊を援助し、此の兩國をして歐洲の戰場に勝利者たらしめねばならぬと、提唱する。勿論我が國は東亞に於て現に戦争を續けてゐる。場合に依つては、更に大なる戦争をも辭し得ないであらう。併しそれ故に、若し獨伊を援けることが出來ず、萬一にも歐洲に於て此の兩國が敗戦の憂目を見るに至つたら、其の結果は何うなるか。我が國は、假令現在の武力を少しも損傷せず、或は更に増強せる武力を保持するとも、果して安泰なるを得ようか。(中略)

獨伊を、然らば我が國は如何なる方法を以て援助するか。其の具體策に就ては、記者は茲に論ず

ることを暫く遠慮する。併し此の點に於ても亦米國政府が爲しつゝあり、又爲さんとしてゐる所は直ちに取つて参考となし得やう。米國大統領は言ふ「我々は益々多數の船舶、飛行機、戦車及び大砲を送るであらう」と。而してスチムソン陸軍長官は議會に於て、武器貸與案は、必要とあらば米國海軍の一部をも英國に讓渡する權限を大統領に附與するものだと言明したと傳へられる。而かも大統領は之れを以て「戦争行爲ではない」とも説いてゐる。我が國が有効に獨伊を援助する方法も亦決して之を發見するに苦しまぬのである。勿論如何なる手段に依るにせよ、此の際有効に獨伊を援助するとせば、そこに非常の冒險の伴ふことは、免れぬ數である。併しこれは、我國民としては既に三國同盟締結の利那から覺悟してゐた所であつて、政府も勿論同様であるに相違無い。況や四圍の情勢は、斷じて孤疑逡巡を許さざる事態となれるに於てをや。」

斯くて我々は、米國に對して最早我が國が宥和政策を施することの無効を説き、躊躇する所なく、獨伊に實力の後援をなすべきことを主張したのである。

けれども我が政府は、敢て今日まで隱忍し、對米交渉を繼續した。我々は、之れを以て、一部の論者の如く、必ずしも政府を責めんとする者ではない。責任ある政治家が、假令無益であるまでも、最後の最後まで全力を盡し、平和の維持を計るのは、亦其の尊き任務の一であるからだ。

併し不幸にして、我が政府の此の努力は酬いられなかつた。我々が窃に抱いた豫測は的中した。其の顛末は、今回初めて外務省より發表された日米交渉の経過及び十二月七日の對米覺書（いづれも前掲）等に依つて明かだ。彼は、我が政府が、數次の交渉の結果、彼の主張をも取り入れて、十一月二十日、（一）兩國政府に於て、佛印以外の南東亞細亞及び南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること、（二）兩國政府は、蘭領印度に於て必要とする物資の獲得が保障せられるやう相互に協力すること、（三）兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すること、（四）合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を興ふる如き行動に出でざること、（五）帝國政府は、日支間和平成立するか又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、又本了解成立せば、現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍は之れを北部佛領印度支那に移駐する用意あること等の條件を提議したるに拘らず、同意せず、却つて支那よりの我が陸海軍の無條件全面撤兵、南京政府の否認及び日獨伊三國同盟の破棄を要求し、頑として讓歩の色を示さなかつたのである。

のみならず彼はまた英蘭支等と聯合し、着々武力的に我が國の周圍を包圍する態勢を強化したるのみならず、英國は遂に最近彼の有する新銳の主力艦二隻の中の一隻たるプリンス・オブ・ウェールズ號をシンガポールに回航し來るに至つた。先に彼等が、資産凍結令を實施し、我が國に經濟封鎖を布いたことは、改めて云ふまでもない。彼等は、斯くて一方に匕首を突き付けつゝ、外交上に於て其の主張を我れに強要するの策を取つた。若し我が國にして之れに従ふなら、それは全く英米に降伏するものである。畏くも宣戰の詔書に「事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ」と宣せられた所以である。

日・英米戰は、斯くて其の必然性に従つて、到來した。豫て我が國力を見くびり、我が政府を弱腰なりと觀察した英米は、或は我が國の此の蹶起に愕然としてゐるかも知れぬ。併し東條首相も、十二月八日の放送（前掲）に於て言へる如く、今回の戰爭の「當面の敵は物資の豊富を誇り、之に依つて世界の制覇を目指」せる強の者だ。從來の重慶相手の戰爭などは比較にならぬ。それは必ず大規模強烈のものであらう。が中にも此の際特に國民の覺悟を要するは、此の戰爭が恐らく超長期戰たるべきことだ。其の理由は、前記した所に依つても明かだ。彼等と我國との主張には、日露戰後にまで溯る歴史的、根本的の相違がある。之れを解決する此の戰爭が、しかく短期に終るわけがない。

更に英米が、最近如何なる心境にあるかを見よう。米國のローズヴェルト大統領と英國のチャーチル首相とは、去る八月某洋上に會談し、所謂八項目の共同宣言を發表した。其の第八項には、彼等が

見て世界の平和を攪亂する惧れある國に對しては、戦後武装を解除する旨を揚言してゐる。其の後英國のチャーチルは、議會に於て之れを更に敷衍して演説した。謂ふ所の平和を攪亂する惧ある國とは、第一に獨逸を指すこと勿論だが、また我が國をも含む意味なることは、殊に今日に至つて明かだ。暴慢無禮の次第だが、また彼等の覺悟が奈邊にあるかが窺はれる。英米に取つても、今回の一戦を失ふことは、即ち彼等の國威を失墜し、其の國運の衰頹を意味するからである。斯くて此の戦争は、敵も味方も、最後の一兵に至るまで戦ひ抜かざるを得ぬ世界始つて以來の大闘争だ。幸にして上に英明の聖天子を戴き、下に忠勇無比の皇軍を有する我が國が、必然、勝者の榮冠を獲得すべきは疑ひないが、さりとて我が國民は斷じて心を安んじてはならぬ。米英は、第一陣に破るれば、第二第三第四と陣容を更めて迫り來るであらう。我は其の悉くを撃破しなければならぬ。戦場の事は唯だ皇軍に信賴すれば足ると雖も、銃後の努めとして國民は、速に強固なる政治及び經濟體制を整へ、如何なる超長期戦にも應じて、びくともせぬ用意こそ肝要だ。

## 第一部 資産凍結後の日本經濟

### 第一節 東條内閣の經濟施策

#### 一、東條新内閣の生誕

前輯の本年報を執筆の際、筆者の念頭にあつた豫想は、次輯の年報を讀者の手に送る頃には、對英米關係は恐らく和戦何れかに決着を見てゐるであらう、と云ふことであつた。それ程に當時の對外情勢は押し詰り、國內の空氣もまた緊迫してゐた。然るに幸か不幸か、現在の瞬間に於ては、まだ事態は何れとも決定するに至らない。問題の日米交渉は、尙ほ未解決のまゝに残されてゐる。けれども、このことは、決して對英米關係の轉換を意味するのではない。たゞ和戦決定の時期が暫く繰り延べられてゐるに過ぎないのである。と云ふよりは寧ろ、我が國民は最後の決意をなすべき段階に到達したと稱する方が、妥當であらう。東條新内閣の誕生、英米の對日包圍陣強化等の一聯の動きは、かゝる

觀測を裏付けるに充分であると思ふ。

東條新内閣が誕生するに至つた詳しい事情は、後節に譲つてこゝには繰返さない。が、その性格を要約すると、統帥と國政との統一と云ふ點に盡きるであらう。明治維新以來先例の殆どない、現役軍人の首相と陸相との兼任が、今回斷行せられたのは、かゝる意圖の然らしめた結果だと見られる。そして統帥と國政との統一の狙ひとするところは、從來政治力結集に際し最も弱點となつてゐた問題を取り除き、非常事態に處する強力政治の實現を期せんとすることにあつた。こゝに新内閣の覺悟が偲ばれるわけだ。

勿論、かく決心と實行力とを持つ内閣が誕生したにしても、そのこと自體だけでは、直ちに最悪事態の勃發を意味しない。現にまた十月十八日に新内閣が生れて以來、今日までの経過が、その然らざることを證明してゐる。それ處か去る十一月五日、前駐獨大使來栖氏が「野村大使を援助」する目的を以て急遽米國に飛んだ事實は、却つて一應事態の緩和をさへ思はしめるであらう。けれども我が國の國策は既に不動のものとして決定されてゐること、東條首相の就任第一聲に徴しても明かである。而も米國は、依然我が國策たる東亞共榮圈の樹立には反對の態度を變へぬものゝ如くである。ローズヴェルト大統領、ハル國務長官ともに、日米問題には相變らず極めて慎重で、固く口を緘してゐる。

従つて米當局者の意向は窺ふに由ないが、ノックス海軍長官等の反日言辭は、畢竟米政府の意圖を代表するものと考へて大過あるまい。また、來栖氏の着米以來、野村、來栖兩大使と米國政府首腦部との今日までの數次に互る會談においても、米國側は依然として原則論に固執して譲らないとの外電が頻りに傳へられてゐる。

かく觀て來ると、來栖大使の派米は、日米交渉の遷延を許さず、愈々和戰のけじめを付けんとする最後の手段であり、而もその成功が頗る覺束ないものであることが理解される。國內に於ては既に國策遂行のためには最悪事態の勃發をも乗り切る政治力が準備され、對外關係はまた愈々抜き差しならぬ時期に迫つてゐる。國內が擧げて戰時態勢の強化に集中され、經濟部面でもこれに即應する機構を整へつゝあるのは、従つてまた當然の成り行きと云はねばならない。

## 二、經濟閣僚の抱負

臨戰態勢なる言葉が、第三次近衛内閣の生れた時から一般化した事實に徴しても明かなやうに、英米との最悪事態に處する準備は、既にその當時から着々と進められて來た。經濟的側面に就て見ても國家資力の配分を計畫化する財政金融基本方策要綱が七月に決定せられたのを始めとし、金融・株式

對策としては時局金融融資團の創設、日本協同證券會社の活用擴充、株式價格統制並に株式評價臨時措置の施行等が相次いで實現した。増産貫徹の方策としては、勞務調整の擴充強化による勞力の捻出、補助金交付の増額による企業利益の補償等が進められた。また第三國貿易の杜絶に對應するため輸出入滞貨の棚上げ乃至買取りの應急手段が講ぜられると共に、未働遊休設備の整理にも準備が進められつゝあつた。内閣が更迭しても、従つて根本的には、新につけ加へるべきものが最早や決して多くはない道理である。新内閣に課せられた問題は、これらの前内閣の手に成る準備を具體化し、これに伴つて統制の度合ひを強める點にあると云つてよいであらう。

岸商相が、就任の第一聲の中で述べたところは、この點を最も端的に表明してゐる。即ち商相の言によれば「いまの商工省として差し當り解決せねばならぬ當面の國務としては、統制會問題、明年度豫算の編成、行政事務の再編成問題、或は中小商工業對策、貿易問題、物價問題等であらう。貿易問題は東亞共榮圈貿易の確立に向つて邁進するのみであり、物價政策は、如何なる内外情勢に逢着しようとも既定の低物價政策をそのまゝ堅持して行くことには絶對變りはない。總ての具體策は、かくの如く、何れも從來行はれ來つたところの基本線の上に、たゞ之を強力に推進せしめて行く以外、此の際何等新たなる方策の存しやうはないのである」(十月十九日付東朝)。そしてこれが實施の方策とし

ては、「商工大臣の責任に於て、一旦口外しこれを表明したところの政策は、必ず如何なる障礙を排除しても實行して見せる」ほかないと附け加へてゐる。

言葉は短いが、賀屋新藏相の抱負もまたこれと大同小異と考へられる。例へば、同じく就任當時藏相は、新聞記者團との會見に際し、財政經濟政策の根本方針は、「事變勃發以來漸を追つて進行しつゝあり、方向は既に決つてゐる。問題は進行の速度にあるのであつて、今後はより多くを的確に實現して行く」にあると答へてゐる。

併し乍ら、新内閣の財政經濟方策はかやうに從來の方針の延長であり、その強力な實行にあるとしても、それは決して事の容易さを意味するものではない。通常議會も間近に迫つた十一月十五日に急遽臨時議會を召集せねばならなかつた一事は、それを最も明瞭に示してゐる。臨時議會召集の一斑の理由は、公にせられたその理由書からでも直ちに判る通り、事態の容易ならざることを卒直に述べ、以て國民の覺悟を促さんとする政治的必要に出でたものであつた。そして議會に於ける東條首相、東郷外相の演説でもこの點が、特に強調されてゐる。けれども、かゝる覺悟を促すべき經濟的理由は、取りも直さず老大な軍事費の追加要求と、これに關聯する諸種の統制強化法律案とに、協賛を求めらるることにあつたと稱するも過言ではないであらう。

## 三、軍事費追加三十八億圓

臨時議會に提案せられた政府提出案は、豫算案四件、法律案七件、承諾案二件、合計十三件に上つた。そして何れも原案通り通過を見たのであるが、その中心をなすものは、臨時軍事費追加豫算である。と云へる。軍事費の支出が、對英米關係急悪化のため、愈々増大の勢を強めつゝあることは、誰にも想像されるところであり、事實また事變公債の巨額に上る發行によつて、その片鱗が窺はれた。しかし本十六年春の通常議會には、二回に互つて夫々十億圓及び四十八億八千萬圓、都合五十八億八千萬圓に及ぶ大なる事變費が議會の協賛を得たのであり、また二、三ヶ月を待てば、次の通常議會に於て必要額の協賛を求めるところも出來た筈である。従つて急遽追加豫算を計上する程の必要は、一般には理解されず、よしそれを豫測し得たとしても、その金額は、必ずしも大きいものとは思はれなかつた。然るに政府は一舉三十八億圓の事變費追加を計上したたのである。右の第七十六議會通過分と合するときは、實に九十六億八千萬圓の巨額に達することになる。而も政府は、この臨時議會に於ける追加豫算の成立を待ち切れず、去る十月二十八日の閣議決定により、一般會計第二豫備金から七千五百萬圓を割いて臨時軍事費に繰り入れてゐる。これを加算するならば、十六年度における事變費の總額は更に九十七億五千五百萬圓に殖える。

尤も事變費には元來年度割がなく、必要に應じて之を計上して行く仕組みである。今回の追加三十八億圓も、従つて何時までに使ふ豫定であるのか判らない。しかし前述の如く通常議會にはまた改めて追加豫算が計上される筈だから、この三十八億圓は、遅くとも通常議會の終る明年三月までの經費と見て大過あるまい。とすると、右の九十七億五千五百萬圓の事變費も、大體十六年二月から十七年三月までの十四ヶ月分の經費となるわけだ。これは月平均にしてザツト七億圓に當る。十五年度分に相當する事變費の月平均支出が、豫算において三億七千萬圓、激増した實際支出（推定）においても五億圓足らずであつたのに比較すると、際立つた膨脹と云はねばならない。

このほか臨時議會は、一般會計に於ても五億一千五百萬圓の追加豫算を成立させた。うち二億一千五百萬圓は、大藏省所管經費として臨時軍事費特別會計に繰り入れられる分で、謂はゞ通り抜け勘定たるに過ぎない。これを控除すると、實際の膨脹額は三億一百萬圓に止まることになる。またその費目も、農林省所管の米穀生産奨励に要する經費一億八千五百萬圓、大藏省所管の第二豫備金追加八千萬圓の二つが主要なもので、他は殆ど云ふに足りない。けれども、假令三億圓の追加と雖も、事變費激増の折柄輕視し難いこと云ふまでもなく、本年九月の物動計畫改訂に伴つて斷行せられた一般會計

(一) 豫算追加後の十六年度歳出入 (百萬圓)

歳	一六年度		比較増
	一五年度	一六年度	
歳出	10,033.7	11,105.1	1,071.4
内 一般會計	6,173.8	7,995.1	1,821.3
臨時軍事費	4,460.0	5,880.0	1,419.0
歳入	6,166.8	7,995.1	1,828.3
内 一般會計	4,130.8	4,910.7	779.9
普通歳入	79.5	80.5	1.0
前年度剩除金	79.5	0	-79.5
公債	1,906.5	3,004.0	1,097.5
臨時軍事費	4,460.0	5,880.0	1,420.0
普通歳入	786.1	905.2	119.1
公債	3,673.9	4,974.8	1,300.9
計	9,976.8	11,205.1	1,228.3
普通歳入	4,336.9	5,145.8	808.9
前年度剩除金	79.5	80.5	1.0
公債	5,580.4	7,978.8	2,398.4

通常議會 臨時議會 計  
 歳出 10,033.7 11,105.1 1,071.4  
 歳入 6,166.8 7,995.1 1,828.3  
 歳入超過額 3,866.9 3,110.0 \* 788.3  
 歳入不足額 3,866.9 3,110.0 \* 788.3

(備考) 兩會計合計は重複勘定を控除。\*印は第二豫備金より繰入七四、六〇千圓を合算。

勘定を控除しても、その額は四十一億一千萬圓を算するのである。その結果表示の如く、十六年度の兩會計合計歳出豫算額は、百七十三億七百萬圓の巨額に達するに至つた。

勿論此の總てがこれから新に支出されるのではなく、年度の半ば以上を經過した今日では、恐らくその半ば前後が、既に支出済みと考へられる。がそれにしても、十六年十二月以降十七年三月までの政府支出が、従來に比して一段と殖える筋合にあることは固より説明の要がないであらう。とすれば既に豫算消化のため相當の工夫を必要とした今日までの經過に鑑み、今後の對策の容易ならざること、自ら推察される。而もかかる歳出膨脹はたゞに今十六年度に止まらず、明十七年度乃至はそれ以後にも續くにおいては、尙ほ更だ。

四、大増税實施さる

臨戰態勢強化に伴ふ以上の如き歳出激増の齎す問題は、固より簡單ではない。それは我が國戰時經濟の全體に影響を持つと云はなければならぬ。しかしそのうちでも先づ考慮を要するのは、かかる老大な歳出の財源を何に求むべきか、と云ふ點にほかならぬ。そして第一に考へられるのは云ふまでもなく増税であるが、現に政府もこの必要を痛感し、直接、間接兩税に互つて大増徴を行ふに決した。殊に増収額の大きいのと、直接的に消費規正に役立ち得るのとの兩點から、間接税の増徴を大中に行ふべく、先づ臨時議會にその大増徴案を提出、十二月一日より愈々之が實施を見るに至つた。



右間接税増徴案の詳しい内容はこゝに紹介する餘白を持たぬが、その大綱は、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、通行税、建築税、骨牌税及び印紙税の十項目に亙つて思ひ切つた税率引上げを行ふと共に、従来右の課税から除外されてゐたものにも可なり廣汎に亙つて新に課税すると云ふにある。その結果、酒税並に清涼飲料税は總税額において五割程度、砂糖消費税は同二割を増徴し、物品税は奢侈的性質の如何によつて舊來の税率百分の十乃至百分の二十を百分の二十乃至百分の五十に、遊興飲食税は同百分の十五——三十を百分の二十乃至百分の百に、入場税は百分の十乃至三十を百分の二十乃至八十に、建築税は百分の十を百分の二十に、夫々引上げた。骨牌税、印紙税もまた共に十割程度の増徴が行はれる。のみならず、これに平行して多くの物品が新に物品税を課せられることとなつたり、又食事代を除き五圓以上の宿泊料に對しては、遊興飲食税として今後二〇%から三〇%の課税が行はれる。

以上の大綱によつても、今回の増税の徹底振りが察せられるが、これによつて得られる増税見込も勢ひ相當の額に上り、十二月初以降三月までの今年度だけで一億七千三百萬圓、平年度では六億三千五百萬圓と推定されてゐる。この増収が如何に大きいものであるかは、過去に於ける増税と比較すれば一層明瞭となる。周知の通り、事變以來十五年春まで、既に増税の行はれること四回に及んだが、

そのうち最も規模の大きかつたのは十五年春（第七十五議會）のそれであつた。而も當時の増税見積りは、地方分與税特別會計への繰入れ分を別にすると平年度で六億五千二百萬圓に過ぎなかつた。そのうち今回の増税と比較し得る間接税のみを採つて見ると、一億九千一百萬圓に止まつたのである。即ち今度の増収の三分の一にも達しなかつたのである。

かゝる大規模の間接税増徴に加へて、政府は更に煙草の値上げ、鐵道運賃の引上げ、電信・電話料金の改訂等を行ひつゝある。煙草の値上げは増税に一步先んじて、早くも十一月一日から實施されたが、これに基く專賣局益金の増加は、十六年度四千一百萬圓、平年度一億四千六百萬圓の豫定で、これまた曾て比を見ぬ増収振りである。鐵道運賃の引上げは稍々遅れてその實施は十七年早々からの豫定であり、電信・電話料金の改訂は目下遞信當局が立案中で、具體案さへ明かにされない。従つて兩者ともその増収分がそのまま一般會計の財源に繰入れられるにしろ、今年度に寄與するところは餘りないであらうが、鐵道の運賃引上げだけでも平年度には年二億圓の増収を見込み得ると云はれるから輕視出來ぬ金額である。

## 五、徹底を要する公債消化策

追加歳出に對する財源獲得のため、類例のない間接税の増徴がかくして遂に斷行せられた。がしかし、かゝる思ひ切つた増税にも拘らず、それによつて得られるべき増収は、歳出の規模に比するとき、九牛の一毛たる感なきを得ない。前述の通り、今回の追加歳出は一般並に臨時軍事費を合せて四十一億百萬圓に上るに對し、税收の増加は專賣局益金を合せて二億一千五百萬圓、即ち五%二にしか當らない。歳出節約等を見込んで、歳入豫算の計上は歳出豫算より幾分少額となつてゐるが、此の歳入合計に比較しても、依然五%六の低率に過ぎぬのである。臨時軍事費追加豫算独自の財源として、他に各特別會計よりの繰り入れ等があるが、その額は一千五百萬圓で勿論問題とならない。その結果残りの九割以上、實額にして三十五萬億七千萬圓までが、公債にその財源を求めなければならぬわけである。

而して追加豫算に於けるこの公債發行豫定の激増によつて、十六年度全體の歳入内容もまた著しい變化を示すに至つた。追加豫算を含めた一般並に臨時軍事費の總歳入は、第一表にも掲げたやうに百七十億五百萬圓であるが、うち公債財源による分は百十五億四千九百萬圓、即ち全歳入の六七%七を算することとなり、前年度剩餘金繰入れ八千百萬圓を除いた普通歳入は五十三億七千六百萬圓、割合にして三一%六に過ぎない。租税收入（印紙收入及び專賣局益金をも合算）のみに就て見ると、その

比率は二五%八に止まる。事變直前の年たる十一年度において、普通歳入が全歳入の六九%五、租税收入のみでも五二%三に及んだのに比して、著しい相違である。事變前のことは問はず、事變勃發以來の推移に徴しても、普通歳入がかゝる低率に陥つた例はない。事變費が頓に膨脹し、歳入のこれに

(二) 一般並臨時軍事費歳入  
豫算内譯百分比(%)

年度	公債		計
	普通歳入	租税、其他	
一一年度	三〇・五	五三・三	六九・五
一二年度	六〇・五	一七・二	三九・一
一三年度	六七・五	二六・八	三三・五
一四年度	六三・五	二九・一	三三・五
一五年度	五五・九	三六・一	三三・三
一六年度	六七・七	三五・八	三二・六

(備考) 總計が百に達せざるは、前年度剩餘金繰入を含まざるによる。租税には印紙收入及び專賣局益金を合算。

伴はなかつたと稱せられる十三年度にあつても、尙ほ十六年度よりは公債財源に依存する割合が低かつたこと、第二表に明かな通りである。

勿論前にも觸れたやうに、今回の増税は年度の過半を過ぎた後に行はれたもので、それが平年度化する明十七年度には六億三千五百萬圓の増収を齎すし、專賣局益金も一億四千六百萬圓に殖える。鐵道運賃値上げ、電信・電話料金引上げ等による増収も本格化する。更に來る本會議(第七十八議會)に

は、愈々懸案の直接税の増徴案が提出せられる豫定で、これが通過すれば年十億圓の増収が見込まれる旨、賀屋藏相は臨時議會で言明した。彼是綜合すると、明十七年度の普通歳入は、十六年度に比べて十七、八億圓の増加となることが豫想される。

けれども他方において、歳出豫算が幾何に上るであらうか。この金額は國際情勢の如何によつて大變化を生ずるであらうから、いまから推測を加へるわけには行かない。が恐らく今十六年度より殖えても減ずることは先づあるまい。假りに十六年度の一般並に臨時軍事費兩會計の合計と同額に止まると見ても、右十七、八億圓增收後の普通歳入は、この歳出に對して依然四〇%強にしか當らない。残り六〇%は公債にその財源を求めなければならぬ勘定である。未曾有の大増税を以てしても、尙ほかゝる結果を免れ難いのである。

戦時においては、固より老大な歳出を稅收その他の普通歳入のみを以て調辨することは到底不可能である。増税は如何なる方法を以てしても、超過購買力の全部を吸收することは出来ない。負擔の不均衡、課稅物件の捕捉困難等を免れぬのみならず、企業心を阻害する危険性を伴ふからにほかならぬ。こゝに或程度までは公債財源によらざるを得ぬ理由がある。またかく公債發行が避けられぬとして、戦費のうち何程を租稅その他の普通歳入により、何程を公債に依存すべきかの標準も、俄には樹てることが出来ない。信用機構の相違、國民士氣の程度等々によつて、他の條件は同一であつても、擔稅力や公債消化力に相當の差違を生ずる筈だからである。しかし乍ら、何れにしても、公債發行に依存する場合には、インフレーション激化の力が強まるとは否定出来ない。第一に公債消化が眞の國民

貯蓄によつてつけられるか否かに問題が生ずるし、第二には、よしこれが順調に行つても、預金には引出しの危険があり、第三には公債擔保による信用擴大の危険性を伴ふからである。

これらの問題は、固よりいま始まつたわけではなく、事變勃發以來痛感されて來た。けれども今後軍事費の前述の如き急膨脹は、この困難をまた劃期的に高めるであらう。これらを如何にして防止するか、臨戦態勢の強化の第一の課題は、この點にあると稱しても過言ではないと思ふ。

## 六、預金増勢停頓の基底

東條内閣が右の公債消化とインフレーション防止につき、如何なる具體策を採るかは今後の問題であるが、この見透しに就てこゝに看過し難いのは、具體策を樹てる基礎となるべき現在の金融情勢である。金融の狀況は、これを一言にして蔽へば、今年に入つて以來、就中英米の對日資産凍結以來、預貯金の増勢鈍化にその特徴を見出すことが出来る。預貯金の増加は周知の通り可なり季節的變動を示すものであるが、いま四半期別に全國銀行（但日本銀行を除く）の預金増額を一瞥するに、本年第三四半期のそれは四億八百萬圓の減少に終つた。昨年同期が四億一千四百萬圓の増加を示したのに比較すると著しい相違で、第三四半期の成績としては、近年その比を見ぬ不成績だ。

(三) 全國銀行預金四半期別増減額(百萬圓)

四半期別	短期預金計	定期預金計	其他共計
一四年一—三月	(一) 二二四	三二八	三四九
四—六月	一、〇〇九	六三二	一、八八八
七—九月	(一) 三九	五八九	七六一
一〇—三月	二、〇五一	五〇四	二、九七七
一五年一—三月	(一) 八四六	四七三	一、三〇〇
四—六月	一、六四一	七六六	二、五三〇
七—九月	(一) 六六六	四三三	四一四
一〇—三月	二、三三九	六八〇	三、二八四
一六年一—三月	(一) 一、二七八	五三三	(一) 三三六
四—六月	二、二九四	八六一	三、六五七
七—九月	(一) 一、二〇七	四二六	(一) 四〇八

尤も第三表にも明かな通り、この預金増勢停頓は主として短期預金に強く現はれてゐる。そして短期預金のこの不振は、當座貸越その他の信用收縮と或程度まで表裏するもので、必ずしもその全部を國民貯蓄の不成績に歸すことは出来ない。けれども、そのうちの何程かは矢張り貯蓄の減退の結果であること云ふまでもないし、最も貯蓄資金たる性質の濃い定期預金だけに限つて見ても、十六年第三四半期の四億一千六百萬圓増は、近年に稀な少額であつた。而もかゝる傾向は獨り銀行預金において許りでなく、その他の預貯金にも窺はれる。例へば郵便貯金を一瞥するに、本十六年の増加額は、第一四半期四億一千六百萬圓、第二四半期五億一千五百萬圓、而して第三四半期は四億七千四百萬圓となつた。十五年の各同期に比較すると、第一四半期が二千百萬圓の増加であつたのみで、第二四半期は五千五百萬圓、第三四半期は七千八百萬圓を夫々減少してゐる。

かやうな預貯金の増勢鈍化は、國債消化に思はしからぬ影響を及ぼすことは説明を要しない。第四

(四) 全國銀行資金運用主要勘定増減額(百萬圓)

四半期別	貸付金計	國債	社債	其他共計
一四年一—三月	一六〇	四五三	一六三	七五五
四—六月	五八〇	五八七	九一	七五一
七—九月	七七三	二七四	一六九	五六五
一〇—三月	一、三〇三	四九三	一六〇	八八八
一五年一—三月	四〇八	三三一	一七六	五五六
四—六月	一、〇八七	七七六	八九	八四九
七—九月	五四〇	三三四	一四六	四一八
一〇—三月	一、二九七	六〇〇	二〇五	八四七
一六年一—三月	(一) 二五四	五四一	二九五	九七七
四—六月	五三二	一、六六	三九九	二、〇八四
七—九月	三七六	四六	三五三	九〇〇

表によつて全國銀行の資金運用を見ても、十六年第三四半期における國債手持の増加は、四億八千六百萬圓で、貸付を極度に手控えたに拘らず、決して満足すべき數字とは云へなかつた。斷るまでもなく、かゝる結果を生じたに就ては種々の原因が考へられる。その第一に擧げねばならぬのは、時局緊迫に伴つて生じた一般の手許現金増加氣運である。かゝる預貯金の不増と併行して、日銀券の發行高が日増しに殖えてゐるのは、その證據となし得るであらう。日銀券發行高は、五月の月平均三十七億二千八百萬圓から累月急激な上昇を示し、十月には四十四億四千萬圓に達した。五ヶ月間に七億一千二百萬圓を増したわけで、十五年同期の發行増三億四千萬圓に對照すると、その膨脹振りが察せられる。

預貯金不増の第二の理由は、政府資金撒布關係に基くものである。對英米關係の險惡化と共に、財政支出が急テンポに殖えたことは容易に想像される。その結果、政府資金の撒布は愈々増大したと考

へられるが、他方に政府資金の引揚げも多からざるを得なかつた。爲めに差引き撒布超過額は却つて減退の勢を示し、六月の同超過九億四千五百萬圓から七月には六億七千五百萬圓、八月には八億三千二百萬圓、九月には四億三千四百萬圓、而して十月には更に二億四千萬圓に落ちるに至つた。かゝる経過が預貯金の増勢を直接、間接阻んだことは、想像に難くない。

預貯金増鈍化の主なる理由が若し以上の如くであるとするならば、今後それが再び増加に向ふ可能性は充分にある。國際情勢の緊迫化に伴ふ一般の手許現金増加傾向は、政府の對策よろしきを得れば決して無限に續くものではないし、政府資金の撒布關係も、金融當局のやり方一つで左右出来る事柄であるからに外ならない。現状を以て將來を豫測し得ぬ理由が理解されるであらう。

けれども、政府資金の撒布超過があつて後に預貯金が増し、これに基いて公債の消化をつけると云ふのでは、インフレーションの昂進は避けられぬ。バラ撒かれた金が預貯金に戻るまでには、物資勞力の需要者たる役割を既に果してゐる場合が多いからである。

### 七、國民生活切下げの方途

賀屋藏相は、臨時議會の終了して間もない十一月二十四日、地方長官會議の席上、財政の急膨脹に

對應すべき金融對策の概要を明かにするところがあつた。それによれば、大藏省當局は今年度の貯蓄目標として、當初の百卅五億圓から百七十億圓に増額するに決し、それに向つて貯蓄獎勵運動をなすと云ふのである。この計畫の意圖するところは、前述のやうな追加歳出に基く公債發行の増加は、そのまゝ之を貯蓄の増加で賄はうと云ふにある。その限り極めて當然の事柄たるに過ぎない。が、それが貫徹は、前項に見たところによつても明かにされる通り、政府資金の撒布が齎す自然的預貯金増にのみ俟つことを許さない。そこで自ら、かゝる貯蓄を實際には如何なる方法を以て行はしめるかが、極めて重大な問題となつて來る。その最も徹底した方法は、云ふまでもなく所得の源泉において之を捕へること、換言すれば購買力の發動を全然許さぬやり方である。そしてそれは俸給、賞與、質等銀の支拂に際し、それから貯蓄額を天引することにほかならない。事實十一月から、此の種の手段が可なり廣汎に亘つて採られるに至つた。

また一方にかく購買力の思ひ切つた吸收策が講ぜられつゝある半面、これを吸收する金融機關の統制にも、一段と強化の方策が採られる模様である。久しく懸念のまゝに残された金融事業にも統制會を組織せしめるに決したのは、その現はれにほかならない。その詳細は本稿執筆の現在、まだ公表を見ないが、新聞の報するところによると、(一)現在の普通銀行團、全國地方銀行協議會、全國貯蓄銀

行協會、信託協議會等の業態別團體を統制化した業態別統制會、(二)此等の金融機關を一體として指導統制する全國金融統制會、並びに (三)地域的に連絡協調を計る地方金融協議會、の三團體を作ることになるらしい。これが法的基礎を重要産業團體令に求めるか、或は總動員法による單獨の勅令に求めるかは未定であるが、統制會設置の曉には、政府の指導監督に従つて、強制力を持つ自主的統制が行はれるに至ること云ふまでもない。

かくして購買力の吸収と、吸収した購買力の國家目的への集中とが、次第にその方途を見出しつゝあるやうだ。しかし、これを貫徹することは、取りも直さず國民生活の極度の切り下げにほかならない。過剩購買力とは畢竟するに、益々供給の減退する消費物資乃至勞力に對應した場合の購買力を意味すること説明するまでもあるまい。従つてこの過剩購買力の吸収を完ふせんがためには、生活物資勞力の節減を措いて他にはないからである。また吸収された購買力の國家目的への集中は、言葉を換へれば、軍需資材への物資の集中の一側面にほかならず、従つて生活資材の増産抑止を意味するものと考へてよい。賀屋藏相は、去る十一月十日の金融協議會役員會の席上、國民の積極的貯蓄を要望するに際し、「戦時下に於ける國民生活は、銃後に於ける國民の活動力を維持増進するための健康保持と、學術技能の修得とに必要ある最小限度を以て甘んずべきであり、これを賄つた後の餘裕は擧げて

貯蓄に振り向けねばならぬ」と強調した。言葉は不十分であるが、その云はんとするところは、即ちこの國民生活水準の切り下げにあること明かだ。

勿論これが達成には、國民に大決意を促す程の政治を必要とする。またこれが順調に進んだとしても、それでは尙ほ十分ではなく、激増する政府の物資及び勞力の需要を如何に調辦するかの問題が残されてゐる。假令消費が計畫通り規正せられ、資金的には公債消化に支障がなくとも、そのことは必ずしも政府の物資・勞力の需要が満たされたことを意味しない。これがためには緊急物資の増産を先づ計らねばならない。政府が、(一)國家緊要産業に於ける事業設備の建設、貸與、出資及び賣買、(二)未完成設備又は遊休設備の賣買及保有等の仕事を直接行ひ得る資本金二億圓の「産業設備營團」を設置するに決したのも、その主要目的はかかる必要を満すためにほかならない。今後かかる方向に従つて、更に幾多の緊急物資増産策並びにそれが配分圓滑化の方策が採られるに至るであらう。

## 第二節 産業界建直策の進展

日本經濟は十五年春以來明かに整理期に入つてゐるが、英米等の對日資産凍結後は、一層其の傾向を強めた。貿易は全面的に停滞し、原材料不足に依る製造工業の操業率低下は免れ難い。尤も現實に生産が既に全面的に減りつゝあるとは思はないが、今後當然それが表面に現れて來ることは確かだ。勿論基礎資材生産部門に於ては生産の擴張が強行され、補助金政策も手傳つて、勞働力に裕りの出るやうな事態は生じないだらうが、從來の歐米經濟力利用を基礎として立てられた生産機構には當然再編成が要求される。去る十一月十日、丸の内銀行集會所にて開かれた全國金融協議會席上、賀屋大藏大臣は語つて言ふ、

『英米等の資産凍結以後における我國經濟の推移について見るに、英米等今回の措置が、これ等諸國との經濟關係のいまだ相當密接であつた我經濟にとり、重大なる轉換期を齎したことは事實である。しかして、我國の英米等への經濟依存關係を東亞共榮圈内諸國との共存關係に切替へようとする從來の努力は、これがため一層拍車をかけらるゝに至つたのであつて、今や我國は、内は國家經濟の總力を最も效率的に發揮して國防國家體制の完成に邁進すると共に、外は東亞共榮圈内における物資の交

流を圓滑ならしめて、其の自給體制の確立を急ぐの必要に迫られてゐる。此の趣旨に基き直に物資動員計畫が改訂されると共に、これに即應して生産力擴充計畫、勞務動員計畫、資金統制計畫も相次いで決定を見た。……』

然らば、具體的に個々の産業の編成替は如何に行はれつゝあるか。先づ現況から見よう。

### 一、主要産業の現状と問題點

#### (A) 鐵 鋼 業

昭和十五年秋米國が日本向屑鐵輸出を禁止して以來、我が鐵鋼事業は生産條件の根底に著しい影響を受け、スクラップ・システムから銑鋼一貫生産への再編成を一層急がねばならなかつた。その上、去る十六年七月二十五日に米國が、翌二十六日に英國が、それ〴〵在米並に在英帝國の日本資産凍結を發令し、續いて二十七日には、蘭印が同じやうな措置に出た爲、我が鐵鋼業は少なからざる影響を受けることとなつた。從來比律賓と英領馬來から鐵鑛石を相當輸入してゐたからだ。其處で當然次の如き諸政策が採られることゝなつた。

先づ第一に、鐵鋼各社は、それ／＼熔鑪その他の増、新設を急いでゐる。日鐵、日本鋼管、中山製鋼、小倉製鋼、昭和製鋼等はいづれも大規模な増産計畫を遂行中だ。これに關聯して第二に、鐵鑛石の増産が急がれてゐる。今後は東亞共榮圈内に於て庶二無二之を自給せねばならぬからだ。

其の方策の一つとして、日滿支圈内の貧鑛や砂鐵を處理することにより、海綿鐵、ルツペ等の増産が圖られることになつた。ところが、これらの生産は採算が餘り合はないので、銑鐵に次いでこれに對しても獎勵金を交附することになつた。と同時に、屑鐵の回収も相當組織的に行はれつゝある。

斯くて、我が鐵鋼對策は着々と進められてゐる譯だが、それ等の對策を一層統一的、綜合的、效果的に行ふには統制會の結成を絶対に必要とする。斯業が先づ最初に重要産業團體令に基く統制會の結成を命ぜられたのは當然と言はねばならぬ。

#### (B) 産 銅 鑛 業

銅の重要性に就て多く語るを要しない。電氣機器、電氣化學工業の近來の大發展を想起しただけで充分だ。軍需品として砲身其他兵器の製造原料となることも一般によく知られてゐるところである。

昭和十一年の統計に依ると、我國の銅需給は、次の如くなつてゐる。即ち、生産高は七萬八千六百十四噸、輸入高四萬七千七百九十二噸、在庫高三千九百九十九噸、供給合計十二萬九千六百七噸、需要

高十二萬七千五百二十四噸となつてゐる。即ち需要の三割八分を輸入に仰いでゐたのである。然し其の後の銅需要は生産力擴充策強行で著しく増加してゐるし、銅の生産そのものも相當増加してゐるから、昭和十一年の統計を以て類推することは極めて危険である。それに最近では代用品としてアルミニウムが使用され出してゐるから、事情が著しく違つてゐる。

尤も、さうは言つても、英米の對日資産凍結後我が銅需給に變調を來しつゝあることは否定出來ない。さればこそ銅の回收運動が行はれてゐるのだ。

銅は國內に資源が無い譯ではない。然し鑛山が老境に入つてゐることは事實だ。どうしてもコストは高くならざるを得ない。増産を圖らうとすれば、何を措いても此のコスト高の悩みを解決してやる必要がある。前輯本欄に於て報じて置いた如く、銅價は九月一日から引上げられた。即ちブル平準價格にして、買入價格を平均四一%の大巾引上げを行つた。斯くて、利潤の面からする増産體制は一應確立した譯だ。後は資材勞力の配給の圓滑を計ればよい。斯くて、鑛山統制會の早急なる結成が要望されるのである。

#### (C) 電 力 事 業

わが國電氣事業はいま大きな歴史的轉換過程にある。第二次電力國家管理の實現によつて、電氣事



業の總ては國家意思の下に綜合統一され、その企業性格を一變せんとしてゐる。即ち水力と火力の有機的綜合性を無視した第一次發送電管理の失敗を是正するために、民間の手に残されてゐた主要水力發電設備と送電設備を全部日發へ出資せしめ、日發をして全國的な發送電の一貫經營者たらしめると同時に、他方配電部門を統合して、全國を九地區に分け、各地區毎にそれぞれ配電特殊會社を設立し、之に當該地内の配電を行はしめんとするのである。この配電特殊會社と日發とを相關運營することによつて、全電力事業を國家目的の線にそつて動員する事が出来る。斯かる理想の下に出發したのが第二次電力國家管理である。

日發に對する發送電設備の第一次出資は、既に十六年十月一日を以て完了した。第二次出資は十七年四月一日に行はれる。十七年四月一日に實行される第二次出資設備を加へると、十七年四月一日以降、日發は四十億圓前後の老大な發送電設備の所有者となる。

發送電部門の管理強化に對應する配電部門の管理は、國家總動員法に基いて十六年八月三十日公布された配電統制令に依つて行はれる。この勅令に基き九月六日、配電株式會社の設立命令が正式に發せられ、第一次の統合受命事業者は、會社數四十八、公營を合せると五十九となる。新會社は十七年三月一杯に設立手續を完了、四月一日から九地區一齊に營業開始の豫定となつてゐる。

斯くて、昭和十七年四月以降の我が電力事業は、一つの發送電會社と九つの配電特殊會社を基礎として綜合的、計畫的に運營されることとならう。

### (D) 海 運 業

歐米經濟力利用の經濟體制を離脱し純然たる東亞共榮圈に於ける自給體制を確立する爲には何を措いても、海上輸送力が健全でなければならぬ。此の意味から、海運統制は着々進められ、昭和十五年末に海運中央統制輸送組合が結成され、高度の自治統制を以て進まんとしたのであるが、依然として不急物資の輸送が跡を絶たぬ上に、配船も必ずしも理想通りに行かなかつた。此所に於て村田遞相は斷乎として官的統制を以て業界に望むこととし、去る八月十八日の閣議に於て、次の如き海運國家管理要綱を決定發表した。

#### 海 運 國 家 管 理 要 綱

##### 一、船 舶 管 理

- (イ) 政府は戰時海上輸送完遂のため船舶を徵用する
- (ロ) 政府は輸送計畫を樹立決定し、特別法人をして輸送の實施に當らしむる
- (ハ) 政府は徵備船舶を特別法人に貸下げ、之が運航を爲さしむる
- (ニ) 特別法人は船主に對し政府の決定する船舶徵備料金を支拂ひ、荷主より政府の決定する運賃を收受する

(ホ) 政府は船舶の建造及び保有に關し助成並に強制の方途を講ずる

(ヘ) 政府は船舶管理に因り生ずる損失を補償する

## 二、船員管理

(イ) 船員は政府に之を徵用す、但し之に依り從來の雇傭關係の繼續を妨げざること

(ロ) 政府は徵用船員の給與及び配乗を決定し、特別法人をして給與の支給及び配乗の實施に當らしむる

## 三、造船管理

(イ) 政府は主要なる造船所及び船舶用機關、部分品等の製造工場を管理す

(ロ) 政府は船舶の建造及び修繕計畫を樹立決定し、注文者及び造船所を指定して之を實施せしむ

(ハ) 政府は造船又は船舶用機關、部分品等製造施設の擴充計畫を樹立し、關係業者をして之を實施せしむ

右に關しては必要に應じ助成の方途を講ずる

(ニ) 政府は必要なる資材、勞力及び動力を確保、資材の計畫的配給を爲す

(ホ) 船舶の建造價格及び修繕料は政府之を決定する

## 四、特別法人

(イ) 特別法人は國家總動員法第十八條に基く法人とする

(ロ) 特別法人は船舶所有者又は其の團體を以て構成する

(ハ) 特別法人の役員及び主たる職員は關係官吏及び學識經驗ある者より政府之を任命する

(ニ) 政府は特別法人に對し必要なる補助金を交付する

各船會社の全船舶と船員を徵用し新に設立される特別法人に運營を委託し、各船會社に對しては、

備船料を支拂ひ、船員には特別法人が自ら給料を支拂ひ、荷主との交渉には一切特別法人が當ると言ふのだから船會社が驚くのも無理はない。

要綱が發表されるや、船會社の一部から反對の火の手が擧げられた。然し表面切つて反對することは困難なので、特別法人の役員乃至職員の任免に關する事項と備船料とを盾に、これでは海運國家管理の目的とする輸送力の強化は期し難いと主張した。

近衛内閣の總辭職に依り、新に遞相に就任した寺田中將は、『海運國家管理の實行體たる特別法人の役員には關係官吏を任命せしめないこと。右の特別法人の主なる職員は政府の任命事項とせず、特別法人の首腦者に一任すること』に方針を變更し、更に『徵備料金についてはさしあたり現行備船料を採用するが、特別法人の經營ならびに國家の補助金等と睨み合せ、原價計算に基き特別法人と政府徵備の料率を一本とすること』とした。これで、反對論者の問題とする點は一應解決された。後は此の海運國家管理の指導統制機關たる海務院の創設が正式に決定すればよい段取となつた。

## (E) 機械工業

機械工業は事變以來急激に膨脹した。大工場の増設擴張は勿論の事、町の中小工業者まで大々的な設備の擴張を行ひ、設備能力は飛躍的に増大した。然し急激に膨脹はしたけれど、技術がこれに伴は

ず、製作された諸機械は、駄物が多かつた。其所へ、屑鐵輸入の減少、鐵鋼配給量の減少と言ふ問題が起きた。當然中小メーカーは整理されざるを得ない破目に陥つた。

然し機械の製造能力を減らすことが目的ではないのだから、其の整理に當つては、優秀なる工場を保護育成し、不良なる工場を優秀なる工場の指導下に置いて、改良の出来るものは改良し、使用し得るものは使用しなければならぬ。業界整理の基本方針は斯くて、十五年末に『機械鐵鋼製品工業整備要綱』となつて現れた。

此の整備要綱に依つて業界を整理統合して行かうと言ふ譯だが、今其の基本方針を摘記すれば大體次の如くである。

- 一、時局産業機器工場における生産分野を劃定し、製品の専門化をはかり、もつて機械の質的向上及び不足機種之の國産化に資する。
- 二、中小工業中、技術、設備能力比較的優秀なるものを、可及的に下請工場として動員し、親工場との間に定常的有機的關係を持続せしむる爲め、下請工場指定制度を設けると共に錯綜せる下請關係の整備を圖ること。
- 三、國民生活用其他の機器及鐵鋼製品工業の技術の向上、生産の合理化を圖ること。

四、中小の機器及鐵鋼製品工場は、其の能力に應じ、出來得る限り前各項の實施に依り、其の活用を圖ると共に、設備、技術、原材料配給等の關係上已むを得ざる場合は之が整理を行ふこと。

既に、商工省は、十六年十月八日に機械局長名で各地方長官宛に、分野劃定のための機種別生産額(十三―十五年の三年間)等の調査、及び生産分野劃定委員會設置に關し通牒した。

右と關聯して、重要機械事業法が制定され、工作機械製造事業法が改正された。何れも、許可制に依り重要機械製造業者及工作機械製造業者を指定して、専心其の分野の發展向上に寄與せしめようと言ふのである。既に業界再編の先端を切つた工作機械製造事業では、十五年度中に千餘に及ぶ第二工組所屬會社への資材配給を絶ち、第一工組所屬會社四百のうち、改正工作機械製造事業法の實施に伴つて許可會社に指定されるのは差當つて商工省から試作命令を受けてゐる十數社とみられてゐる。即ち、これと既に許可會社となつてゐる廿社と合せて、許可會社は卅數社を數へることになる。

また、重要機械製造事業法實施に伴つて許可されるものは、工作機械製造事業を除いて、機械工聯及び新業種別工聯傘下の主要業者三百數十のうち、約百九十程度と見られてゐる。而して、工作機械及びその他重要機械事業者で第一次許可に洩れたものは、許可申請に應じて第二次、第三次の許可指定を行ふ筈である。右の措置によつて業界の重點的再編の核心となり、また今後の機械工業擴充の中

心となる業者が指定される。

下請制度の整備については、軍管理工場は目下その下請工場の指定を急いでゐるが、その他の重要機械工場の下請指定もすでに第一次指定を完了し、つゞいて次の指定が行はれる筈である。

然し、以上の如き再編成をスムーズに行ひ、生産の重點化と計畫化を圓滑に行ふ爲には、統制會の設置が絶対に必要とされる。斯くて後段にも述べる如く機械工業は五つの統制會に分割して結成されることとなつた。

#### (F) 綿、紡、績、業

リンク制と言ふ窮屈な枠をはめられながらも、外貨獲得に懸命な努力を拂つて來た我が紡績業が盡した戦時經濟に對する功績は無視されてはならぬ。然し三國同盟締結後は輸出市場は著しく狹隘化し而も外貨を以て購入し得る物資も限られて來たので、計畫貿易の必要が痛感され、重點主義生産に依る生産費の切下げ等の問題と絡み合つて斯業は一大整理合同期を迎へた。即ち十五年十一月初旬から十六年二月にかけて、七十七社を數へた紡績會社が、十四の會社乃至共同組合（ブロック）に統合された事は人のよく知るところである。

ところが、英米等の對日資産凍結に依り、原棉の入手が困難となつたばかりでなく、輸出市場は圓ブロックを除いては全滅の状態となつた。紡績業が嘗て経験した苦難とは比較にならぬ困難が來た。斯業は二層つき進んだ根本的整理改編を必要とするに到つた。

其處で、全國二百數十工場をA、B、C三階級に分け、A工場を操業繼續のため存續せしめる工場とし五〇%を之に當て、B工場を第一豫備工場として三〇%、C工場を第二豫備工場として残りの二〇%を當てることとした。第二豫備工場は、諸設備を取りはづし、軍需工業等に貸與又は讓渡するのである。

右の三階級に分類した基準は、(一)立地條件、(二)工場建物の状態、特色、(三)機械其他設備の條件、(四)製品内容、(五)勞務者關係等である。而して第二豫備工場の諸設備を如何に處分するかは、重大な問題で後述する産業設備營團の厄介にならねばならぬ。

然し斯うは言つても、東亞圈内に於て纖維品を供給する重大な使命を負はされてゐる我國としては迂濶に紡績設備の處分をなすべきではない。此所に統制會を結成し、百年の大計を誤らぬ纖維工業政策を確立する必要が痛感される。

#### (G) 製、絲、業

我が國の生絲は、從來、其の生産の約半數を米國に輸出して來た。従つて米國の對日資産凍結に依り、これが輸出出來なくなれば、當然問題となる。けれども、三國同盟締結後間もなく政府は、蠶絲業統制法に基き我が製絲業を整備し、日本蠶絲統制會社に買賣を集中し、輸出の全面的杜絶時に備へてゐたから、混亂らしい混亂を見ずに済ますことが出來た。

輸出が不能となれば、從來輸出してゐた分を他に轉用する他ない。政府は本年度の繭生産高を八千萬貫、之を製絲して機械生絲五十五萬俵、座繰玉絲六萬俵を得る計畫を樹てゐたが、計畫を變更して一千萬貫を單纖維製造に向けることとした。單纖維は繭を切開き、セリシン定着を行ひたる後これをほぐして作られるが、これはス・フとの混紡に主として用ひられる。ス・フを強くし、保温力を強める性能があると言はれてゐる。今後は益々此の單纖維製造高を増加せしめることにならう。繭の生産は食糧問題もあり増加せしめることは困難だから、斯うなると從來の製絲業は操業を短縮せざるを得ない。既に製絲業に於ける釜數整理の問題が擡頭してゐる。

商工省調に依れば、十六年七月一日現在の製絲設備は、二十一萬七百釜、此の内五萬三千釜は封緘休轉してゐるものであるから、運轉釜數は十五萬七千釜となり、運轉率は七四%五だ。政府當局の意向として傳へられるところに依れば此の二十一萬釜の中十萬釜を整理廢棄し、從來の平均一釜四柵の生産を五柵程度に高めるよう合理化を計る筈だ。尙ほ此所に注意すべきは從來の過剩釜整理の方法が封緘休轉であつたのに對し、今回は之を積極的に廢棄しようとしてゐることである。情勢の變化に對する我方の決意を見るべきだ。

## 二、統制會の結成進捗

皇軍の南部佛印増派後の國際狀勢は益々險惡を加へ、其の將來は全く逆睹し難きものとなつた。此所に於て近衛首相は去る八月二十八日米大統領ローズヴェルト氏にメッセージを送り、太平洋をめぐる日米間のデリケートな情勢に關して、どこに癌があるかを検討することとした。産業界としては一日も早く統制經濟運營の母體としての統制會を結成し、時艱に對處する姿勢をとつてゐなければならぬ筈である。斯くて八月三十日重要産業團體令は發布された。然るに實際問題として統制會の結成は遅々として進まなかつた。

### (A) 結成を阻みしもの

然らば、何が統制會結成を阻止したか。一つには統制會々長の專任問題を繞る朝野の意見の衝突であり、二つには、官廳間の所管問題を中心とする對立である。

重要産業團體令第十六條は、統制會の「會長、副會長、理事長及理事は、他の職務又は商業に従事することを得ず、但し主務大臣の認可を受けたる時は此の限にあらず」と規定してゐるが、商工省並に企畫院は統制會々長は専任であつて兼任を許すべきでないと言ふ方針を堅持し、只國策會社の社長である場合にのみ兼任を許す方針だと主張した。これに對し重要産業團體から、猛烈な反對意見が出た。其の反對論の要點は、専任論は結果として退職官吏、軍人等を統制會々長とすることとなり、統制會結成の趣旨に反する結果となると言ふのだ。

右の會長専任論を繞る論争もさること乍ら、實際に統制會結成遅延に有力な作用をなしたものは寧ろ官廳間の所管争にあつたと見るべきだらう。各産業に對する官廳の監督權が如何に錯雜してゐるかは、我々の想像以上である。統制會結成を繞り各監督官廳間に如何なる交渉が行はれたかを例示すれば次の如し。

一、化學製品統制會は、商工省案では、アンモニア、硫酸、曹達、カーバイト、有機合成品、石炭乾溜物を包含することになつてゐるが、此の内務省は農林省所管となつてゐるので、農林省と政治的折衝を行はねばならぬ。

二、商工省では、機械部門の統制會として電氣機器及電氣通信器の兩統制會を設立することとしたが遞信省は、これを自己の所管として自ら統制會の設立を進めんとした。

三、石炭統制會に就ては、商工省は樺太炭を北海道炭と一括して統制會に吸収せんとしたが、樺太は拓務省の所管なので、拓務省と折衝しなければならぬ。

四、非鐵金屬統制會に就ては、商工省は、電線、電纜をも含めて統制を行ふこととしたが、これが遞信省所管である爲、同省と折衝せねばならぬ。

五、纖維統制會は、纖維の綜合的統制を目的として棉花、綿絲布、ス・フ、人絹、生絲までも含めたものとする計畫であるが、此の内務省は農林省所管である爲、農林省と折衝せねばならぬ。

(B) 統制會設立に關する閣議申合せ

一日も早く結成されねばならぬ統制會が、右の如き問題で設立の遅延を見てゐることは何としても觀過出來ない問題である。特に官廳の所管争に依つて遅延してゐると見られる節のあることは甚だ遺憾である。其所で政府は從來の各省間の事務的折衝を一擲し、十月十四日の定例閣議にて申合せを行ひ、統制會設立の障害となつてゐる諸問題を一舉に政治的に解決した。これに依つて、統制會の設立は、急速な進展を見るに至つた。然らば閣議申合せは問題の點を如何に解決したか。

閣議申合せ

- 一、閣令に依る産業の指定は網羅的に之を爲さず重點的に逐次統制會毎に之を爲すこと
- 二、統制會の主管官廳は原則として當該統制會を構成するもの、事業を主管する官廳とす、但し他の官廳は夫の所管に應じその所管事項の範圍内において統制會を指揮監督することを得るものとす
- 三、統制會を構成するものにより生産されたるもの、需要者の事業を主管する官廳に對し當該統制會の主管官廳は豫め左の事項につき協議することとす、なほその製品が一定の需要者に専用さるゝ場合に於ては製品の配給はその需要者の事業を主管する官廳の所管とす
  - (イ) 製品の需給統制に關する事項
  - (ロ) 製品の價格統制に關する事項
  - (ハ) 製品の品質、規格、性能に關する製造業者の技術指導に關する事項
  - 四、統制會會長は之を民間業者より任命することとし一定の待遇を與ふ、但し政府委員、公務等に就くものを除き原則として他の職務に従事することを認可せざる方針を採る。なほこの方針は理事長もこれに準ずる
  - 五、統制會會長に對しては出來得る限り廣汎なる權限の委任を行ふものとし、直ちに當該産業部門別計畫の範圍内において行ふ實施に關する事項等につき權限の委任を爲すと共に當該産業の整備確立に關し必要なる措置を講ずるに必要なる權限を附與す、尙資金の統制、會社經理の統制に關しても一定の範圍内に於て速に統制會會長に對し權限の委任を考慮す

### (C) 統制會の結成進む

統制會結成に關する閣議申合せが行はれてから四日後、即ち十月十八日、第三次近衛内閣は突如と

して總辭職を執行した。これに替つて東條陸相が首相の印綬を帯びて登場し、商相は岸信介氏となつた。然し内閣が變らうが、商相が變らうが、統制會結成の急務なることに變りはない。十四日の閣議申合せに依つて障害が除去された結果、統制會の結成は急速に進められることとなつた。即ち先づ十月二十八日重要産業團體令第二條に基く重要産業別並に業種別統制會結成に關する閣令指定が閣議で正式決定を見、内閣情報局發表として次の如き第一次指定が公表された。

#### 重要産業團體令を適用すべき重要産業

- 一、鐵鋼の生産販賣並に製鐵原料たる鐵礦、マンガン鐵、及鐵屑の販賣に關する事業（朝鮮に於ける當該事業を含む）
- 一、石炭の生産及販賣に關する事業
- 一、原動機（發電用の蒸氣罐蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器の製造及販賣に關する事業
- 一、電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器の製造及販賣に關する事業
- 一、精密機器の製造及販賣に關する事業
- 一、車輛及鐵道信號保安装置の製造販賣に關する事業
- 一、自動車製造販賣に關する事業
- 一、セメントの製造及販賣に關する事業
- 一、鐵產物（石炭、亞炭、石油及土瀝青を除く）の生産及販賣に關する事業（鐵礦、ニッケル鐵、アルミニウム及マグネシウムの製鍊及販賣に關する事業並に燐礦石の販賣に關する事業を除く）

- 一、非鐵金屬の加工及其の加工品の販賣に關する事業
- 一、貿易業並に貿易の振興及統制に關する事業
- 一、造船事業

越へて、翌二十九日、商工省は鐵鋼統制會並に石炭統制會設立のため、重要産業團體令第七條に基き統制會の會員たる資格を有する者を指定し、第八條に依つて會員たる資格を有する者に對して統制會の設立を命じ、第十四條に依る會長銓衡委員を決定、三十日附の告示を以て之を發表した。

斯くて、鐵鋼に於ては十一月十日會長銓衡委員會を開いて、滿場一致で平生夙三郎氏を會長に推薦し、商工大臣に之を答申した。岸商相は直ちに平生氏に會長就任方を交渉し、平生夙三郎氏は日本製鐵社長を辭して、統制會々長に就任することを承諾し、此所に鐵鋼統制會々長は決定したのである。此の平生氏の統制會々長就任は、去る十月十四日の閣議申合せたる『統制會長は民間業者より任命すること』と『原則として會長の他の職務に従事することを認可せざる』の二條項を實現したものと見て注目された。而して去る十一月二十日鐵鋼統制會は創立總會を開き、定款、創立費、初年度收支豫算、賦課金の賦課徴收方法其他を附議決定し、直ちに商工省に對し平生氏より統制會設立に關する認可を申請し、即日認可された。

石炭統制會の創立總會は、十一月二十六日開催、松本健次郎氏を統制會々長に推薦、定款を作成の上商工省に認可申請をなし即日許可された。

斯くて今日までに鐵鋼、石炭の二統制會が結成された譯であるが、これに次いで、鑛山統制會及セメント統制會が結成される筈である。

### 三、バランス・シートに見る産業界の現状

統制會が續々結成されれば、國家の要求は統制會を通じて實行に移され、業界の實情が統制會を通じて國策に反映することになるは否定の餘地がない。然し統制會は無から有を生ぜしめることは出来ない。原料不足はそのまゝ與へられたる前提としてこれを受け取りその前提の下に諸種の計畫を樹てる外ない。中小企業の整理統合問題も、成立早々の統制會に全的に委ねることは困難だし、産業界の不況局面への輸入を救済することも望めない。それ等の爲には別な機關の成立と、新たなる産業金融政策が採られなければならない。

實際我が産業界は近來益々不況の度を強め、利益率減退、配當率低下、未働資産膨脹、商品勘定の増加等の好ましからざる指標に満ちてゐる。如何にそれが悪化しつゝあかるを次に見よう。



(A) 事業會社の業績低下

十五年上期から、下期を経て、本年上期に至る主要二百十八社の綜合業績表を見るに、償却前の利益金は増加してゐるが、相次ぐ資本の膨脹の結果利益率は低下を免れなかつた。即ち株主資本に對する利益率は低下してゐるし、平均拂込資本に對する利益率も低下した。當然配當率も引下げられてゐる。

業績が低下する際には、一般に固定資産の償却は輕視され勝だが實際近來の償却率は低下してゐる。此所に特に讀者の注意をうながし度く思ふ事は、配當金が十五年上期に比し十六年上期は二千六百三十萬圓を増してゐるのに固定資産償却金は逆に三千七百九十萬圓を減少してゐることだ。自然利益の社内保留率は低下した。

(B) 資本構成も悪化

	十五年上	十五年下	十六年上
株主資本	一三、八六七、九五〇	一五、二六八、四一九	一六、一四三、九四七
平均拂込資本	九、四九八、〇六一	一〇、一〇四、三〇八	一〇、七四四、一三三
收入	五、四二一、三三三	五、七七〇、九三三	六、〇八三、五六八
支出	四、四三三、二九六	四、七二六、一九七	五、〇一九、四二二
利益金	九九九、一七二	一、〇四三、九三二	一、〇六四、五六六
對株主資本	一四%四	一三%七	一三%一八
對平均拂込	三二%〇	三〇%七	一九%八三
配當金	四三三、〇一六	四三一、九五五	四四七、三六二
配當率	八%九	八%四	八%三四
固定資産償却金	二五七、六三五	三三四、九〇九	三三九、七〇七
同償却年率	五%七	四%六	四%五八
社内保留率	五六%二	五六%七	五五%七一

以上のように、決算は著しく裕りを失つて來たが、此の間バランス・シートの上にも注目すべき變化が現れてゐる。

使用總資本中に占める株主資本の比重を見るに、かなりの低下を見せてゐる。これは、事業界が整理期に入つた爲、拂込徴收を思ふやうに行ひ得なかつた結果である。株主資本比重の減退は、裏返へして言へば外部負債比重の増加と言ふことになる。社債、借入金、支拂手形の比重は、それ〴〵第二表に示す如く増加してゐる。資本構成の悪化は蔽ふべくもない。拂込金の比重が低下し、社債

(二) 主要二百十八社資産負債要約

	十五年上	十五年下	十六年上
株主資本	一三、八六七、九五〇	一五、二六八、四一九	一六、一四三、九四七
拂込資本	九、六六〇、九六三	一〇、五三四、四四四	一一、〇二七、三三七
積立金	二、八二八、五〇八	三、二六四、七二七	三、五九一、〇二二
外部負債	一一、三三四、二七三	一四、五六三、九九三	一五、七九〇、三九九
社債	四、四三〇、九三三	四、八五〇、八六八	六、一九六、九六四
借入金	一、七七五、五七二	三、四七二、三三九	二、七四〇、七二一
支拂手形	一、五三七、五二九	一、九三二、一一四	一、九九一、四九九
使用總資本	二六、一九三、二二五	二九、八三三、四一〇	三一、九三四、三九五
固定資産	一一、〇〇二、一五四	一一、七四五、二七六	一二、一〇一、〇五三
増設勘定	一、三三三、三四九	一、三九三、三五〇	一、四〇三、四七三
投資勘定	六、〇六四、三三三	七、二五一、七六〇	七、九三七、五〇〇
流動資産	九、一三三、七三三	一〇、八三三、三三一	一〇、九五五、八七四
預金現金	一、一六七、九一〇	二、〇三三、七九七	一、四三三、七九四
手持品	三、七七〇、七八四	四、五一九、九七五	四、九五二、七九五
未收金	一、六三八、六三三	一、九五三、三七〇	二、一七六、五九六

の比重が上昇するところに、日本經濟の苦しみを見出す者にとつては、これは決して好ましい現象とは言はれない。

轉じて資産の部を見る。使用總資本中に占める固定資産の比重は低下しつつある。當然流動資産勘定は膨脹してゐなければならぬ。

此の流動資産勘定の膨脹は、主として手持品勘定の増加に依るものであるが、未收金勘定も或程度増加してゐることは事實だ。

(C) 未動資産の壓迫に悩む重工業

最近の我が産業界の一つの大きな悩みが、未動遊休設備の増大にあることは説明を要しない。これ等が事業會社の經營に大きな負擔となつてゐることも明かだ。特に設備の新設擴張が其の中途に於て行き問へ、切角の新投資が、我國の生産力擴充に寄與し得ない状態にあることは何としても遺憾だ。我社調の主要二百十八社の建設假勘定だけでも十四億三百萬圓に上る。此の外に既に建設が完了し本勘定に直された設備の内原料不足に依り運轉不可能な状態にあるものが少くないから、建設後一度も原料の加工處理を行つたことのない設備だけでも莫大な額に上らう。

いま、主要二百四十八會社の増設勘定を大まかに業別に分類して見ると第三表の如くなる。

(三) 主要二百十八社業別建設勘定と其對固定資産比率 (金額單位百萬圓比率%)

業種	十五年上期		十五年下期		十六年上期	
	増設 勘定	比率	増設 勘定	比率	増設 勘定	比率
鑛業(一七)	七二・八	八・〇	八五・八	八・六	八三・一	七・七
製造工業(一一)	五〇七・三	一一・四	六三一・五	一一・二	七六七・六	一四・七
重工業(四六)	三八〇・六	一九・一	四八九・一	二二・四	六〇四・四	二二・一
化學工業(四三)	八〇・四	六・八	一〇一・七	八・二	一一五・〇	九・〇
纖維工業(二五)	二〇・五	三・四	一六・五	一・九	二二・八	二・四
食料品工業(一三)	二五・七	六・六	二四・二	六・一	二六・五	六・七
其他工業(四)	—	—	—	—	—	—
公益事業(三九)	三九八・四	一〇・三	二六四・二	六・六	一三六・一	三・五
雜事業(三一)	三五四・九	一九・七	四二一・八	三〇・八	四六六・六	二一・一

即ち、全固定資産に對比した増設勘定の比率は鑛業方面では減少傾向にあるが、製造工業方面では増勢を辿つてゐる。公益事業は極めて顯著な減少傾向を示すに對し、雜事業のそれは増加の傾向を辿つてゐる。

鑛業方面の増設勘定の比率が減少し出してゐるのは、生産の重點化と、既開發鑛山の採掘に主力が注がれてゐる

結果と見られる。

製造工業に於ける建設勘定の比率増大は主として重工業方面のそれが原因となつてゐる。即ち、第三表について重工業の建設勘定比率を見るに、十五年上期に一割九分一厘であつたものが、同下期には二割一分四厘に増大し、本年上期には實に二割三分一厘と殆ど固定資産の四分の一にも上る老大なものとなつた。重工業經營當局者の苦勞を推察して餘りがある。

#### 四、産業設備營團の登場

五八

右の如く、我が産業界は業績の悪化と、未動設備の壓迫に苦しんでゐる。これを何とかしなければ今後の生産擴充がうまく行かないばかりでなく、國家全體としても非常な損失となる。此の遊休未動設備の整理並に活用を目的として去る七十七議會に産業設備營團法案が提出され、無事通過した。近く其の業務を開始する。

同法に依れば産業設備營團は、資本金を二億圓とし、政府が全額を出資することになつてゐる。第一次拂込は四分の一の五千萬圓だ。營團は別に拂込資本の五倍まで元利拂政府補償の産業設備債券を發行し得ることになつてゐる。従つて設立當初に於ける營團の事業資金は三億圓となる計算だが、全額拂込済になれば十二億圓となる。本營團の營む業務の具體的な範圍は同營團法第十七條に規定されてゐる。いまその注文を示せば次の通りだ。

#### 第十七條 營團は左の業務を行ふ

- 一、國家緊要産業の設備にして事業者において建設又は維持すること著しく困難なるもの、建設又は買受
- 二、前號の規定に依り取得したる設備の貸付、出資及び賣渡

三、未働遊休設備の賣買及び保有

四、未働遊休設備活用に關する斡旋

五、前各號の業務に附帶する事業

營團の業務の内容に就て、去る十一月二十二日の翼賛會主催中央經濟協議會で、神田商工省總務局長は稍々詳細なる説明をなした。それによると營團が直接設備の建設を行ふのは、戦後に於て設備の過剰不安があるもの、本來企業として不安のもの及び代用品工業等に限られる。而してこれに要する資金は、第一期たる向ふ四ヶ年に約七億八千萬圓が豫定されてゐる。建設した設備は、業者に貸與、讓渡又は現物出資する。但し設計その他の建設業務は業者に擔當せしめる。營團は單に六分見當の賃貸料乃至株式配當を受けるに止める。

次に未働遊休設備の處理であるが、これは能ふ限り業界の自主に任せ、營團が之を買取る場合は、遊休の程度に従つて買取價格を決め、必要に應じてこれを自ら保有し、或はスクラップとし、或は轉貸の道を講じる。而して(一)營團の買取保有すべき設備金額は三億乃至四億圓、その維持修繕費は一億一千七百萬圓(二)買取廢棄すべき金額は約一億二千萬圓、同業者の共同負擔を以て整理する分を含めて二億六千萬圓、更に、(三)買取の上轉用活用し得る金額は、三、四千萬圓、同業者間の話合

五九

ひにより處分する分を合せて二億六千萬圓程度と豫想される。

この計畫で何の程度目的が達成されるか、勿論明かでないが、幸い設備營團の初代總裁は、元商相藤原銀次郎氏と決定した。同氏は人も知る如く王子製紙の今日の大をなせる礎を築いた人で、産業の合理化に就ては多分の自信を持つてゐる。營團總裁を引受けた直後「營團の仕事を受けたい以上は死力をつくして最善をつくす覺悟である」と語つてゐる。たしかに營團の總裁として人を得たものと言ふことが出来る。尙ほ同營團は、其の設立の使命に鑑み設立の發令を俟つて事業の開始をするのでは手ぬるいと言ふので、日比谷の三信ビル内の三井三友俱樂部を創立事務所として直ちに事業を開始することとなつた。營團の主要陣容を示せば次の如し。

- 總裁 藤原銀次郎 (元商工大臣)
- 副總裁 廣瀬久忠 (元厚生大臣)
- 顧問 伍堂卓雄 (工業組合中央會々長)
- 同 郷古潔 (三菱重工業社長)
- 同 石田禮助 (三井物産常務)
- 同 安川第五郎 (安川電機社長)
- 同 下出義雄 (大同製鋼社長)
- 同 三村起一 (住友鑛業社長)

### 第三節 戰時國民皆勞態勢の確立

生産力擴充計畫の實行に際して最も緊要とされる勞務充足に關しては、事變後あらゆる角度から數多くの對策が實施され、それぞれ相當の効果を擧げて來た。併し此の間、勞務需給が漸次逼迫して來たとは言へ、兎も角も大なる破綻を示す事なく引續き軍需重工業方面に於ける生産増大を可能ならしめたのは、ひとへに老なる勞務給源としての農村が健在であつたからだ。蓋し農村以外の勞務給源、例へば學校卒業者はその數に於て相當老大であるとは言へ、その中から吸収し得る勞働力には一定の限界があるし、都市に於ける未就業者、移住半島人等はその量に於て少く、また物資統制の強化によつて生じた半失業者の轉業問題は今日と雖も未解決のまゝ残されて居る位であるから、これに多くを望む事はもともと無理であつた。當然残されたる給源——農村に對する期待は頗る大となつたのであるが、同時にまた事變當初の農村には未だ之に應へるだけの餘裕が充分残されて居た。

併し事變勃發後の農村は一方に於て働き盛りの青壯年男子多數を戰線に送り出し、更にまた銃後産業戰線に多くの青少年子女を振り向けたのであるから、農業勞働力の不足は、米穀の生産減退を俟た

すとも、早晚顯現すべき筋合にあつた。而もかやうな勞働力給源の涸渇に加へて、反面時局重點産業に於ける勞働力の需要は益々旺盛となつて來た。特に本年夏以來、第三國貿易の全面的杜絶によつて臨戦自給態勢の確立が急務とされるや、勞働力需要は頓に昂まり、勞務統制は之に應じて更に一段の強化を必要とされるに至つた。

かゝる機運に即應して、前輯既報の如く、政府は去る八月末、急遽「勞務緊急對策八項目」を決定し、之が實施に乗り出したのであるが、その後同對策實行の基礎として、總動員法による勞務關係五勅令案を決定し、更に引續いて十六年度勞務動員實施計畫を發表し、茲に臨戦勞務動員態勢は一應の確立を見る事となつた。

### 一、臨戦勞務對策の劃期的擴充

總動員法の強化によつて國內臨戦態勢の整備を圖るべく、去る七月末以來今日までに總動員審議會は回を重ねること五回、可決された勅令案は二十餘件に上るが、此のうち勞務關係のものだけで次の五件に達する。

#### 一、勞務調整令

- 二、國民徵用令及國民職業能力申告令中改正令
- 三、重要事業場勞務管理令
- 四、國民勤勞報國協力令
- 五、醫療關係者徵用令

これらはいづれも戦時に於ける勞働力の十全的活用を目的とし、「職業選擇の自由制限も已むなし」とする底の強力なる勞務統制であるが、特に勞務管理の徹底と國民皆勞態勢の確立に眼目を置いて居る事は、從來の勞務統制がやゝもすれば應急施策の感が強かつたのに比して、その劃期的前進とも稱し得るものである。

#### (A) 勞務調整令

先づ第一の勞務調整令は勞務者移動の徹底的防止と、不急産業への勞務流入禁絶によつて勞務重點配置の徹底を期したものである。從來とても此の點に關する對策が無かつた譯ではなく、移動防止策としては昭和十五年一月公布の從業者移動防止令、不急産業への勞務流入防止策としては同年二月公布の青少年雇入制限令があつたが、右の二法令を以てしては尙ほその效果に萬全を期し得なかつた。即ち移動防止令では勞務者の退職及び制限外の不急産業、例へば商業等へ轉職する事を止め得ない

し、雇入制限令はその適用範圍が狭きに失して居る爲、尙ほ不充分であつた。そこで今回前記二法令を廢止すると共にその精神を徹底強化し、勞務調整令一本に纏めたのであるが、その骨子は次の二つに大別出来る。

第一、解雇退職の制限 厚生大臣の指定する工場、事業場等に於て使用される従業者又は厚生大臣の指定する従業者は原則として國民職業指導所長の認可がなければ解雇も退職も出來ず、且つ雇傭期間満了後も雇傭契約は終了せぬものとして此の規定が適用される。此の場合の指定工場乃至指定職種は追て告示される筈であるが、その範圍の廣汎に互るべきは言ふまでもない。

第二、雇入就職の制限 この制限を受けるのは（イ）厚生大臣の指定する技能者、（ロ）國民學校修了者（中途退學をも含み、修了後二年を経過せぬ者）及び（ハ）一般青壯年（十四歳以上四十歳未満の男子又は十四歳以上廿五歳未満の女子）の三者である。先づ（イ）の場合は國民職業指導所長の認可を得るか、若しくは指導所の紹介を経なければ雇入も就職も出來ず、（ロ）の場合は凡て指導所の紹介を要し、（ハ）の場合は指導所の紹介によるか、或は厚生大臣が特に雇入、就職を認可したもの以外は許されぬ。

以上を従來の移動防止令及び雇入制限令に比べると、制限の範圍が著しく擴張強化されて居る。即

ち、（一）従來は雇主側の解雇、雇入のみを取締つたが、新令では勞務者側の退職、就職をも嚴重に取締り得る。（二）解雇及び退職制限の對象に、従來の移動防止令になかつた女子をも含め、また雇傭期間満了後も制限する。（三）雇入就職制限の適用を受ける範圍も擴大されて居る。要するに廣汎なる勞務者の解雇、雇入に對しては固より、その退職、就職に對しても嚴重な制限が加へられ、謂はゞ勞務者の國家管理が實施される譯である。

尙ほ本令の實施によつて職業指導所長の權限は著しく強化される事となり、之に伴つて職業指導所の増設、擴充が必須とされてゐる。

#### （B）國民徵用令及び國民職業能力申告令の改正

國民徵兵令及び職業能力申告令の改正は、内外情勢の緊迫化に伴ふ勞務需給の逼迫に備へて、徵用義務の擴大を圖つたものである。即ち、國民徵用令の改正點は（一）國家の行ふ總動員業務、民間の管理工場のほか、新たに厚生大臣の指定する工場にも適用を認め、（二）被徵用者本人またはその家族に對する扶助規則を設けた事である。また徵用の前提となる國民職業能力申告令の改正は、従來男子のみを對象として居たのを女子にも適用する事としたもので、之によつて、十六歳以上四十歳未満の男子及び十六歳以上廿五歳未満の未婚の女子は原則として總べて登録される事となつた。

右のうち特に注目すべきは女子に對して徴用の途が拓かれた事である。尤も當局としては女子の徴用はなるべく避け、當分は後掲の國民勤勞報國隊組織によつて、女子勞務の活用を圖る方針と傳へられるが、兎に角、残されたる勞務給源として女子勞働力の動員が強く要望されて居る事は注目に値する。

(C) 重要事業場勞務管理令

以上の如く移動制限を徹底し、徴用義務を擴大して、勞務者の自由を或る程度束縛する場合には、一方に於て勞働力を保全し、作業能率を増進させる様な方策を平行的に進めねばならぬ。重要事業場勞務管理令は、即ちかかる見地から生れたものである。

本令に言ふ重要事業場とは「總動員物資の生産もしくは修理又は國家總動員上必要なる運輸に關する業務を営む工場、鑛山、その他の場所にして厚生大臣の指定するもの」であるが、その骨子は凡そ次の如くである。

第一、厚生大臣が各個に指定する重要事業場に於て、事業主は從業規則、賃金規則、給料規則及び昇給内規を作成し、厚生大臣の認可を受けねばならぬ。即ち、之によつて政府は事業場の内部に立入つてその指導監督を行ひ、就業時間、賃金等の適正化を圖り得る。

第二、前記重要事業場は工場就業時間制限令並びに賃金統制令の適用を受けず、各事業場の實情に即した就業時間、賃金を採用し得る。

第三、厚生大臣が必要と認めたる時は、事業主に對し福利厚生施設の改善を命じ得る。

第四、事業主は主任勞務擔當者を選任し、重要事業場の勞務管理に關する事項を擔任させる。

第五、政府は重要事業場に勞務監理官を任命し、勞務監理官は厚生大臣の指揮を承け勞務管理に關する監督指導を行ふ。

(D) 國民勤勞報國協力令

今回決定した勞務關係五勅令中最も異色のあるのは國民勤勞報國隊組織に關する勅令である。之は勞務需給が極度に逼迫を告げて居る今日「國民に一人の有閑者もなからしめん」との趣旨により、緊急産業に於て作業上熟練を要しない業務、或は農繁期農業勞働の如き臨時季節的業務に團體的勤勞奉仕制度を確立せんとするものである。

第一、勤勞報國隊の編成は次の如くにして行ふ。先づ勤勞報國隊の協力を受けんとする者が主務大臣又は地方長官に申請する。次に主務大臣又は地方長官が之を必要と認むる時は市町村長、各種團體長、學校長に對し、作業の種類、期間、場所、所要人員、その他必要なる事項を指定して勤勞報國隊

編成を命ずる。勤勞報國隊編成を命じられたる者はその参加者を選定して隊組織を編成する。

第二、勤勞報國隊に参加すべき者は帝國臣民にして男子は十四歳以上四十歳未満、女子は十四歳以上廿五歳未満の未婚者。尙ほこれ以外の者でも希望者は参加し得る。

第三、勤勞報國隊の協力する作業は國、地方公共團體、又は主務大臣乃至地方長官の指定する者の行ふ總動員業務に限られる。

第四、勤勞報國隊の協力期間は原則として一年を通じて卅日以内。

第五、勤勞報國隊の協力に要する經費は協力を受ける者が負擔する。

概略以上の如くにして國民勤勞報國隊を組織し、臨時緊急の勞務需要に充てんとするものであるが、特に注目すべきは、之が單に勞務給源に弾力性を與へたと云ふに止まらず、所謂「國民皆勞」の態勢を確立する事によつて勤勞報國精神の昂揚を志向した點に重大意義を有する。

#### (E) 醫療關係者徵用令

醫療關係者徵用令は、先の四勅令とは異り、直接勞務に關するものではないが、併し、醫師、看護婦等を重要事業場に徵用する途を拓き、勞務者の保健延いては勞働力の保全を圖つた點で看過し得ないものである。

今回決定した勞務關係五勅令案の内容は概略以上の如きもので、近く勅令公布を俟つて全面的に實施される事になつて居る(註)。その戰時緊急對策的色彩の濃厚なる事は茲に更めて言ふまでもないが、特にそれが勞務給源の積極的開拓、勞務徵用制度の擴充、勞務重點配置の徹底等による勞務充足の量的側面のみに視野を限らず、同時に勞務管理の適正化による質的な勞働能率の向上を重視して居る點は、當然とは言へ高く評價されねばならない。

(註) 五勅令案のうち、「國民勤勞報國協力令」は十一月二十二日公布され、十二月一日より實施されるが、他は本稿執筆の際には未だ勅令公布の運びとなつて居らぬ。

## 二、十六年度勞務動員計畫成る

例年七月中に決定發表される勞務動員並に同實施計畫が、今年は九月も中旬になつて漸く決定し、實施計畫のみ發表の運びとなつた。之は企畫院總裁も言ふ如く「國際情勢の推移に即應して、軍需の充足ならびに生産の増強を期するためには、勞務動員をその規模ならびに程度に於て一層強化する必要があつた」爲である。そこで政府は去る八月末に「勞務緊急對策」を決定し、更に九月上旬には前記五勅令案を可決する等、先づ勞務統制の擴充強化を圖らねばならなかつたが、かゝる準備工作を完了



した九月十二日の閣議で愈々「十六年度勞務動員實施計畫」は本決りとなり、鈴木企畫院總裁談の形式でその概要が發表された。それによると、本年度計畫が勞務の重點的配置と勞務給源の確保を圖つたと言ふ點では從來のそれと何ら異らぬが、併し、その内容に立入つて見ると頗る注目すべき變化が窺はれる。此の點を明かにする爲め、先づ過去二回に亙つて實施された勞務動員計畫の内容を概観して置かう。

(A) 勞務動員計畫の變遷

勞務動員計畫が始めて實施されたのは昭和十四年夏の事である。當時、日滿支を通ずる生産擴充計畫が幾多の困難にも拘らず着々進捗し、之に伴つて勞務需給は漸次窮屈となりつゝあつた。茲に於て政府は十四年七月四日、最初の勞務動員計畫たる十四年度計畫を決定、百十萬人と言ふ老大な新規動員數を發表して世人の耳目を驚かしたのであるが、此の百十萬人を配置すべき重點産業に就て、企畫院總裁は次の如く述べた。

「一般勞務者の新規需要は内地に於ける軍需産業、生産力擴充計畫産業及び其の附帶産業、輸出及び必需品産業、並に運輸通信業に於ける増加需要及び工業、鑛業、交通業に於ける減耗補充に要する員數に内地から滿洲への移民等を加へて、男女合計約百十萬人と概定した」。

而して之が勞務給源としては、(一)新規小學校卒業生、(二)物資動員計畫遂行に因て生ずる離職者、(三)農業従事者、(四)勞務節減可能なる業務の従事者、(五)移住半島人、の五つが掲げられた。

此の初年度計畫は、新規勞務需要があまりに多數に上つた爲め、計畫通りの實行は當初から一般に危ぶまれて居たが、果してその結果は、百十萬の八割、約九十萬程度しか充足し得なかつた。(第七十五議會に於ける企畫院總裁の答辯による)。右に掲げた五つの給源も實際に活用し得たのは小學校卒業生と農業従事者だけであつたと見られる。而もその農業従事者の動員さへ十四年秋頃から次第に困難となり、農繁期には農村出身兵の一時歸村、學生生徒の勤勞奉仕隊組織を必要とするなど、食糧増産のためには、寧ろ農業勞働力の積極的確保すら必要となつて來た。

かくて、十五年度勞務動員計畫の立案に際しては「主要農林水産物の生産確保につき特に考慮を拂ふ」必要上、勞務給源は狹隘化を免れなかつた。此の爲十五年度計畫は、量的な「勞務充足」と平行して、質的な「勞働能率の増進」を圖らねばならなかつたのであるが、而も尙ほ新規勞務需要數は前年度にも況して老大に上つた。即ち十五年度計畫發表に際して企畫院總裁は次の如く述べて居る。

「本年度計畫は内地のほか特に外地でも設定した。之を内地に就て見れば、農業以外としては軍需産業、生産力擴充計畫産業及びその附帶産業、輸出及び必需品産業、運輸通信業並に土木建築業に於ける需要増加數と減耗

補充に要する員数とに、内地より滿洲へ送出する開拓民の員数等を加へ、男女合計約百十五萬人と概定した。

而して之が勞務給源としては、(一)新規小學校卒業生、(二)新規中學校卒業生、(三)未就業者、(四)女子無業者、(五)物資動員の強化、奢侈品の製造禁止等に因る離職者、の五つが掲げられた。

動員計畫數百十五萬人のうち實際にどれだけが動員されたかは明かでないが、右の五つの給源中で相當の勞働力を供出し得たのは小學校卒業生のみと見られるから、恐らくは計畫數に遙かに及ばなかつたであらう。併しそれにしても、二ヶ年に互る老大な勞務動員の結果、勞務給源の涸渇が愈々顯著となり、勞務需給が益々逼迫して來た事は言ふまでもない。

#### (B) 十六年度勞務動員計畫の特徴

十六年度勞務動員計畫はかゝる困難なる情勢の下に設定せられ、而も國防自給態勢強化の必要上更に老なる勞働力の需要が豫想せられた爲め、勞務動員は「その規模ならびに程度に於て一層強化する必要があつた」のである。尤も去る九月十二日、企畫院總裁談の形式で發表された十六年度計畫に於ては、動員さるべき勞務者の數が明にされて居らぬ。が、それが前二回の動員豫定數に優るとも劣らぬ老なるものである事は疑ひない。茲に於て勞務給源確保のためには、更に一段の施策が必要となり、十六年度勞務動員計畫設定に先立つて、先づ勞務緊急對策の決定竝に總動員法による五勅令の制

定が要請せられたのである。而してかゝる準備工作を経て設定された十六年度計畫に就き企畫院總裁は概略次の如く説明して居る。

「本年度の勞務動員計畫設定に當り重點を置いたのは、

- (一) 軍需産業、生産力擴充計畫産業、運輸通信業及び國防土木建築業に必要な要員の充足
- (二) 重要工場事業場への勞務の重點的配置
- (三) 勞務給源確保のための國民勤勞總動員態勢の確立
- (四) 女子の勤勞動員の擴充強化

等の諸點である」。

「従つて商工業従事者の職業轉換の如きも官民一體となつてこれが促進を圖る必要がある。現在の時局下に於ては、自己の自由に選擇した職業にいそむ事のみが眞の職域奉公ではなく、國民全般が一人の無業者もなく國家の必要とする職場につき、その特質を發揮し、全能力を擧げる事が國家總力發揮に絶対必要である」。

「なほ本年度計畫に於ては、短期の臨時要員について、別に需給計畫を設定し、農業、軍需産業、生産擴充産業、國防土木建築業、災害復舊事業等の臨時的季節的の勞務の要員については、學生生徒竝に一般國民の勤勞奉仕の組織化を圖り、これが供給に充てる事とした」。

右の説明によつても知り得る如く、十六年度勞務動員計畫は「戰時態勢の勞務動員計畫」であり、前二回の計畫に比してその内容にも餘程切迫したものが感じられる。

先づ動員勞務を配置すべき重點産業に就て言へば、前二回の動員計畫に於ては軍需産業、生産産

業、運輸通信業、國防土木建築業等と共に、輸出及必需品産業がその主要項目として掲げられて居たが、十六年度計畫に於ては、情勢の變化により、輸出及必需品産業が取除かれて居る。

併し、より注目すべきは勞務給源に於ける變化である。即ち、十四年度計畫に於て、それは主として小學校卒業者と農業従事者にと求められたが、十五年度計畫では農村からの勞務供出が困難となつた爲め、給源は實際問題として小學校卒業者のみに限られる事となり、勞働能率増進によつて之を補はざるを得なかつた。然るに十六年度になると勞務需給の逼迫は更に一層甚しくなり、限られたる給源の範圍内では、如何に勞働力の質的向上を圖つて見た所で、必要勞務を充し得なくなつた。かやうな情勢の下に、十六年度勞務動員計畫が、「國民皆勞」を目標として残されたる勞務給源の積極的確保に意を用ひ、特に従來手の届かなかつた女子勞働力及び學生其他短期勞働力の動員に積極的態度を示したのは、蓋し當然と言へよう。

### 三、残されたる勞働力給源

以上で劃期的な臨戰勞務動員態勢の概貌は略々明かにし得たと思ふ。それは要する事變以來の勞務統制が、その基底に於ける勞務需給の不均衡増大に對處すべく、一段と強化擴充されたものに過ぎない。

い。が、それにも拘らず特に劃期的と呼ばれ、臨戰勞務動員態勢と稱されるのは、今回の諸施策が「國民皆勞」の旗幟の下に、あらゆる人的資源を擧げて國家目的完遂に供し得る態勢を整へた事にある。

此の意味に於て特に注目されるのは、臨時季節的な短期勞務の動員を目的として生れた國民勤勞報

#### (一) 大學、高專、中等學校の學生數

(昭和十一年・單位人)

官公私立大學	學生數	卒業生數
高等學校	七三、一九五	二二、〇五三
專門學校	一七、〇九七	五、〇五〇
實業專門學校	七二、七七九	一六、五九五
小計	二六、三七九	七、五七七
中 學 校	一八七、四五〇	五〇、二七五
高等女學校	三五三、〇三五	五六、五六一
實科高等女學校	四〇三、五五九	八三、二三九
(備考) 帝國統計年鑑による。	二八、九九四	八、二九八

國際の活動であるが、之を先づ學生層の動員に就て見よう。

數字は少し古いが、昭和十一年の統計(昭和十二年以降不詳)によると、全國官公私立大學生は七萬二千人、高等學校生は一萬七千人、專門學校生は七萬二千人、實業專門學校生は二萬六千人で、以上を合計した大學、高專校の學生は總數十九萬人に上る。更に男女中等學生七十八萬人の大體二分の一程度を動員し得るものとして加算すると、短期勞務の給源たる學生層は約五十八萬人に達する。併し、之を假に全部動員し

得るものとしても、我國の工鑛業勞働者數七百萬人に較べれば、僅かにその八%餘にしかならぬ。而かもそれは國民勤勞報國際組織による學生の動員であるから、固より常時の勞働力ではなく、一年を通じて僅か三十日程度の勞働力に過ぎない。して見ると學生層のみでは勞務給源としてあまり大きな

ものでなく。

尤も學生層以外にも短期勞務の給源は多々ある。例へば青少年團員、婦人團體員、同業組合員、會社銀行員等々が之である。就中、物資統制の強化によつて現在半失業状態に置かれて居る中小工業者は、その数が多いだけに最も有望な給源と見られる。

併し、忘れてならぬのは、それらが飽くまで臨時季節的な短期勞務の供出に止まり、従つて勞働力不足の際の補充には役立つが、第一義的な勞務給源にはなり得ない事だ。然らば第一義的給源如何、この點に關しては、十六年度勞務動員計畫が「女子勤勞動員の擴充強化」を強調し、之に即應して「女子徵用」の途が拓かれた事を特に注目すべきである。即ち、第一義的な勞務給源は、從來主として小中學校卒業者にのみ重點が置かれて居たが、今回之に女子が加へられたのである。以下少しく女子勞務の現状並にその戦時下に於ける役割を検討しよう。

#### 四、戦時に於ける女子勞務の役割

戦時の不足勞働力補充のため女子勞働者の動員が緊要なる事は、前大戦時に歐洲交戦國の等しく経験した所である。我國に於ても支那事變勃發と同時に早くもその必要が論じられ、特に最近は殘され

たる勞務給源の尤なるものとして掲げられるに至つたのである。たゞ此の場合注意を要するのは、現に問題とされる女子勞働力は直接間接に軍需、重工業等の緊急産業の要員に充てられるものである事だ。從來我國に於て女子勞務と言へばそれは専ら輕工業、特に纖維工業部門のそれに限られて居たが、此の方面に於ける女子勞務は時局以來縮減の一途を辿り、今後もより一層の縮減必至とされて居るのである。かくて戦時下の女子勞働力は、量的増加と共に質的變化を要請されるが、此の意味で我國の女子勞務が、過去に於て量的、質的に如何なる變遷を遂げたかは、とりも直さず、今後の女子勞務の役割を示唆するものに他ならない。

#### (A) 第一次大戦後に於ける女子勞働者の後退

周知の如く、前大戦時の我國は輸出好調に恵まれて纖維工業を中心とする輕工業が急膨脹し、之に伴つて女子勞働者は急激に増加した。然るに大戦景氣の反動襲來と共にその後約十年間の我産業界は全面的不振に陥り、特にそれが纖維工業に於て甚しかつた爲め、女子勞働者の後退は免れなかつた。加ふるに當時は不況期に通有の社會政策強化の時代であり、女子勞働者の進出は「深夜業廢止」、「坑内作業禁止」等によつて、政策的にも阻まれた。

即ち次掲第二表によつて、大戦景氣の最高潮時たる大正九年の就業人口と、戦後不況の底たる昭和

(二) 就業人口の推移 (單位千人)

職業別	男		女		計
	大正九年	昭和五年	大正九年	昭和五年	
農業	七、七五〇	七、七七四	二四	六、三六五	一四、一三九
水産業	四九七	五一九	三三	四七	五六六
鑛業	三三八	一九三	一三五	三三	一、一九四
工業	三、七三九	四、一八七	四八八	九七	五、一八四
商業	二、一五八	三、〇〇〇	八四三	一、〇三〇	四、四三五
交通業	九七五	一、〇〇〇	二五	六三	一、〇八〇
公務自由業	一、一四三	一、六四九	五〇七	三〇八	一、九六一
其他	三三八	四二二	八四	一九〇	五二七
家事使用人	七二	七九	八	七六	一四八
計	一六、九六七	一八、八三三	一、八三六	一〇、二七四	二七、二六一

(備考) 昭和五年の數字は推定失業人口を差引けるもの。

五年のそれとを較べると、此の間、男子就業者は一割餘の増加を示して居るにも拘らず、女子就業人口は工、鑛業等に於て激減した爲め、全體として十六萬人餘(一%六)の減少を示した。とりわけ女子就業者の減少甚しかつたのは工業に於ける五十九萬人減である。之は前記の如く、纖維工業等の規模が縮小されたのに加へて、政策的にも女子の一般産業進出が抑へられた結果である。尤も工、鑛業に於て激減した女子就業者は、反面、商業方面に急激に流れ込んだ爲め、此の十年間に於て女子商業人

口は急膨脹を遂げた。特に此の間に簇出した百貨店、飲食店が女子商業人口増大に拍車を加へたが、而も尙ほ工、鑛業に於ける女子就業者の激減を補ふまでには至らなかつた。

所で、女子工業人口のかゝる激減が如何なる業種に於て特に強く現れたかは的確には言ひ得ない。と言ふのは之を之を知る唯一の資料たる工場統計に調査範圍の變更があつたからだ。が、大體に於て紡績業、織物業に於ける減少が絶對數から見ても大きく、次いで製材及木製品工業、窯業等に於て顯著に減少した事は、右の統計によつても窺ひ得る。

(B) 産業急膨脹と女子勞務の再認識

大正末年から昭和初年にかけて行はれた産過合理化の過程が、女子工業勞働者の比重を著しく低めた事は、以上述べる如くであるが、その後リフレション政策採用による輸出の伸展、滿洲事變を契機とする重工業の擴充が相次ぎ、我國産業は急膨脹を開始した。茲に於て、従來の「人口過剩」状態は漸次「勞働力不足」状態に移行し、之に伴つて女子勞働の重要性が喚起されるに至つた。最近「女子勤勞動員の擴充強化」が特に強く要望されるのは、かゝる基調が支那事變により更に拍車を加へられた爲であること言ふまでもない。

かくて、工場統計に於ける女子勞働者數は昭和五年の八十九萬人から事變直前の十一年には百十三

(三) 女子工場労働者の變遷

業別及年齢別	人員(人)			同百分比(%)		
	昭和五年	十二年	十三年	昭和五年	十二年	十三年
紡織工業	七四〇、三三三	八二四、二四八	七九三、五九六	八三	七三	五五
内、製絲業	三七一、三三九	三三一、七〇〇	二〇〇、三七三	四三	二〇	一六
紡績業	一三三、四六八	二二二、六八二	二〇九、五五四	一五	三〇	一七
金織物業	一九七、〇四三	三〇〇、二一九	三〇〇、八〇五	三三	二六	二六
金屬工業	六、五一九	一八、九三八	三〇、四七〇	一一	二二	三三
機械器具工業	一〇、七三〇	三九、四〇一	八七、八九〇	一一	三三	二七
窯業	一〇、八六七	二一、四七〇	二四、一八一	一一	二二	二二
化學工業	三九、一三〇	九四、三〇五	一〇〇、七一一	四	八	二二
内、人絹製造業	七、五八二	四〇、〇四六	三五、一〇八	一一	四	一三
製材及工業	四、七八一	九、一三三	一三、九九四	一一	一一	一一
木製品工業	六、一三一	七、三三〇	九、〇四八	一一	一一	一一
印刷及製本業	二〇、三九三	三六、五九二	五〇、八二八	一一	一一	一一
食料品工業	八五	三五	六七	一一	一一	一一
ガス及電氣業	四八、四三三	八二、九四七	一〇六、八二七	五	七	九
其他工業	八七、三八一	一、一三四、二八九	一、二七、六二四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
全工業	一五八、一三五	三〇八、四五一	三〇三、八五五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十六歳未満	七六、〇四一	九二五、二〇〇	九九九、九七四	一一	一一	一一
十六歳以上	一三、一一五	一〇、六三八	一四、七八五	一一	一一	一一

萬人に急増したが、就中重工業部門に於ける女子労働者は刮目すべき増加振りを示した。即ち、機械器具工業に於ては四倍、金屬工業に於ては三倍と言ふ激増振りである。そのほか化學工業、窯業、製材及木製品工業に於ても夫々二倍内外に著増したが、反面紡織工業の女子労働者は幾らも殖えず、女子労働者總數中に占める割合の如きは、却つて五年の八三%から十一年の七三%へと著しい低下を示した。

(四) 事變後の男女別工場労働者進出状況

(十六年六月現在)

	男工	女工
窯業土石加工業	九六	一〇五
金屬工業	一六五	一九〇
機械器具製造業	三三五	五七四
船舶車輛製造業	三〇一	四八八
精巧工業	一七三	一六四
化學工業	二二六	一三〇
紡織工業	七四	七三
被服類製造業	一四八	一三五
紙工業、印刷業	九四	九六
皮革羽毛製造業	一四〇	一七三
木竹草蔓加工業	七六	一〇三
飲食品製造業	九九	一〇〇
ガス電氣水道業	一一五	一九七
其他工業	一〇七	一三八
總平均	一六〇	一九九
鑛山労働者	一三六	一五七

(備考) 昭和十二年七月を一〇〇とする指数、内閣統計局労働統計より。

た。かやうに重工業、鑛山等に於ける女子労働者の進出には刮目すべきものがあるが、反面、紡績工

業に於ける女子労働者は事變後最近までに約三割の著減を示して居るのである。

(C) 女子労働力活用の途

以上簡單乍ら我國女子労働の變遷を通じてその質的變化、言ひ換へれば纖維工業中心から重工業中心へと急速に移行しつゝある傾向を知り得た。固よりそれは時局の反映であつて、今後益々強化されるべきものである。併し、翻つてかゝる傾向が女子労働力を十全に活用する所以であるかどうか、又それが無條件で今後益々強化されるべき傾向であるか否かは、輕々に斷じ得ない。蓋し重工業方面に今後大に女子労働者を吸収せんが爲めには、先づ作業の簡易化、労働時間の合理化、施設の改善等によつて、從來女子労働者を職場に落着かせ得なかつた諸事情を剪除しなければなるまい。併し、戦時の女子労働者進出は、前大戦時に於ける獨逸、英國等の例に見ても分る様に、元來一時的なもので、戦争中に急増する女子労働者は戦後の男子労働者復員に際して急激に減少するを常とする。かゝる事情の下に、而も兵馬忽卒の間に、恒久的な施設改善の如きは實際問題として行はれ難いのであるが、此の點こそ女子労働者の重工業進出の際の最も大きな難點とせねばならない。

此の點から言つて、今後女子労働者を重工業方面に動員する場合は、出來得る限り施設を改善し、作業條件を緩和する等の措置がとられねばならぬ。同時に、同じ重工業分野ではあつても、その職種

を女子労働に適したものに限定すべきで、無闇矢鱈の女子動員は、決して、貴重なる人的資源を十全に活用する所以でない。去る十月八日、厚生省が全國地方長官宛通牒を發し、「男子青少年の使用を制限し女子を使用すべき職種」を指定したのは、此の意味で特に重視されるべきである。

併し女子業務を何れに求めるにもせよ、兎に角、女子労働力の動員は喫緊の要務である。此の場合動員する餘地はどれだけあらうか。前記の如く、女子労働者は近年重工業方面に目覺ましい進出を遂げた。が、反面紡織工業で激減した爲め、女子工場労働者全體としては事變前に比して寧ろ幾分減少して居る。併し、單に之れだけを以て動員し得る女子労働力が増加したと速斷してはならぬ。蓋し紡織工業の規模縮小によつて浮いた女子労働力は大部分農村の出身であり、農村に於ける勞力不足をも考慮すれば之を他の工業に直に吸収し得るとは考へられぬからである。この事は近年急激に増加しつつある重化學工業の女子労働者が、主として都市出身者であると言ふ事實によつて裏書きされる。

かく觀ると、今後に於ける「最も有望なる勞務給源」——「女子」の動員には相當に問題が多い。女子徴用制度や勤勞報國隊の活用が特に要望される所以であるが、同時に近來同じ目的を持つて各所に試みられて居る「女子短時間勤務制度」とか「母子ホームの設置」とかは、今後益々積極的に勸奨せられねばならぬ。

## 第四節 戦時食糧對策一段と強化

### 一、食糧増産促進の背景

#### (A) 對外情勢の緊迫と食糧問題

一昨年頃から急激に擡頭した主要食糧自給化の問題に就いては本年報の毎々報じ來つた處だが、特に獨ソ戰勃發以來東亞の政局は一段と緊迫し、一朝有事の際には外米輸入に必ずしも全幅の信頼を置き得なくなつたため、この問題は一層緊急且重要なものとなつた。

即ち、井野農相は、去る七月二十三日、第三次近衛内閣再任の挨拶として、次の如くその所信を披瀝した。「石黒農政の基調は食糧増産、生活必需物資確保と農山漁村の維持安定であつた。私は次官としてこの爲に努力致し、今日に於てもこの基調をつぐものであるが、國策決定により重點は多少之を替へねばならぬ。この戦争の完遂には食糧増産、生活必需物資確保が當面の急となつて來た。農山漁村の維持安定も考へねばならぬが今日の國際情勢にあつては増産と物資確保がより重大である。(中

略)石に嚙りついてもこの増産確保に邁進せねばならぬ。農林省の對策としては農地開發計畫等いろいろ施策をしてゐるがまだ不充分であると云はねばならぬ。増産に於てもこの二ヶ年の早魃と消費の増加に依り今日食糧はある程度不足してゐる。米穀の國家管理、消費規正、外米輸入等に依て本米穀年度は大丈夫であるが、本年の米作麥作等の如何に依つては外米輸入に信頼を置くことの出來ない今日、相當に今迄の政策を強化せねばならぬ。(後略)」。]

而して、右の傾向は、其後、英米の對日資産凍結を中心に太平洋の危機が濃化し、更に我國本年度の農産情況が意想外不良に終つたこと等により、一段とその強化の必要に迫られてゐる。

#### (B) 不成績に終つた十六年度農作狀況

去る十一月二十一日、内地米の第二回豫想收穫高が發表されたが、それに依ると、十六年度内地米の豫想收穫高は、五千五百四十六萬石で、前五ヶ年平均實收高に比して實に千四十一萬石の減收である。尙十六年度の生産目標七千四百四十四萬石に對し千九百萬石の不足に當る。その原因は六月中旬より七月下旬に亙る全國的低溫、多雨、寡照であつた。第一表に見る如く北海道、東北地方は特に冷害に依る被害が甚だしかつたが、中でも青森、宮城の兩縣の如きは、昨年比して殆ど半減の有様であつたと云はれてゐる。全國の十一地方孰れとして前五ヶ年平均實收高を超ゆるものはなかつた。第一



(一) 十六年内米第二回豫想收穫高

作付面積 (町)	收穫高 (石)	前五ヶ年平均 實收比 (石)
北海道	一七八、七二七	一、四七五、六一〇
東北	五四九、三六九	八、三三八、八九〇
關東	四七八、一五四	七、一三三、三四〇
北陸	三六〇、四九〇	六、六八四、三八〇
東山	一五三、八六三	三、一〇七、三五〇
東海	二二四、四九四	四、二四六、六八〇
近畿	二九四、八六三	六、三七七、八四〇
中國	三一九、一九八	五、九七九、一七〇
四國	一四六、二九四	二、六五九、四五〇
九州	四六六、五〇二	九、三三三、七〇〇
沖繩	六、〇九五	一〇五、九一〇
總計	三、一七八、〇五九	五五、四六三、三三〇

(備考) 沖繩縣は第二期作を含む。△印は減

回豫想に於て豊作を傳へられた中國、九州等も十月一日の颱風に依り結局は平年より多少の減少となるやうだ。

かくて、比較的好成績であつた鮮、臺米を含めても全國豫想收穫高は八千九百二十七萬石となり、これ亦前年より百十三萬石餘りの減收となつてゐる。(第二表参照)

近年は内地のみで年々八千萬石前後の米を消費して居り、外地を加へれば一億石を越えるのであるから、勿論本年の如き産米状況では決して満足は出来ない。

當局では毎年の例を理由に、實收高はこの第二回豫想よりも幾分殖えるだらうと見てゐるが、それも程度問題であらう。

米以外の主要食糧としては、小麥、大麥、裸麥、甘藷、馬鈴薯、大豆等があるが、此等の生産も十六年度は全般的に見て餘り満足すべき状態ではなかつた。第三表に見る如く麥類は前年に比して全體

(二) 最近十年間の本邦米産概況 (單位千石)

内地	朝鮮	臺灣	合計
昭和七年	六〇、三九〇	一六、三四五	八、九四九
同 八年	七〇、八二九	一八、一九二	八、三六一
同 九年	五一、八四〇	一六、七二七	九、〇八八
同 十年	五七、四五六	一七、八八四	九、一三二
同 十一年	六七、三三九	一九、四一〇	九、五五八
同 十二年	六六、三一九	二六、七九六	九、三三三
同 十三年	六五、八六九	二四、一三八	九、六八八
同 十四年	六八、九六四	一四、三五五	九、一五二
同 十五年	六〇、八七四	二一、五三七	七、九〇二
同 十六年	五五、四六三	二四、五二〇	九、三〇〇

(備考) 農林省統計、朝鮮、臺灣各米穀要覽に依る。十六年は豫想高

で約三百萬石近い減收を示した。尙、今年の麥類の生産目標は二千八百七十八萬五千石であるから、之に對しては四百八十餘萬石の不足である。作付面積では六萬六千餘町歩を増加したるにも拘らず、減産となつた理由は、一般に冬期溫暖にすぎ生育や、軟弱徒長の嫌ありしこと、一部地方に於ては凍霜害、暴風雨に依る倒伏、病蟲害の發生等が見られたためである。

馬鈴薯の増收である。第三表にもある如く、馬鈴薯に於ては春植のみにて既に昨年の春植秋植の合計額を越えてゐるし、甘藷は十七%の増産を期待されるに至つた。殊に最近、静岡縣では反當り一千貫と云ふ、従來の三倍以上の收穫を擧げ得る新栽培法が現れて注目されてゐるが、綜合的食糧對策の見地から甘藷の増産は將來相當に重大なものとならう。

以上の如く今十六年度の農作狀況は、作年に比し一層の減收が豫想され、十七米穀年度の食糧需給

(三) 十六年度内地主要食糧  
農産物收穫高

	收穫高	對前年比(△は減)
米	五五、四六三、〇〇〇石	△五、四二二、〇〇〇石
小麥	一〇、六七〇、二九一ト	△二、四三三、四六七ト
裸麥	六、七五三、〇四三ト	四八五、四三三ト
大麥	六、四九九、四三九ト	△一、〇一九、九五八ト
大豆	三、二八八、三八〇ト	△三六一、六七〇ト
甘藷	一、二九九、一五九千貫	一八六、六四六千貫
馬鈴薯	五三、五〇五ト	八二、七六五ト

(備考) 米は第二回豫想。麥類は實收高。

甘藷は九月一日現在の豫想。馬鈴薯は春植豫想高を前年の春植秋植の總實收高に比較した。(農林省調)

は十六年度にも増して逼迫を憂慮される。勿論、消費規正の徹底と外米の輸入によつて切抜け得ることは政府の言明にも明かであるが、しかし前述の農相談の如く、對外情勢の緊迫を考へる時、決して樂觀は許されぬのである。

二、主要食糧増産確保へ

(A) 緊急食糧對策の概要

かゝる急迫した食糧事情に對處すべく、政府は去る九月二十六日の閣議で緊急食糧對策を決定し、次でその具體的施設要項を十月十日に發表した。その要旨は大體次の如くだ。(一)、米穀等主要食糧需給對策としての麥類、馬鈴薯等の劃期的増産施設計畫及び消費規正、(二)、蛋白及び脂肪給源の需給對策としての水産企業の整理統合、輸移入食糧の確保、(三)、非常用食糧貯藏對策としての全國重要都市の食糧の分散貯藏。

第一項中の消費規正に就ては、酒造米、醬油製造用小麥、小麥粉用の小麥等の節減と共に、一般消

費規正の強化及びその適正化に關して考慮が拂はれてゐる(増産計畫に就ては後述する)。また第二項の水産對策としては、代用燃料の利用、動力船の帆船化、内水産漁業及淺海養殖に依る増産が企圖され、又、水産企業の整理統合は目下立案中である。更に輸移入對策としては、支那より鶏卵を、滿鮮より大豆の輸移入を圖り、落下生、胡麻、菜種等の油脂原料の輸入は既に實行に移されてゐる。第三項の非常用食糧貯藏も劃期的なものであるが、東京、大阪等防空重要都市では既に相當數量の米穀貯藏を完了し、なほ他の大都市にも政府倉庫を建設中である。又、乾パン、乾麵、罐詰等の分散貯藏も着々實行されてゐると云はれる。

かゝる食糧對策に應じて、米穀管理も又強化された。即ち九月十五日に政府は米穀國家管理實施要項を決定發表したが之に依ると、従來は管外移出米のみ政府買上としてゐたのを、今回は奨勵金、二重米價制とも相應じて管理米全部を政府米として買上ぐることにしたのである。

(B) 麥類、馬鈴薯の増産計畫

以上の如く、昭和十七年度主要食糧對策は、臨戰的色彩を強化したことが看取されるが、その中心をなすものはやはり、對策要綱の第一項に提示された麥、馬鈴薯等主要食糧農産物の増産計畫である。

その内容は第四表の如くであるが、麥類に關しては、先づ休閒地利用、裏作等に依つて小麥四萬二

(四) 麥類・馬鈴薯・蔬菜等  
緊急増産計畫

イ、休耕地裏作等に依るもの		増加面積	豫定増産高
小	麥	四、三千町	六〇七千石
大麥・稗麥		九四〇	一、二二三
反當り増收			二、八九四
小計		一、三六〇	四、七二四
ロ、作付轉換に依るもの		整理面積	豫定收量
桑園		一、〇〇千町	一、三〇〇千石
茶・果樹		一、〇〇千町	一、〇〇〇千石
薄荷・煙草		四〇	四〇
小計		二、〇〇	二、三〇〇
合計		三、三六〇	七、〇二四
〔馬鈴薯、蔬菜等〕			
整理面積	薄荷	九、八千町	
	花卉	一、六〇	
	茶園	五、〇〇	
	計	一、六〇	
右整理に依る増産數量	馬鈴薯	三、〇〇〇千貫	
	蔬菜類	二、〇、四五〇	
(備考) 桑園には間作を含む。			

千町歩、大麥裸麥、九萬四千町歩、計十三萬六千町歩を増加し、從來よりの耕作地の反當増收を含めて、四百七十二萬石の増産を企圖し、更に桑園、茶園、果樹園の整理並に薄荷、煙草等不急作物の作付轉換による面積十萬四千町歩を確保してこれによる生産高百三十萬石の收穫を見込み、兩者合計六百餘萬石の増産を期待してゐるのである。

また馬鈴薯、蔬菜等に就ては、薄荷九千八百町歩、花卉千六百町歩、茶園五千町歩、計一萬六千餘町歩の作付轉換を行ひ、馬鈴薯三千三百萬貫、蔬菜類二千四十五萬貫の増産が計畫されてゐる。

右の數字は、昭和十六年度の増産計畫に於ける麥類六百三十七萬石、馬鈴薯二億七百萬貫に比較して決して尨大な數字ではない。併し、十六年度の實收は前述の第三表に示した如く、馬鈴薯の増收は八千三百萬石と計畫の半分以下に止まり

麥類の如きは六、三十萬石の増産どころか逆に三百萬石の減産に終つたのである。この原因は、天候に左右される處大きかつたが、併し、その根底には、勞力、肥料の不足が作用してゐることは見逃し得ない點である。この點を考へる時、十七年度の増産計畫も、就中麥類に關しては、相當尨大なものと云はねばならず、その達成には政府並に農民の並々な努力が要望されてゐるわけである。

三、緊急増産達成への施策

では上述の如き食糧農産物増産の遂行のために、政府は如何なる施策を以て臨もうとしてゐるであらうか。これには先づ、農地の積極的な開發、改良と同時に作付統制、勞力統制、其他畜役、農業機械等農業生産手段の統制等が強化されつゝある。而して農地の開發、改良に關しては既に十六年春の第七十六議會に於て農地開發法の成立によつて農地開發營團を中心にして約十ヶ年の計畫を以て大規模の農地開發、改良を行ふことになつてゐるが、これはその性質上寧ろ恒久的對策としての意味をもつものであつて、當面せる緊急増産對策としては、作付、勞力、生産手段等の諸統制の強化が重視されるのは當然の歸結である。

この意味から去る十一月七日の國家總動員審議會第二十回總會に於て可決された、總動員法第八條

に基く「農業生産の統制に關する勅令案要綱」は、政府が作付統制並びに勞力、生産手段統制の強化に劃期的な進出を示したものととして重視すべきであるが、その前に先づ、十七年度の緊急増産計畫に對し現在如何なる施策が試みられつゝあるかを見よう。

(A) 勞力、作付統制の強化

先づ勞力統制としては、今秋の農繁期の勞力調整が當面の問題として取り上げられ、九月十七日附農林次官名を以て地方長官宛に農會法に基く統制命令を發動する様通牒を發した。之は全國各級農會をして發動せしむるもので、その要旨は(一)部落農業團體を單位として稻の共同刈取、共同脱穀、共同糶摺、麥の共同播種を實施せしむ、(二)從來農繁期時差を利用して實施しつゝある農村の慣行的移動勞働力を農會長の指圖の下に合理的に計畫化す、(三)役畜及農機具の利用能率を昂める爲め、農會をして可及的共同利用を實施せしむと云ふ三點にあつた。

更に此の政策を強行する爲、九月二十二日に道府縣農會幹事主任協議會を開く旨の命令が地方長官宛に發せられた。此等の政策により當面の農繁期は何とか切り抜け得たものゝ如くであるが、「増産確保」の至上命令を完遂する爲には勞働力其他の生産手段の統制も一層強化さるべき必要があつた。

作付統制の規定に就いては、昨年末の第十四回總動員審議會に於て決定を見た臨時農地等管理令の

中に謳はれてゐるが、併し同令の主たる目的は耕地の潰廢防止、休閒地の動員等に置かれ、作物轉換を促進する作付統制に關しては未だ規則の公布を見てゐなかつた。又、實際に本年度の主要食糧の作付面積は餘り増加を示してゐない。即ち第五表に見る如く、主要食糧たる米、小麥、裸麥、甘藷、馬

(五) 主要食糧作付面積表 (農林省調、單位町)

米	昭和十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年
小麥	三、二一四、〇一〇	三、二二八、〇三九	三、一八九、七三七	三、一七四、八六八	三、一七六、〇五九
裸麥	七、二四五、六〇一	七、二五五、六〇一	八、四一一、一八五	七、九一一、三四六	七、九一一、三四六
大麥	四、九四九、四九四	四、一四一、八二二	四、〇〇九、六五九	四、〇四九、九五四	四、五七七、七四五
甘藷	三三〇、一八二	三五七、六〇九	三五三、八九〇	三四〇、六五七	三五四、三三二
馬鈴薯	二八八、七七六	二八一、八三三	二七七、八二七	二七五、五三四	三〇九、四三二
大豆	一七一、二二五	一六一、五五八	一六五、八七九	一六七、三四七	一八九、八〇二
計	三三二、五七二	三三九、六七四	三三四、三七七	三二七、五五〇	三二一、四三五
(備考)	五、四八九、七六〇	五、四八八、六二五	五、四六六、九六〇	五、五三三、〇八五	五、五九三、〇三九

米作面積には沖繩の第二期作を含まず。その上、本年の農作が豫想以上に不

出來とあつては、作付統制も勢ひ強化されざるを得ない情勢にあつた。而も前述の如く、十七年度の

増産計畫は、その大部分を不急作物の作付轉換に負ふてゐるので、この遂行のためには作付統制の強化が不可避となつて來た。かくて臨時農地管理令に基く農地作付統制規則が十月十六日に公布、二十五日より施行されることとなつた。同規則の骨子は、作付統制に強制力を與へたもので、桑、茶、果

樹、薄荷、煙草、花卉類等の作付を食糧農作物の作付に轉換せしむるため本省、地方廳が夫々その基本計畫を定め、市町村農會の活動を促進して各市町村毎に作付轉換計畫を實行せしめんとするものである。

更に之等の不急作付轉換に依つて蒙る農家の損害の補助、跡地作付に要する麥種子の購入、移動勞働に依る勞力補給等に對する助成金に要する經費、二千四百五十五萬餘圓を第二豫備金より支出に決定した。尙、最も困難の伴ふ桑、茶は反當り二十圓、果樹は三十圓の助成金を支出することに決し、十月三十日に總計千七百萬圓を各府縣に割當て、それら通達した。

尙、作付統制問題等に關して、農地の國家管理制度を實施すべしとの聲が一部から起つてゐることも注目すべきことだらう。同案は小作地の國有、農地管理、家産制自作農の創設を骨子とするもので勿論、その内容から見て早急に實施は到底不可能であるが、かゝる議論が相當強くなつて來てゐることも時代の反映である。

### (B) 農會統制力の強化

以上の如く、最近に到り勞力、作付統制に可成りの強化の跡が見られたが、増産計畫の十全的な遂行の爲めにはより一層の施策が必要と見られた。而して、それにはこれ等統制の第一線を擔當する農

會の活動範圍を擴大し、而もその統制力に法的根據を與へてこれを強化する必要があるであらう。かかる目的に應じて立案されたのが、去る十一月七日、國家總動員審議會第二十回總會に於て可決された「農業生産の統制に關する勅令案」である。同案の内容をその要綱によつて示すと次の如くである。

#### 農業生産の統制に關する勅令案要綱

- 一、本要綱に於て農業とは耕作養畜又は養蠶の業務を謂ひ、農業者とは農業を營む者及び之と同一の世帯に在りて農業に従事する者（雇傭契約に依りて従事する者を除く）を謂ふこと、本要綱に於て農機具とは農業者が農業に使用する爲所有又は占有する農業用機械器具を謂ひ、役畜とは農業者が農業に使役する爲所有又は占有する家畜を謂ふこと
- 二、農會は其の地區の農業生産計畫を樹立すべきこと、農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農會に對し其の地區内に於て生産せらるべき重要農産物の種類、數量、作付面積其の他前項の計畫に關し必要な事項を命ずることを得ること
- 三、農會第二第一項の計畫實現のため必要あるときは第四乃至第七の規定に基く統制を爲すべきこと、前項の場合においては統制規程を定め地方長官の認可を受くべきこと、之を變更又は廢止せんとするとき亦同じきこと
- 四、農會は地區内の農業を營む者に對しその生産すべき農産物の種類、數量又は作付面積を指示することを得ること

- 五、農會は地區内の農業者に對し特定の農作業に付共同作業その他農作業の調整上必要な事項を指示することを得ること
- 六、農會は重要農産物の生産確保の爲め特に必要ありと認むるときは入營、應召、應徴其他命令を以て定むる場合を除くの外地區内の農業者にして主として農業生産に従事する者に對し其者が農業生産に従事せざるに至る場合に於て農會長の承認を受くべき旨を指示することを得ると、農會長は前項の者に正當の事由ある場合に於ては同項の承認を拒むことを得ざること
- 七、農會は地區内の農業者に對し農機具若は役畜の譲渡の制限又はその利用、移動若は保管に付必要な事項を指示することを得ること
- 八、地方長官必要ありと認むるときは農會に對し第三乃至第七の統制に關し必要な事項を命じ又は第四乃至第七の規定に依る農會の指示を取消し若は變更することを得ること、地方長官必要ありと認むるときは農業者に對し第四乃至第七の規定に依る農會の指示に従ふべきことを命ずることを得ること
- 九、農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは農業生産統制に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして農地、農機具若は役畜の所在する場所その他必要な場所に臨檢しその狀況を検査せしむるを得ること
- 十、第二に農會とあるは帝國農會、道府縣農會、郡農會、市農會又は町村農會とし第三乃至第八に農會とあるは市農會又は町村農會とすること、農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは特定の事項に付第二乃至第四の農會に代るべき團體を指定することを得ること

(C) 農地開發の促進

次に農地開發に關する施策を見よう。

我國内地の總面積中耕地の占むる部分は一割六分足らずである。之をハンガリー、デンマークの六割以上、英領印度、伊太利の約五割、佛蘭西、獨逸の四割餘に比すれば、我國の耕地の割合は決して多いものとは云へない。而も最近は第六表に見る如く耕地面積は昭和十二年以來漸減の傾向を示して

(六) 耕地面積及擴張潰廢面積(町)

年次	耕地面積	擴張	潰廢
昭和十年	六、〇五八、七五三	五四、三九六	三三、六四一
同十一年	六、〇八五、八八六	五〇、九三五	二四、八二八
同十二年	六、〇九八、四三三	三八、一三〇	二二、八七四
同十三年	六、〇七六、二八二	三三、三四五	四六、九七七
同十四年	六、〇七六、七二九	三一、七二一	三〇、九五二
同十五年	六、〇七七、五〇三	三〇、六六六	三四、四六八

(備考) 農林統計に依る。

に關しては、既に第四十五輯に於て紹介したが、其後當營團の最重要事業たる開發事業の具體的計畫が決定されてゐる。それに依ると、昭和十六年度から向ふ十ヶ年間に農地五十萬町歩(田二十萬町歩、畑三十萬町歩)を造成し、百七十二萬町歩に改良を施して、一舉に米千百萬石、麥類千二百萬石、その他雜穀の増産を圖ることとなつたが、先づ第一年度は開田、開畑五萬町歩、家屋一萬戸の建設計畫を目標にしてゐるのである。

又、農林省では、この農地開發營團とは別に、高原地を開發するために農林次官を會長とする高原開發協會を設立した。之は、從來高度的耕作限界以上の土地と考へられ殆ど農業的に省みられなかつた高原約六十萬町歩の開發を對象とするもので、先づ第一着手として東北地方の高原十四萬町歩を新農法により開發することとなつてゐる。これに依ると、大體三百町歩を單位とする切替畑式農場を設置し、氣候、土地等の條件を精査し、各農場には四十馬力のトラクター二臺を設備、耐寒作物を稗を中心にしてライ麥、大豆、そば、馬鈴薯、燕麥、粟、玉蜀黍等の栽培を行ふものである。

尙、現在内地に於ける農耕地の開發見込地は何の位あるかと云ふに、昭和十三年の農林省の調査に  
(七) 農耕地の開發見込地(單位町)

田とな	畑とな	計
開墾	二六〇、三七四	一、一三〇、二九一
埋立・干拓	五四、五七三	六、五四三
地目變換	一五六、〇八一	一六、九九九
計	四七三、〇九一	一、五三、七五〇

一、一三〇、二九一、一、三九〇、五九三  
六、一五五  
一七五、〇八一  
一、六二六、七七一

(備考) 昭和十六年農林省調査。尤も、何の程度の工程を要するものを開發見込地として擧げたのかは明確でないから、この數字を以て直ちに結論を下すわけにはゆかぬが、兎に角、まだ相當に開發の餘地の残されてゐることは明らかである。

併し乍ら、農地開發營團の事業にしる、高原開發事業にしる、勿論それは可及的短時日を以て豫期の成果を擧げねばならないが、現在の如く、勞働力、資材共に非常に不足を告げてゐる状態では、事業遂行上にも餘程の困難が伴ふことを覺悟せねばなるまい。寧ろ、當面の主要食糧増産對策としては作付統制と併せ行つてこそはじめてその意義があると云へよう。

#### 四、殘された課題

以上の如き施策によつて、作付統制、勞力統制も相當徹底し得るものと期待されるが、これ等の施策を眞に生かし、増産の遂行を全からしめるためには、より根本に立入つて解決すべき問題が未だ多く殘されてゐる。例へば勞力統制にしても、勞働力を最も効果あらしめんが爲には、自然、適正規模の問題や農機具の普及及び改善の點を考慮せねばならぬ。先に述べた生産統制勅令案要綱の中にも農機具乃至役畜の合理的使用に關する項が含まれてゐるが、勿論之丈では根本的な改善は期し難い。將來に残された問題として、小水力利用、農機具の規格統一、使用法指導の徹底化、將來の適正規模農業用の機具作成の準備等が考へられる。かうした問題を包含してゐるに拘らず、此等に關する豫算は農林省に於て十萬圓、地方も全部で五十萬圓にみえない。この方面に於ても、當局及び農業團體の積

極的指導が要望されるわけだ。

適正規模も將來に残された大きな問題である。我國農業が零細過小農であるために農業の發達を妨げ、この經營形態が高額小作料と表裏一體の關係にあることは早くから指摘されてゐた。最近適正小作料問題等が採上げられて來てはゐるが、矢張り適正規模經營の實現に迄至らねば、本質的改善とはなるまい。又、最近再び問題となつて來た自作農創設維持の効果も適正規模と共通したものであるが政策それ自體が餘り積極性を持たず、來議會提出の準備中と云ふが、これのみでは決定的な解決策とはなり得まい。

結局、日本農業形態の根本的な改善、發展は適正規模の實現に俟たねばならない。この點で、昨今行はれてゐる共同經營、共同作業等の進展は、それが零細經營を前提としてゐるので、之に根本的なメスが入れられない限り、適正規模に逆行する怖れがあらう。假令、零細農業に發展の餘地を與へても、それは程度の問題であり、却つて零細經營それ自身の維持存續強化と云ふ現象を生ずる可能性が多分にある。

勿論一口に適正規模と云つても、何を以て適正の規準とするか、は非常に難かしい問題である。それ、肥料や農機具の問題とも極めて密接不離の關係にあるので、現在の如き農村の狀況では、例へ

早急に具體案が決定されてもその實施は非常に困難であらう。にも拘らず、結局は實現されねばならぬものであることは明かだ。

肥料も又勞力問題と深い關聯を有するものだが、最近之が不足してゐることは第四十五輯に紹介した通りである。特に燐礦石、加里肥料等大部分を海外よりの輸入に依つてゐたものは、未だ、充分な解決を見てゐない。當分は施肥法の改良等に依つて不足を補はねばなるまい。

増産確保の問題に關して注意せねばならぬもう一つの事項は農家經濟の安定である。

事變以來農產物價が他の生産物の價格に比し相當低位置にあり、従つて相對的に農家收入に置かれたことは以前既に紹介した筈である。そして、この事實が農村勞働力の工業部門への流出を起し、ひいては農業生産の減退を導いてゐたことも争へない。そこで最近では當局も此の點に留意して米價引上げ、其他主要農產物價の引上げ及び生産獎勵金、積々なる助成金を交付して、農村經濟の向上に努力してゐる。

然し乍ら、この様な政策は一時的には或る程度の効果を擧げ得ても、結局それ丈では根本的な改善はなり得ないだらう。前述の如き適正規模の設定、土地問題の解決に迄進まねばならぬ。



## 第五節 第二次五ヶ年計畫に進む滿洲經濟

### 一、第二次五ヶ年計畫の具體化

#### (A) 第二次五ヶ年計畫の基調と内容

滿洲國では、今や、その産業開發第一次五ヶ年計畫の最終年度を終らんとし、これより得た幾多の經驗を基礎に、第二次五ヶ年計畫の樹立に邁進してゐる。去る八月二十二日の經濟顧問會議並に特殊會社首腦部との官民懇談會に於て武部總務長官より説明された同計畫に關する政府の大綱に就いては既に前輯に於て紹介したが、其後、この大綱に基いて同計畫の具體化が着々と進められてゐる。即ちこれに關する各部原案は、十月初旬に全部決定を見、企畫處に回附されたが、これを基礎に企劃處に於て、綜合審議がなされ、十一月十日、次の如き企劃處決定案が發表された。而してこの滿洲國側原案は、近く東京で開かれる日滿支經濟協議會を経て、最後の決定を見る筈である。

#### 第二次産業開發五ヶ年計畫企劃處決定案

鑛工部門 鐵、石炭、輕金屬、非鐵金屬、非金屬、電氣化學工業製品、化學肥料、パルプ、セメント、機械車輛、自動車、電力、ガス、曹達、鹽等の各鑛工業の生産擴充を圖る

交通部門 鐵道に於ては滿鐵社線及び國線とは別個に十五私鐵の擴充を行ひ石炭搬出、農産物蒐荷、開拓地事業等に當らしめる、水運(運河)の鑿掘港灣施設並に造船事業の擴充を行ひ、道路に於ては國、省縣旗各道路及び開拓道路網の擴充整備を圖り、自動車、荷馬車等の運送業、通信網の整備を行ふ

農業部門 大豆雜穀三品麥類、米、各纖維作物、油脂作物等十七種類の増産に重點を置きこれに伴ひ農機具の改良畜産の増産等に積極的の當る

民生部門 住宅建設五ヶ年計畫を樹て住宅問題の解決を圖り、また生必需品の國內自給を目標として食料、雜品運動用具、家庭用品等の附帶事業の積極的振興を圖る

資金部門 總金額に於ては第一次計畫に比較して農業部門民生部門の擴充による、相當額の膨脹となり資金調達は總額の三分の二を日本の對滿投資に期待し残りの三分の一を國內の蓄積資金の動員によつて賄ふ

勞務部門 勞働力を北支に期待するは北支に於ける經濟開發現狀よりして困難であるので國內勞働力を確保しこれを有効適切に活用する。これがため農村勞働力を農機具の改良畜産の利用により節用し他の必要部門に振向け、それを同時に鑛山等では勞働者の定着を圖る移動の防止に積極的方法を講ずる

技術部門 大部分を日本に期待するが同時に國內に於ても、専門學校の大學昇格、國民高等學校(農業、工業關係)の教習内容を充實し各企業體においても自家養成に努めるやう措置する

こうした第二次五ヶ年計畫原案の基調をなすものは、昭和十五年十一月五日に發表された「日滿支經濟建設要綱」の中に謳はれてゐる日本の要望と、日本の現實的な援助能力とを反映するものである

ことは云ふまでもない。この日本の要請と、現實能力とが與へる枠は、第二次五ヶ年計畫をして、第一次五ヶ年計畫が有つてゐた滿洲アウタルキーの觀念に依る總花的計畫を止揚して、日本の戰時經濟の充足を目指し、しかも即時的な發展を指向する處の農工併進主義に立つ重點主義を採用せしめる。謂はゞ、重點主義の強化と、即自性の昂揚とが第二次五ヶ年計畫の基調を爲してゐると云ひ得る。

第二次五ヶ年計畫原案作成に關し、十一月十日、武部總務長官のなした次の談話は、此れを端的に表明してゐる。

第一次計畫に比し特色とも見られる點は鑛工偏重主義に檢討を加へ農業部門、交通部門にも特に留意してゐる點であり又民生部門にも萬全を期し國民生活の向上を期すると共に計畫實現の前提ともなる資金、勞務技術等の各部門の強化によつて綜合性を附與し完遂を期することとなつてゐる。

尙、企劃處案決定に先立ち、企劃處に集められた各部原案は、企劃處決定案に比し、計畫の内容がより詳細に示されて居り、且つその中には前述の基本方向も明瞭に看取されるので、補足的にこれを示せば次の如くである。

經濟部原案——石炭の増産を最重點としこれを中心として鐵鋼、水力電氣、非鐵金屬、化學工業、機械工業等の生産力擴充を企圖し、さきの基本要綱に即應して、計畫を裏付けする將來の資金、資材、勞力需給の的確

な見透しに基き重點主義を一層強化すると共に第一次計畫の經驗に鑑み各部門間の連繫を緊密化し計畫の遂行の過程において生じ易い跛行狀態の防止に細心の考慮を拂ふ。この結果石炭と鐵鋼、電力その他の工業、電力と電氣化學工業との綜合調整等に特に留意する。

#### 石炭の増産開發

- 一、石炭部門は第二次計畫立案の基礎となつてゐるが、新計畫においては日滿支需給計畫に基き滿炭系諸炭礦の増産を中心として最終年度目標を現在生産量の六割増とする
  - 二、時局下特に重要な製鐵用粘結炭は計畫完成により自給自足し得る如くする
  - 三、日滿支を通ずる適正炭の配分交流の適正化を徹底する
- 生産力の擴充強化
- 一、昭和製鋼並に本溪湖煤鐵に於ける銑鋼一貫作業を基調とする鐵鋼の増産を圖る
  - 二、松花江、鏡泊湖、渾江、鴨綠江等の水電資源を開發する
  - 三、アルミニウム、マグネシウム、カーバイド及び硫酸、硝安等の化學肥料の増産を圖る
  - 四、金、銅、鉛等重要金屬の開發増産により自給を圖る
  - 五、石炭鑛業その他諸産業建設に必要な機械工業の生産擴充をなす
  - 六、地方中小工業を育成指導し國內輕工業の振興を圖る

興農部原案——農産物増産、開拓政策推進の二大目標の下に東亞共榮圈に於ける食糧、飼料の補給基地、特殊作物の供給源としての重責を果す

農産物の増産

一、東亞共榮圈内食糧、飼料の自給化を目指し、第一次より強化された目標に到達すべく主要糧穀、米穀の増産を圖る

二、纖維資源の自給化を目指し棉花、洋麻等一連の纖維作物の應急増産を期する

増産方策

一、耕地の擴張、單位面積當りの增收方策を中心としてこれに伴ふ具體的手段を講ずる

二、耕地の増加は開拓民の入植促進を第一義とし水田造成、土地改良事業等を一層促進する

農業技術の改善

一、單位面積當り收量の増加方策としては農法の改善を首題に技術部門の擴充強化を斷行し、技術員の大量養成、これの農村への配置を萬全ならしむ

二、プラウ農法を中心とする改良農具の普及徹底を圖り品種の改良、病蟲害驅除の徹底を期す

三、増産手段として最も重視される役畜の増産には特に重點を置き滿洲馬の改良、牛、豚の積極的增加を圖る

一方、獸疫防除に萬全を期する

開拓部門

一、二十ヶ年百萬戸計畫遂行途上に於ける第二期計畫を其まゝ、第二次五ヶ年計畫に置きかへる

二、第二次計畫に於ては入植地の整備、土地開發事業に重點を置く

三、開拓地經營方針は開拓増産一元化を更に強化し、耕主建従を建前として開拓地の健全なる發展を圖る

交通部原案——新計畫の最高重點部門である石炭並に農産物の輸送圓滑化と國防要請に基く道路、鐵道、港灣、河川等の整備擴充を主眼とする。

私鐵々道の建設擴充

一、石炭資源の開發増産の要請に基き重要諸炭礦より幹線に至る引込線（準軌）約十線を建設する

二、農産物輸送の圓滑化を圖るため主として北滿農産地帯に幹線連接線（狹軌）約十線を建設する

三、私鐵の建設により奉天、新京、哈爾濱の三大都市を中心とする都市交通の整備を圖る

四、國內各地計畫の完遂を期す

五、渤海灣漁業の重要性に鑑み錦州より山海關に至る現存私鐵の擴充を圖る

港灣の整備擴充

一、現在繼續中の壺蘆島、大東港の港灣建設を促進、計畫の完遂を圖る

二、營口港及び沿岸漁港の開發擴充を圖る

理水事業の完遂

一、現在進工作中的の遼河及び松花江の理水工事の完遂を期す

二、鞍山、本溪湖の工業用水並に灌溉用水に當てるため太子河（遼河支流）の理水に着手する

船舶交通の強化

一、航洋船舶、機帆船及び戎克の増備を圖り北支炭、その他諸生産品の輸送の圓滑化を期す

二、鐵道ルートのみによる石炭、鐵等の輸送の不便を除去するため遼河を活用する、營口——鞍山間運河の實現を期す

道路の整備建設

一、哈大道路建設計畫の完遂を期する

二、三大都市を中心とする南北東滿各主要都市間の道路建設の實現を期し、國防上、産業上の要請に應ずる

民政部原案——第一次計畫の華北勞働者依存を國內自給體制へ轉換する。

勞務者の確保 勞務新體制に基き勞務者の確保を圖り、自給自足を期す

勞務管理の強化 勞務與國會を結成せしめ官民一體となつて勞務管理を強化する

勞働能率の向上 勞務者の教育、保健、衛生等に諸般の手段を講じ勞働能率の向上を期す

以上の如く第二次五ヶ年計畫には、前述の如き重點主義の強化と即自性の昂揚と云ふ基調の上に、鑛工業部門に於ては石炭増産が樞軸となり、農作物増産が強調され、それに國內の資金、資材の動員に依る輕工業の振興が謳はれ、勞働力の國內自給體制が志向されてゐるのだ。而して、こうした線に沿うて、附帶計畫たる生活必需品の國內生産量増大、住宅建設五ヶ年計畫等が第一次五ヶ年計畫に於ては觀られなかつた大きな意味を帯びて來るのだ。吾々は、斯うした意味に於て附帶計畫の首題たる「地方産業の自力振興並に地方資金の活用」を次項に取り上げよう。それは五ヶ年計畫に附帶的に並行する可きものであるが、此の「附帶的」なるものに何等かの解決を與ふることなしには、産業開發の完遂は困難であり、而も、此の附帶事業は本計畫と、相互に關聯し制約し合ふ素因の上に成立するからだ。

### (B) 輕工業の振興と地場資本

第一次五ヶ年計畫を側面から阻害したものは、悪性インフレーションであり、此の直接的誘因の一として、輕工業の未發達、生活必需品の供給不足が擧げられる。

故に、第二次五ヶ年計畫は附帶計畫として、生活必需品の國內生産量を増加し、地方中小工業を育成指導して、國內輕工業の振興を企圖してゐる。けれども、その爲に、資金、資材等の點で重工業と競合することは避けなければならぬ。日本の重點主義的産業政策は、滿洲國の特殊事情によつて、何等變更する可き筋合ではなく、日本からの資金と資材とは、此の線に沿ふて、供給されること、日本國內に於けると異ならぬ。従つて滿洲國に於ける地方輕工業振興に對して日本の與へ得る援助には、自ら限度がある。日本中小工業の滿洲移植に對し、その輔導幹旋の重點を從來の鐵鋼關係部門より生活必需品關係部門に向ける程度を出でない様である。即ち日滿兩國政府は十月「日本中小工業滿洲移駐事務取扱要領」を作成し、日本中小工業の滿洲移駐を奨励することとなつたが、之が輔導幹旋の機關として生活必需品會社が指定され、左の如き指示要領に基いて實施に當ることとなつた。

#### 生活必需品會社の移駐工場輔導幹旋に關する指示要領

- 一、生必會社は政府關係機關の指示により移駐に對する生産計畫を樹立する
- 二、生必會社は移駐業者の選定幹旋の實際につき政府に協力をなすものとす

三、生必會社は國內生産の輔導、助成のため移駐工場の生産品を一手收買するものとす

四、生必會社は移駐工場の生産の基礎確立に資すると共に地方産業振興要綱に基き他資本（地場資金又は日本投資者）の参加誘導を圖るがため適當なる資本参加をなすものとす

五、生必會社は移駐工場の生産技術並に製品規格等に關し適切なる指導援助をなすものとす

また生活必需品會社は、右の如く移駐中小工業者の輔導斡旋を爲すと共に、地場輕工業振興にも積極的に働きかけてゐる。即ち「同社は地場産業振興助成の對象として醤油、味噌その他比較的小資本で効果のあがる食糧品製造業に重點を置き、大體二十工場程度を目標としこれに對する投資額も一工場一萬圓程度とし約二十萬圓を豫定してゐる、而して資本の大部分は地場資本を活用しこれら工場の製品を一手に收買して同工場の収益率の向上をはかる方針である」。〔満日、八月三十一日〕

併し乍ら、右の記事に徴しても推察さるゝ如く、輕工業五ヶ年増産計畫に於ける生活必需品會社の役割は指導の域を出ない。その成否を決するものは、謂ふ所の土着資本であり、國內生産に俟つ資材原料であり、國內勞働力である。

輕工業振興計畫の狙ふ所が、生活必需物資の國內自給を確保するにあるは言ふ迄もないが、それと同時に、これによつて農村高利貸的、商業的性格を有つ土着資本を生産資本に轉化せしめ資本の不足を補はんと一石二鳥の狙ひも含まれてゐる譯だ、此れが爲に、現在特殊會社その他一般企業に實施してゐる六分配當の不文律を緩和し、これ等輕工業に對しては八分より一割二分程度の高配當を認めやうとし、或は土地投機の抑制策が考慮されてゐる。また他方、農産物統制、商品流通統制の進展は、土着高利貸資本、商業資本の活動分野を著しく狭め、これが間接的にそれ等の生産資本への轉化を促進するとも考へられる。

けれども、問題は、滿洲固有の經濟機構の中に生れ、育つてゐる土着資本の實體である。滿洲國に於ける土着資本の的確な數字は明かでないが、支那本部と接觸して以來、終始植民地たる性格を擔ひ續けて今日に至つた滿洲國に、視る可き蓄積を期待することは困難ではあるまいか。更に、高利貸的商業的資本は、工業資本とは比較にならぬ程の高度の回轉率を有ち、斯かる高度の回轉率の上に始めて資本としての機能を營み得るのだ。高度の回轉率と云ふチャイガンテイクな影を、それから取り去り得るか、而して取り去つて猶、それは工業資本たり得るか。地場資本が提起する問題點は、そこに歸着するであらう。

次に資材、原料、勞力に就いて如何なる方策が考へられてゐるであらうか。建築資材に就いては重要統制材の使用を可及的に避ける方針であるが、絶對必要な資材は、物動計畫上これを確保するやう

考慮される。機械に就いては國內遊休施設の利用、日本よりの中古品の輸入を計る。原料に就いては地方資源の利用開發を計ることとし、特に統制原材料に關しては物動計畫に織込み、これが確保を計る。また勞働力に就いては極力滿系工人特に滿系婦女子を利用するが、同時に福祉施設を考慮し、勞働力の移動を極力防止する意向である。

資材、原料、勞力等に對する此等の諸方策は、一應「地方産業の自力振興」の線に沿つてゐると見られるが、究極に於て、他重要産業部門との競合關係、全滿洲國經濟との相互聯關からどれだけ脱却し得るか、未だ疑問の點が認められる。

## 二、勞働新體制の樹立と問題

第二次五ヶ年計畫の成功的達成のためには、資金、資材と共に勞働力の確保が、重要な課題とされる。これは北支華工の渡滿減少、離滿増大と云ふ最近の事情から見て、特に重要視せねばならぬ問題である。この點に鑑み、滿洲國政府は勞働新體制の樹立に積極的な動きを見せてゐるが、これは當然首肯し得ることと云はねばならない。

滿洲國の勞働統制を振かへつてみると、昭和十年に、治安維持、國內勞働者保護の爲、北支華工の

入滿に對し、質的撰擇、量的制限を加ふる大東公司の創立をみ、次いで昭和十三年一月に、産業開發の進展に伴ふ勞働力需要の激増に對應する需給調整機關として勞工協會の設立が見られた。

以後、三年十ヶ月、滿洲國に於ける勞働力を圍繞する情勢は、更に新しい變化を遂げた。即ち、漸次、獨立の形態を整へんとする一國が、他國から勞働力の供給を仰ぐといふことの内包する矛盾が、北支に於ける經濟建設の進捗、滿洲國側の産業開發の擴張發展によつて、拍車をかけられて來た。此の意味に於て、直接には爲替管理法の強化による北支華工の對滿送出減退、離滿の増大は、何等、偶然的な特殊現象ではなく、此の内在する矛盾の一具現に過ぎない。更に、滿洲國に於ける産業開發の進行は、勞働力の單なる量的需要の増大とともに、質的に、その技術性、生産性の向上をも亦、要請するに至つたが、斯かる要請に應ずることは、到底、出稼ぎの北支苦力には期待し難い。こうした量質兩面に生じた事情から、滿洲國は其勞働力の供給源を國內に求めねばならなくなつたが、かゝる轉換は、必然國內勞働力に對する新しい關心と施策とを必要とするに至ると云ふ迄もない。此處に於て勞働力の維持培養が、新たに重大な意味を持ち、その需給の調整、各部門間の勞働配分、勞働力の組織化が當面の問題となつて來たのである。

かゝる事情に對應して、本年九月十日に「勞務新體制確立要綱」が閣議に於て可決され、こゝに闡

明された方針に基づいて、十月二十二日に「勞務興國會法」が公布即日實施され、同時に「改正勞働統制法」が十一月一日に施行されることとなつた。

「勞務興國會法」は全文四章四十一ヶ條から成り、その要旨は左の如くである。

- 一、勞働者を使用し、又は供給する業者を以て、社團法人たる勞務興國會を設立し、勤勞運動の振興、勞務管理の改善、勞働資源の涵養、及勞働能率の向上をその目的とする。(第一條、第三條)
- 二、常時十人を超ゆる勞働者を使用する林業、漁業、鑛業、工業、土木建築業又は交通業を営む者及び之に對し勞働者を供給する業を営む者は、その區域の省勞務興國會の會員となり、省勞務興國會、及び民生部大臣が指定する法人又は事業者を以て滿洲勞務興國會を構成する(第二條、第六條、第二十九條)

三、滿洲勞務興國會は民生部大臣、省勞務興國會は省長が之を監督する(第四條)

四、勞務興國會の事業を第七條、第三十條に據つて摘記すると、(一)勞働統制規定の設定、(二)勞働者の募集招致輸送、教育訓練、福利厚生等及び勞働者生活必需品の配給斡旋に關する事項である。

滿洲勞工協會は滿洲勞務興國會の設立と同時に解散し、その業務を政府及勞務興國會に移管する。次に十一月一日「改正勞働統制法」の施行を見たが、これは康徳五年十二月に勞働統制法が制定さ

れてから、康徳七年八月の第一次改正を経て、今次の改正勞働統制法となつた譯だ。これによつて勞働者の募集、雇入、供給、使用、解雇又は移動に關し、業者の自治的協定を廢し、民政部大臣の行政命令事項を擴大強化し、公共事業又は國策事業に勞働力を調達し得る行政力を民生部大臣に與へ、勞務興國會は監督者の認可を得て統制規定を設定し得ることとなつた。

また、以上の二立法に對應して、勞務擔當機關たる勞務司の中に、養成科と勤勞奉仕科とが創設された。斯くして、滿洲國の勞務新體制は、立法的には一應整備された。けれども所期の効果を擧ぐるにはこのことのみを以てしては、足れりと爲すことは出来ない。明かに看らるゝ如く、此の勞務新體制の對象は鑛工部門であり、それに動員される國內勞働力は、主として、農村に供給源を求めなければならぬ。季節的なものとは云へ、現在の滿洲國に於ては、農村勞働力に餘裕ありとは云ひ難い。近來、屢々農業勞賃が工鑛勞銀を上廻つてゐることはその一例證であらう。これが對策として康徳八年度全國聯合協議會に於て、谷民生部大臣は、次のやうに述べてゐるが、この間の事情を物語るものと云へる。即ち「特に婦人の勞働力の活用が必要である。婦人の勞働力の活用が出来ないやうでは我國は近代國家の中に處して行くことは出来ない。また農耕、商工間における勞働力を適宜按配して國家建設部門に動員することも考へねばならない。農耕部門における役畜の獎勵、馬事の改善により餘

剩勞力を造り、これを緊急部門に向けるやう興農關係の協力を切に乞ひたい」と。

又、資材の不足や、それに起因するデグザグな産業發達の過程は勞働力の生産性、技術性を高めるのに、良好な環境たり得ない。一方、公役制度の採用は、その運用の機宜を失すれば、逆に、勞働力の生産性、技術性の向上の阻害因とすら成り兼ねない。

### 三、農業を繞る諸問題

第二次五ヶ年計畫が、從來の鑛工偏重主義を一擲し、農業に重點を置くに至つたことは前述の如くだ。第一次五ヶ年計畫の遂行に當つても、滿洲經濟の基底をなす農村經濟に制約されたことは周知のことだが、農業重點を採用せざるを得なかつた、現下の滿洲經濟にとつて、農業問題の解決は益々その重要性を加へたと云はねばならない。

#### (A) 先錢制度の效果

數年來、滿洲國に於ける農業對策は増産と蒐荷とに集中せられ、幾度か農産物統制法は改正強化され、統制機關は改編された。併し乍ら、此等が、殆ど所期の效果を擧げ得ずして、今次の農産公社の成立、先錢交附制の實施となつたことは、前輯に報じたところである。而してこれが増産、蒐荷に如

何なる效果を齎したか、最近の事情によつてこれを検討しよう。

#### (一) 本年度主要農作物收穫豫想指數

作物	對前年收穫高	對前年作
大豆	一〇八	六六
高粱	二二六	六六
粟	一〇五	六二
玉蜀黍	二二四	八九
水稻	一四七	八〇

(備考) 對前年收穫高比は興農部發表。對前年作比は新京商工公會發表。

先づ増産の點であるが、今年度農産物の收穫は、第一表の示す如く九月十日に發表された、興農部調査に依る、主要農産物第一次收穫豫想は、平均して前年比一割三分の増收となる。尙新京商工公會が全滿各主要地の商工公會を通じ、八月上旬現在に於ける本年度農産物收穫高豫想を調査したのものによれば、平均して、前年作一〇〇に對して、八二となつてゐる。即ち前年に比しては幾分の増加が見られるが、未だ平年の水準に回復してゐないことが判る。

次に蒐荷の状況を見よう。先錢制度が政府から發表されたのが四月六日で七月五日から放出が開始された。先錢資金需要が大體一巡した八月十二日現在の殘高は七千二百二十二萬九千圓に達し、當初放出豫定額七千五百萬圓(但八月末日迄)に對し餘すところ、三百七十七萬一千圓である。尙、農産物種目別先錢放出額は第二表の如くである。

いま前述の新京商工公會調査の指數に基づいて推計すると、大豆の平年作を四百三十萬噸として、



(二) 種目別先殘放出額(單位千圓)

大豆	三五、七九四
小豆	二七六
高粱	四、七八二
包米	一三、〇一一
谷子	九、五七九
水陸	八、二五〇
燕麥	五、四八七
大麥	六、六四
燕麥	二三八
大麻	三八一
その他	二、七七七
計	七二、三九

(備考) 八月十二日現在。

本年度の大豆の豫想收穫高は三百七十萬噸とおさへられるが、交附された先錢の中、略九割が農民の手に渡つたものとして百一圓を換算して、大豆の蒐荷見込數量は略二百三十萬噸、商品化率——市場出廻率は六〇%餘となる。大豆に於ては八〇%を越したと推定される會ての商品化率に比しては、尙、及ばないが、此れは單に先錢制度の實施を以て蒐荷の向上を期し得ないことを物語るものであらう。

以上によつて、先錢制度の施行が増産、蒐荷の兩面に於て未だ思はしき成果を擧げてゐないことが瞭となつた。勿論、先錢制度の施行技術にも問題が残されてゐる。例へば先錢交附の時期の適正化、低い民度の上に立つ農村機構と先錢との調整等幾多改善の餘地が認められるのである。併し、惡循環的滿洲インフレーションの集中的表現たる現下の農業問題が、先錢制の實施のみによつて、根本的解決に近づくものとは言ひ得ないようだ。それには資材、價格、運輸、土地制度等に互つてより根本的な解決を要するのである。この點後述、第八次全聯協議會は、現在滿洲農村に横はる諸問題を率直に闡明してゐるものとして注目し値ひする。

(B) 第八次全聯協議會に現れた農村の諸問題

去る十月十日から八日間に互つて開かれた第八次全國聯合協議會は、農村に於ける物價、増産、蒐荷を中心として動いた。そこに上場された議案の中に、具體的な現状の陳述と、切實な農村の要望が見出される。現在の滿洲農業の諸問題は略々此等の中に凝集されてゐるものとみてよいであらう。先づ「農産物並に生活必需物資適正價格に關して」次の様に具陳してゐる。

- 一、農産物價格は糧穀統制法に依り殆ど釘付同様なるに反し、勞働賃金生産用品及日常生活必需品は一應公定價格を制定せられたも非常なる騰貴を來し、加ふるに物資配給の不圓滑に基因する闇相場横行し、公定價格を以てしては入手困難なる實情にありて現在の收買價格を以てしては悉く生産費を割る有様なり
- 二、我國は氣候其の他の關係に依り農民の副業收入なく、農民は生活必需品購入費諸公課金其の他凡ての費用及負擔金は唯一の生産糧穀に依存し居るに拘らず農産物を除きたる諸物價は政府の低物價政策に反し非常なる指數を以て騰貴しつゝ、あり
- 三、黒河省の如く避遠の地にして氣候、交通共惡しく、生活必需品及勞働賃金等特に高價なる地區と南滿の如く諸生活並に生産條件の好き地方と糧穀收買價格の一律なることは不合理なり
- 四、農産物の收買並に販賣價格は全面的に連繫性乏しく米穀、糧穀並に特産物の各々の價格の基準は個別に分立遊離されて居り一貫したる價格政策不徹底なり
- 五、糧穀收買價格は交易場を以て一單位となし居る爲め、交易場所在地よりの距離の遠近に依り農民の實收には大いに差異あり、甚だしきに至りては運搬旅費を控除せば手取り幾何も無き場合あり

更に、農産物増産対策を講ずるには左記条件の再検討を必要とするとして次の諸点を挙げてゐる。

- 一、増産計畫自體が素材なる資料上に樹立せられし爲め、計畫が實地に適せざること
- 二、協和會分會、村公署、興農會等の活動が不活潑なるに依り農家、農村實體が把握出來ざること
- 三、農産物價格と生活必需品價格が缺狀となり、農民生活が窮乏に傾きつゝあること
- 四、勞力不足、勞賃高に依る耕作面積減少されつゝあること
- 五、開拓民の入植に依り原住民の一時的農耕廢棄並に離農に傾きつゝあること
- 六、農村金融の不圓滑
- 七、農具及役畜の入手難
- 八、在來の掠奪農法に因る地力の減退
- 九、交易場の運營惡きため農民の蒙る時間的、物的損害
- 十、穀物検査委員不良に依る農民の受くる打撃

### (C) 開拓農場法の制定とその意義

滿洲農村に於ける開拓民の位置は量的には現在大きなものではないが、内容的には重要な意味を持つに至つた。前述の第八次全國聯合協議會に於ける「再検討を必要とする條件」の中にも片鱗を示してゐる如き土地問題に於て、更に増産推進、滿洲農村の指導主體として。興農部次長は、第八次全國協議會で次の様に述べてゐる。「更に開拓農地についても近く綜合土地計畫を樹立し、區分を明確にす

ることになつてゐる。ついで指導力の強化問題であるが、その指導力が増産に及ぼす影響はゆるがせに出来ない問題であり、政府においても指導員の養成、進歩せる技術の輸入等のことを考慮中であり、各特殊會社、興農合作社その他の協力を望む次第である」と。

去る十一月十三日公布、康徳九年四月一日より施行される開拓農場法は、昭和十四年(康徳六年)十二月に制定された滿洲國開拓政策基本要綱の線に沿うて、曩に、公布實施をみた開拓團法、開拓協同組合法と共に鼎足を爲す基本法である。此の立法をみたことは、開拓政策が一應、整備充實の時期に這入つたことを示してゐる。「開拓増産一元化」と言ひ、「耕土建從」と言ひ、從來、開拓民の數の多きを望んで入植後の措置をやゝもすれば等閑に附してゐた開拓政策の是正に外ならない。

既に、早期に入植した開拓民は、個人家屋の建築を終り、妻子を迎へ、獨立經濟に這入つてゐる。そこに何等かの施策を講じない限り、日本の古い因襲と慣行とが生ずる可能性が充分ある。他方、積極的な要望を此等の開拓農家に掛けねばならない。即ち、増産推進の一翼としてその生産性を高めることであり、農村中核體としてのその指導力を強化することである。

こうした事情に對應して制定された開拓農場法は、本法として、三章五十六條、附屬法として、本法第十四條(家長の代行)を規定する十一條から成つてゐるが、その立法主旨は同法第一條に「本

法は開拓農場の世襲家産制により鞏固なる農業經營の根據を確立し、もつて健全なる開拓農家ならびに之を基礎とする農村の生成發展を圖るを目的とす」と闡明されてゐる。

開拓農場法の制定が、漸次、獨立經濟に入りはじめた開拓農家に對應したものであることは先に述べた。而して、斯かる開拓農家を第一條に掲げられてゐる理念の下に、自由經濟的變動から隔離、維持せんとするのが、全文六十餘條の目的なのだ。此の爲めに、取られた諸規定の要旨は次の如くである。(一)適正規模に立つ開拓農場を所有する開拓農家は、一個の農業經營體として法人視せられ、従つて戸主と家長とは必ずしも一致せず、又、財産の所有に關しても、農家、家長、農家族とを區別してゐる。(二)開拓農場に世襲家産制を採用し、之に對し、金錢債權に基く強制執行、第三者への讓渡、所有權以外の權利の目的たることを禁じてゐる。(三)鞏固な家族主義に立脚した團又は協同組合中心主義の昂揚。

これを以て、開拓民對策は、一應立法的に整備された。けれども、此れによつて、滿洲國農業が内包してゐる諸問題から、開拓農家を切り離し得るとは考へられない。滿人農家と開拓農家とは、民族的政治的には異質でありながらも、農業生産を通じて、相結合し相聯關してゐる。先に觀て來た如き滿洲國農業の前途に横はる諸問題は、當然、獨立の形態を取らんとする開拓農家の問題でもあらう。

## 第二部 新展開を孕む世界情勢

### 第一節 冬を迎へた獨ソ戰と歐洲政治情勢

#### 一、獨ソ戰 冬を迎ふ

九月中旬、本年報の前輯を世に送つた頃の獨ソ戰の形勢は、北部戰線では獨芬聯合軍がレニングラードに迫り、中部戰線ではスモンレスク東南方で獨ソ兩軍の激闘が續けられ、南部ではドニエブル河以西の地は殆んど獨軍の手中に歸し、獨軍は破竹の勢を以つてウクライナ全土を席卷せんとする熊勢を示してゐた。しかし、獨軍重圍下のレニングラード、オデッサ、キエフ等の諸重要都市は、依然とし果敢な抵抗を試みつゝあつた。以上の戦局を大觀すれば、北部、中部戰線は膠着し、南部戰線は獨軍の壓倒的優勢裡にあつたものと見る事が出來よう。

(A) モスクワ、レニングラード攻防戰

モスクワ正面の、ナポレオン街道上に於ける獨逸軍は、スモレンスク、モスクワ中央のウヤジマを中心とし、頑強なソ聯軍の抵抗にその前進を阻止され、一時はこの方面に於けるソ聯側の優勢すら傳へられ、九月以來獨軍の活動は全く膠着し、冬期を間近かに控へてその前途を危ぶまれるの形勢にあつた。而して、英米の希望の見解は、ソ聯の根強き抗戦力を讃へると共に、冬季來と獨軍の衰運を結びつけて、自らの安泰に一縷の光明を見出し始めてゐた。即ち、その非勢を悟つた獨逸が、自ら積極的に對英和平提議をなすかもしれないと考へたのである。

ところが、十月三日に行はれた獨逸第三回戦時下冬季救濟事業開會式に於けるヒットラー總統の、獨逸國民に對する演説を契機として、これ等の希望は、一舉にして泡沫の如く消え去つたのである。右ヒットラー總統の演説は、第一に、現在に於て既に、赤軍の主力が潰滅されたこと、第二には、チャーチル首相一派が英國を指導してゐる限り、對英和平提議の意志なきことを主な内容としてゐる。さらに、右演説の冒頭に於てヒットラー總統は、「東部戦線を離れて、一時でもベルリンに歸つて來ることは、余にとつて忍び難いことであつた。何となれば、既に四十八時間前から、新しい獨軍の大作戦が開始されて、目下進行中であるからである」と述べ、世人の注目をひいた。彼の云ふ新しい獨軍の大作戦が何であるかは、やがて獨軍の行動によつて明かにされた。即ち獨軍は、ウクライナに於ける攻勢と平行して、しばらく鳴りを静めてゐた東部戦線中部に於ても、大殲滅戦を開始したのである。

獨軍は、ひた押しにモスクワに向つて殺到した。このモスクワ攻略新戦は、北はイルメン湖南方のヴァルダイ丘より、南ブリヤンスクに至る蜿蜒五百六十軒に亘り、獨軍兵力二百萬、戦車五千を有し、ケスリング元帥麾下の空軍精銳がこれを掩護した。而して、獨軍中最も目覺しき進出を示したのは、フオン・ポツク元帥麾下の軍で、同軍の一部はスモレンスク北部にあり、チモンシエンコ、ウオローシロフ兩元帥指揮下の赤軍の相合するカリーニン（モスクワの北西百六十軒）目指して進撃し、他の一部はスモレンスクの南方より、オリョール目指して進撃し、チモンシエンコ軍の左翼と、ブジョンヌイ軍の右翼との中間を衝かんとするの態勢を示した。

その後獨軍の前線は、赤軍必死の抵抗にもかかわらず、一步一步とモスクワ目指して移動し、早くもモスクワの危機が感ぜられ、十月十六日遂に赤都はクイブイシエフに遷都した。ところが、十月も末となり、秋より冬への氣候の變り目の悪天候に際會し、雨混りの雪に道は泥濘膝を没するの狀態となるや、獨軍の進撃速度は急に鈍り、十一月に入つては全く停止するに至つた。その後獨ソ兩軍は、モスクワを中心として扇状に走る五本の鐵道線路上、北よりカリーニン、ヴォロコラムスク、モジヤイスク、マロヤロストラウエフ、ツィラを繋ぐ線を挾んで相對峙し、日夜一進一退の死闘を續け、十一月

も終りに近づいた現在も、依然その状態が続いてゐる。モスクワ正面の赤軍防禦陣地が、如何に強固なものであるか知られる。

一方北部戦線では、レニングラードを中心に、早くより赤軍と獨逸、フィンランド聯合軍間に攻防戦が繰返されてゐたが、その後も戦局にはさしたる展開なく、遂に冬期に入つて、レニングラードを圍む塹壕戦となつた。この間、フィンランドの對ソ單獨媾和説が、しばしば英米側より流布されたが、フィンランド政府は強くこれを否定し、飽迄對ソ攻撃を續行する決意を明にした。

(B) ウクライナよりコーカサスへ

中部戦線の膠着せるに反し、南部戦線では、九月中旬ドニエプル河の渡河に成功した獨軍は、決河の勢でウクライナの心臓部目掛けて殺到したが、それと共に、ドニエプル河の要衝キエフも、月餘に亙る獨軍の猛攻に耐へ兼ねて、九月十九日遂にその城門を開くべく餘儀なくされた。キエフは、ウクライナ・ソヴェット共和國の首都で、九十萬の人口を擁し、ソ聯第三の都會であるばかりでなく、ウクライナに於ける戦略上の重要據點である。キエフを失ふことは、ソ聯ウクライナ防衛軍にとり、大きな痛手であつた。キエフ陥落に續いて、ハリコフ西南百十軒の地點にある鐵道の要衝ボルタワも獨軍の手中に陥ちた。キエフ包圍戦に参加せる獨軍は、キエフを陥れた後、キエフ東南方に轉じてブ

ジョンマイ軍主力に大打撃を與へ、ウクライナの心臓部方面に大掃蕩戦を展開した。一方オデッサを包圍せる獨軍の先鋒はオデッサを包圍下に殘して東進し、九月二十一日には遂に黒海東北隅のアゾフ海岸線に到達した。これにより、黒海の要塞クリミア半島は、完全にウクライナから遮斷されて孤立するに至つた。それと共に、クリミア半島に殘存するソ聯の陸海軍は、アゾフ海を通りロストフに至る退路を斷たれ、袋の鼠となつた。この間、黒海に面せるブルガリアは續々と大軍を動員し、ソ聯の數次に亙る抗議をも斥け、獨軍に黒海、コーカサス方面作戦基地を提供しつゝありと傳へられてゐたが、九月二十三日に至つて、ブルガリア軍は大舉北上し、赤軍との衝突必至と見らるゝに至つた。ためにウクライナ防衛の赤軍は、この方面より新たな脅威を受くることになつた。

越えて十月に入るや、獨軍のウクライナ攻略はいよゝ積極性を加へ、十月十六日には、堅固な要塞を恃み、二ヶ月餘に亙り頑強な抵抗を續けた黒海最大のソ聯港灣都市オデッサも、遂に獨逸、ルーマニア聯合軍の包圍中に潰へた。續いて二十一日、ソ聯の重要炭礦都市スターリノ、二十四日にはウクライナの首府ハリコフ陥落し、一方アゾフ海に沿つて東進せる獨軍は、十月七日にはマリウポリ、二十一日にはタンガログとアゾフ海の要衝を攻略し、南下せる獨軍と合してコーカサスへの通路ロストフへ肉薄した。一方クリミア半島に對する獨羅聯合軍の攻撃は、クリミア半島の咽喉部に設けられ

た赤軍の堅固な防備陣地線に妨げられて、やゝ停頓の形にあつたが、二十九日に至り獨歩兵部隊は、空軍との緊密な協力作戦下に總攻據を開始し、一気に赤軍防備陣を突破し、クリミア半島の奥深く殺到した。その後獨羅聯合軍は、クリミア半島の要衝を次々に攻略しつゝ、一路南下し、十一月八日にはクリミア半島の最南端ヤルタを占領した。このために、半島内の赤軍は二分され、一部はセバストポリに追ひ込まれ、一部は東方に敗走してケルチに據つてゐるが、何れも外部との聯絡を完全に断たれ獨羅聯合軍の重圍下に最後の日を待つのみとなつた。

こゝ迄の戦況を概観するに、赤軍主力の一部はクリミア半島で袋の鼠となり、他の主力はロストフを中心に陣地構築に大童であるが、獨軍の南部作戦は、既にウクライナから出て、ロストフに對する北、西、南の三方よりする攻撃に中心が移つてゐる。而してロストフに對する攻撃は、獨軍のコーカサス作戦の第一歩をなすもので、この意味からすれば、獨軍のウクライナ攻略戦は、ほゞ完了せるものと見ることが出来る。

さてこのロストフに對しては、赤軍はその主力を集中して防戦に努め、三方より獨軍の猛撃をしはく斥けたが、遂に十一月二十二日に至り、獨軍の前に屈した。ロストフは地理的にコーカサスに通ずる要衝であつて、コーカサスの石油はカスピ海に面するマハーチ・カラ港から輸送管によつてこの

ロストフに送られてゐる。陸上交通は、ドネツ、北コーカサス各鐵道の要驛で、これによつてコーカサス、ウクライナのドンバス、モスクワを結びつけてゐる。また、ドン河口に位置する關係から、水運の便があり、穀物の輸出港としても著名である。かくの如く、南部ソ聯に於ける最要衝都市を手中に收めた獨軍は、東進部隊の最先端にあつて、遂に南方コーカサスを睨むことになつた。ロストフ占領の直接的な戰略上の効果としては次の諸點が擧げられる。

- 一、コーカサスその他の地方との連絡を、最も重要な結び目に於て切斷したること
- 二、コーカサスからロストフを経て、ソ聯中心地に至る石油輸送路を遮斷したること
- 三、ドネツ工業地帯の三大中心都市のうち、ロストフ、スターリノ兩市が陥落した現在、残るところはヴォロシログラードのみに過ぎず、ドネツ地方の全工業はも早や事實上ソ聯側に何等の利用の餘地なきに至つたこと

四、ドニエプル、ドン兩河の最強力なるソ聯防備線が崩潰したること

- 五、ロストフ、ケルチの占領によつて、アゾフ海東岸は今や獨軍の支配するところとなり、ソ聯はドン河、コーカサス山脈間にある赤軍の作戦を著るしく不利ならしめること

以上の意味に於て、最近キエフ、ハリコフを押へ、今またロストフを占領したことは、赤軍作戦上

に大きな齟齬を與へるばかりでなく、ソ聯軍需工業力の大半を奪つたこととなり、獨軍はこれ等南部の戦果をもつて、實質的にはモスクワ占領以上と評價してゐる。

その後、ロストフを撤退した赤軍と、ロストフを手中に収めた獨軍との間に、猛烈な争奪戦が行はれてをり、しばしばソ聯軍の果敢な反撃が傳へられてゐるが、何れにしても、獨軍のウクライナ作戦は一應終了し、次の段階たるコーカサス作戦に入りつゝあるものと見ることが出来る。

(c) 「冬季將軍」來る

本年六月二十二日開始された獨ソ戦は、現在迄に既に滿五ヶ月を経過し、大勢は疑ひもなく獨逸側に有利であるとしても、未だ決定的赤軍壊滅の段階迄には、相當の距離あるを思はしめる。炎熱にゆらぐ北歐の、廣漠たる曠野に展開された死闘は、今や嚴冬の白雪を紅に染めながら、なほも執拗に續けられてゐる。ソ聯側にとつては、待望の「冬季將軍」の援軍が訪れたのだ。

獨ソ戦勃發當時、世界の軍事専門家の間の下馬評では、或は獨ソ戦が二週間で終了すると云ひ、一ヶ月を要すると云ひ、二ヶ月で終るとされてゐた。當時、かゝる判断の前提となつてゐたものは、赤軍抗戦力の過小評價と、北歐に於ける冬季戦は、獨逸側に決定的に不利で、ナポレオン敗退の轍を踏むものであるから、獨逸は如何なる犠牲を拂つてでも、嚴冬の至らざる前に何等かの結末をつけるで

あらうとする、一種の迷信であつた。ソ聯軍事力の過少評價については、ソ聯の内幕に通ずるロシア革命の大立物で、目下米國に亡命中のアレンキサンダー・ケレンスキー氏が、獨ソ戦勃發の當初堂々と、「余はスターリン政府を支持するが、残念ながらソ聯の敗北は必死であつて、もし三ヶ月應戦すれば奇蹟的である」と云つたのなどは、その好例である。

しかし、現在迄の獨ソ戦の経過を通して、これ等の判断が、何れも誤謬であつたことが立證された。赤軍の抗戦力は、質に於ても、量に於ても、また兵士の士氣に於ても、從來の資本主義諸國家の希望的觀察を裏切つて驚くべき強靱性を有してゐることが明かにされた。また、冬期とナポレオン敗退の歴史を結びつける傳統的迷信を尻目にかけて、ヒットラー總統は無益の損害を避け、進むべきは進み止るべき時は止り、悠々として用兵の妙を發揮してゐる。獨軍はモスクワ、レニングラードをその包圍圏内に収めながらも、それ等諸都市の最後の抵抗が意外に強烈で、その抵抗を排して一氣に押し切ることの犠牲多きを思へば、塹壕を掘り、冬季持久態勢を取つて敵の弱るを待つ策に出でゐる。このことは、獨軍の作戦が、必ずしも冬季の襲來前に獨ソ戦を完了することを絶対條件としてゐるものではないことを示してゐる。

既に獨ソ戦が完全に冬季戦に入つた今日、獨逸の對ソ短期戦の失敗を指摘し、獨逸は結局ナポレオ

ン敗退の轍を踏みつゝありとする者も相當多いが、これは、ヒットラー總統の對ソ作戰の眞意を知らざる者の言であらう。ヒットラー總統の對ソ戰開始の目標は、米國が參戰するとすれば、今次歐洲戰爭は長期化するとの見透しから、長期戰態勢を完全なものとするため、ソ聯の重要資源を自己の物とすると共に、背後からする赤軍の脅威を除き、長期戰態勢を整備するにある。いやさらに進んで、ヒットラー總統の胸中に存する窮極目標は、飽迄歐洲新秩序建設にあると考へられる。そのためには赤軍と赤色政權が歐洲から姿を消すことが絶対に必要である。對英戰の如きは、その目的遂行上の一障礙であり、必ずしもこれに主力を注がずとも、歐洲の地固めが急速に實現しさえすれば、歐洲から遊離した英國は、自ら没落するものである。

その何れにしても、ソ聯に於ける物資の大寶庫ウクライナの攻略を了し、開戦以來十月中迄の赤軍兵の損失八百萬と稱され、赤軍主力の受けた打撃の決定的であること明かなる今日、獨軍はその對ソ戰目的の大半を達した稱とするも過言ではない。故に、獨逸の對ソ作戰が既に五ヶ月以上を経過しても終了せず、しかも冬季に入つたからと云つて、直に獨逸作戰の失敗を云ふは大きな誤りである。獨逸は既に、ウクライナの占領地再建工作に乗り出し、戦火による廢墟の中よりは、新生の息吹きが起りつゝあるのである。

## 二、發砲參戰に邁進する米國

### (A) 援ソ工作を強化

八月中旬、北大西洋上で秘密裡にローズヴェルト・チャーチル會談が行はれ、その結果は八項目の英米共同宣言として發表されたが、その具體的表現として、英米が如何なる手を打つであらうかは、世界の注視的となつてゐた。ところが、間もなくそれは英米ソ三國會議の提唱、英ソのイラン進駐となつて現はれた。その後英米ソ三國會議は、九月初旬モスクワにて開催の豫定と傳へられたが、遷延の末九月二十八日漸く開催の運びとなつた。その第一回協議は、米使節團長ハリマン、英使節團長ビーヴァブルック及び三國會談ソ聯側代表たるモロトフ外務人民委員、リトヴィノフ前外務人民委員の間で同日行はれたが、翌二十九日、陸軍、空軍、海軍、原料資源、運輸、保健の六部門に分つて夫々委員會を任命、いよ／＼本格的討議を開始した。その席上モロトフ外相が、英米の援ソに關し、時こそ最も重要と述べたのは、從來英米の援ソが掛聲ばかりで、その實行に至つては甚だ手ぬるいものがあつたのに對して、一本釘を打つたものとして注目される。

さて右の會談に於て、英米ソの間に、如何なる話合ひが行はれたかは知る由もないが、十月二十日



ハリマン使節團長がワシントンに歸米するや、米國は戰車、その他武器購入のためソ聯に對して六百八十八萬弗の借款を供與したのを手始めに、十一月二日にはペルシヤ灣に新定期航路を開き援ソ輸送路を確保、十一月六日には、一舉に十億弗の借款をソ聯に供與した。それと共に、これより先、ローズヴェルト大統領とスターリン議長の間に、右借款に關して取り交された書簡も發表されたが、ローズヴェルト大統領の書簡は飽迄援ソ強化を確約し、スターリン議長はこれに對して深甚なる謝意を表してをり、一見米ソ關係の甚だ親密なるを思はしめる。しかし、モスクワ會談を通じて、ソ聯の抗戦力の實相を探らんとする英米側代表に對して、ソ聯側は老獪な祕密主義を取り、兩者間に釋然たらざるものがあつたと傳へられてゐる。また、ソ聯としては、單なる物質的援助以上に、積極的英米の援助をも要請したであらうことは想像に難くないが、一方英米の建前は飽迄物質的ソ聯援助に止めるにあり、これにより獨ソ間の死闘が長期化し、兩者再び立つ能はざる迄にへとくになれば、これこそ英米の思ふ壺であらうことも明かである。

スターリン議長は、十一月六日、ソ聯革命二十四周年記念前夜にあたり、最高會議に臨んで演説を行つたが、その中で「英米ソ三國の協調は今や全く現實化され、英米兩國の對ソ援助は急速に増大してゐる。しかしながら、現在ソ聯は、獨、芬、伊、羅、洪の五箇國軍を相手に廻して單獨で戰つてゐる。

るのは遺憾なことである。聯合國が眞にソ聯の危急を救ふためには、歐洲上陸作戰により、第二の戦線を西歐に展開することが必要であると述べてゐるのは、右の如き英米の對ソ援助態度に對し、一矢を酬ひたものとも解し得る。

#### (B) 中立法の改正遂に實現

五月二十一日、獨逸潜水艦により撃沈されたロビンムーア號を初めとし、その後次々と米國船が獨逸側により撃沈さるゝに従つて、米國はその中立法改正へ向つて一步一步前進しつゝあつたものと云ひ得やう。殊に、九月四日米驅逐艦グリーア號と獨逸潜水艦がたま／＼アイスランド沖で砲火を交へた事件に端を發し、九月十一日の發砲戰演説を皮切りに、ローズヴェルト大統領の巧な輿論誘導は、戰爭「防止法」たりし中立法を、戰爭「突入法」たる中立法に變へてしまつたのである。ローズヴェルト大統領は、十月九日には議會に特別教書を送り、ついで十月二十七日の海軍記念日には上院での討議開始を機に中立法改正案の即時通過を促すと共に「發砲戰爭は既に開始されてをり、米國民はいよ／＼戰鬪部署についた」と激越な口調をもつて輿論をあふつたが、越へて十一月十一日の休戰記念日には、「自由のためには參戰も敢て辭せず」と積極的參戰の決意を表明した。ローズヴェルト大統領のやり方は、何か一つの手を打たんとする時、先づ輿論をそこ迄あふつて置いて、それから實行に移る

のであるが、今回の中立法改正に於ても、彼の常套手段が明白に窺はれる。

さて下院は、大統領の要請に従つて、十月十七日商船武装禁止條項の撤廢のみを、二百五十九票對百三十八票で可決して上院に回付した。ところが、上院内の孤立派は、彼等の反對にもかゝらず改正案がどうしても通過するとの見込みから、逆に中立法全廢といふやけ糞半分の極端案を持ち出し、その成立を延期せしめることによつてローズヴェルト大統領に對する嫌がらせをやつた結果、十一月七日商船武装禁止條項の撤廢を五十票對三十七票で通過せしむると共に、交戦水域立入許可案をも四十九票對三十八票で可決した。このため改正案は、再び下院に返されたが、この交戦水域立入許可案を繞つて俄然下院の空氣は硬化し、南部の民主黨議員を中心とする與党内の數十名は、遂に政府に反旗を翻すに至り、俄に形勢は政府側に非となつた。しかし、レイバイン下院議長の奔走と、ローズヴェルト大統領が議會に送つた最後の劇的書翰によつて、辛くも否決を免れ、十一月十三日、二百二十二票對百九十四票といふ僅な差で中立法改正案は議會を通過したのである。

もと／＼この中立法なるものは、米國民を戰爭より遠ざけんとする國內孤立派の傳統的主張によつて生れたもので、この「中立」なるものは、國際法上の「中立」を國內法に規定したものではなく、逆に米國が第一次大戦中「海洋の自由」を主張して遂に大戦に突入せざるを得なくなつた苦い經驗か

ら、自らこの「海洋の自由」を放棄しても參戰の危險を回避せんとしたものである。

しかし、今やこの中立法の改正により、米國船は自由に如何なる水域に立入ることが出来るやうになつたのであるから、ローズヴェルト大統領の考へ一つで、何時でも好む時に、容易に發砲參戰の口實を作り出すことが出来るやうになつた譯だ。

豫めこのことあるを豫期してゐたヒットラー總統は、十一月八日ミュンヘンで試みた演説の中で、「余は獨逸國防軍の最高司令官として、獨艦船が攻撃されたる場合は、自らを守る權利があることを主張する」と述べ、米國の積極的挑戰態度に最後の警告を發した。

今後の大西洋上、何時米獨船艦の間に發砲戰が行はれるかは、全くローズヴェルト大統領の、胸三寸にあると云ひ得る。

### 三、英・佛・土の動き

#### (A) 英軍リビアに進撃

既にイラク、シリアをその手に收めた英國は、獨逸が對ソ戰で多忙を極むるに乘じ、ソ聯と相呼應してイランに進駐した。その後、英國のアフガニスタン侵入説もしば／＼傳へられてゐるが、これは

まだ實現されてゐない模様である。ところで、共同の敵獨逸と戦つてゐるとは云へ、ソ聯のイラン進駐は英國にとり印度防衛上の大きな脅威で、英國はソ聯に對してイラン撤退をすゝめてゐるが、ソ聯は頑としてこれに應ぜず、その間に微妙な雰圍氣をかもし出しつゝある。

さて、モスクワに於ける英米ソ三國會談終了後、英國内の援ソ論は二つに分れた。一つは、獨ソ戦開始當時チャーチル首相が聲明した通り、ソ聯に對する物資援助を強化するばかりでなく、スターリンの第二戦線を作れとの要望に應じ、ソ聯が東部戦線に健闘してゐるのを機會に、英國も大陸に上陸作戦を決行し、獨逸に二面作戦を強ふべしとする意見である。これに對し反對論は、英國陸軍の現状歐洲大戦の全局、船舶不足の現状では、大陸作戦は不可能に近いとするものである。ダンケルクの敗戦に全装備を失つた英國陸軍は、その後もまだその痛手を回復してゐない。チャーチル首相も九月末獨軍による英本土上陸作戦の危険あることを述べ、間接に英國の大陸上陸作戦に反對した。

しかし英國は、その面目維持の上から云つても、何等かの援ソを目的とする軍事行動を開始しなければならぬ。そのためには、二つの戦線が考へられる。一つはコーカサス、一つはリビアへの進軍である。而して、コーカサス作戦に關しては、印度軍司令官ウエーヴェル將軍が、十日以來シンガポール、テヘラン及び近東各地の英軍當局と協議を重ねたが、印度軍及び濠洲軍をコーカサスに廻すこと

は、東亞の危機濃化せる現在、甚だ危険であるとして、結局英軍當局の拒否するところとなつた。實際問題としては、かりに英國がコーカサスに進入するとしても、それがどれ程ソ聯援助になるかは疑問であるばかりでなく、英國のコーカサス進入は、印度、西亞防衛の自己保身の必要にあること明かで、かゝる英國の眞意を知るソ聯が、英國に對してコーカサス進駐を容認する筈もない。

そこで、最後に残されたものは、北アフリカ、リビアに對する反撃作戦であるが、これは對ソ側面援助と云ふよりは、エジプト、スエズ防衛の必要より生ずる英國自身の利益を主眼とせるものであること明かで、たとへ獨軍が如何程この方面で反撃を受けやうとも、それが直接獨ソ戦に迄影響を及ぼすことはないのである。

果せるかな英國は、十一月十八日未明を期して、リビアに於ける一大反撃戦を開始した。數ヶ月來極秘裡に戦備を進めてゐた英北阿軍は、地中海艦隊及び空軍と相呼應して、北はソルム東方、南はジャラブを結ぶ百八十軒の戦線に互り、一齊に火蓋を切つたのである。これに對して、獨ソ戦以來この方面に手薄となつてゐた獨軍は、なか／＼苦戦の模様である。しかし、クレテ島初め、地中海に於ける重要海軍基地が獨伊の手にある今日、英國艦隊の地中海に於ける威力は昔日のおもかげを失ひ、十一月十四日には、ジブテルター附近で、獨潜水艦の襲撃により、英國はその最新航空母艦アーク。

ロイヤル號を失ひ、また主力戦艦マラヤ號も大損傷を受けた。

一四〇

(B) 微妙なトルコの向背

トルコの立場は、今日最も微妙を極めてゐる。如何なる犠牲を拂つても厳正中立を維持せんとする態度は、英ソのイラン侵入によつて甚だしく動搖したが、さらに來るべきソ聯の崩壊によつて破綻すべき立場にある。トルコの傳統的假裝敵國は常にソ聯であり、またイランに對しても深甚なる同情を有して來た。従つて、現在の如き情勢下では、トルコは精神的には樞軸側に傾いてゐるものと思はれるが、その旗幟を鮮明にするのは、現在の歐洲戦局の歸趨が、何れかにはつきり決まつた時であらう具體的に云へば、獨軍にトルコ領通過を許すとすれば、今後モスクワが陥落し、獨逸の對ソ戦が壓倒的獨逸側の勝利に終る見透しがはつきりした時のことであらう。

しかし現在のトルコは、英、獨、ソ、伊等各國の火花を散らす外交戦の舞臺となりながらも、前述の如く飽迄嚴正中立をその方針としてゐる。九月下旬には、英國と新通商協定を結んだかと思ふと、十月下旬にはヒットラー總統の招待によつて陸軍武官を獨逸に派遣し、獨逸への親近を示すかの如くであり、八方美人政策に遺憾はない。かゝるトルコの態度は、十一月一日、議會で行はれたイノニユー大統領の演説の中に、極めてよく表明されてゐる。その演説中で彼は、トルコの嚴正中立を

闡明すると共に、獨、英兩國との交友關係を強調し、強く歐洲の平和を希望した。

さて、トルコが最後迄嚴正中立をなし得ない運命にあることは、その地理的環境による宿命とも稱すべきものであるが、こゝに極めて注目すべき、一つのことがある。それは、ニユーヨーク筋の傳へるところとして、パーペン駐土獨大使が、「對ソ戦決定の曉には、土を仲介として、英國に對し強力なる和平申入れを行ふことを考慮してゐる」と聲明したことだ。これに對して、獨逸當局は、かゝる聲明を否定し、飽迄對英和平をせざる旨強調したが、その眞疑はしばらく措くとしても、こゝにトルコの將來に就いて一つの想像を廻らすことは可能である。即ち、もし獨逸が、その對ソ戦を急速に終了し、歐洲の地固めの段階に入れば、英國に對しては、西亞に於けるその優位を認める條件で、トルコを仲介として和平提議を行ふは考へられぬことでもなく、さうなれば、イノニユー大統領の演説せる如く、トルコは、最後迄世界に於ける平和の源泉たり得るわけだ。

(C) ヴイシー政府の動向

ヴイシー政府と獨逸との關係には、極めて微妙なものがあり、從來とやかくの論評が加へられて來たが、十月中旬以來、獨軍士官に對するテロ事件續出し、これに對して獨軍當局は、暗殺された獨軍士官一名につき、五十名のフランス人人質を處刑するなど、獨佛關係は暗礁に乗り上げたかの感を呈

した。

しかし、獨ソ開戦以來、ヴァイシー政府の獨逸支持が、漸次積極的となつて來たことは周知の通りである。十一月七日、ペタン首相は、獨逸が先頭に立つてゐる反共十字軍に、積極的に参加せよとのメツセージを發表したが、このメツセージは、對ソ戦の名分を明にせる獨逸側の論據に對して、ペタン首相が同意を與へ、これを激勵したものととして、各方面の異常な注目を集めた。さらに十一月二十日ヴァイシー政府は、佛北阿駐屯軍總司令官ウエーガン將軍の罷免を發表した。これは勿論獨逸の希望と壓力による結果ではあらうが、一面、北アフリカの共同防衛、獨の佛軍艦使用問題等に關し、從來獨佛交渉は何等の解決點に達しなかつたが、今回のウエーガン將軍の罷免により、フランスは積極的對獨協調に乗り出したものと見られる。英軍のリビア進撃の結果、地中海及び北阿に英獨の一大決戦が展開されんとしてをり、また中立法を改正した米國が、虎視眈々としてダカールを含む北阿の佛植民地を狙つてゐる折柄、ヴァイシー政府の最近の動向は、獨逸との共同防衛にまで進む可能性を多分に有するものとして注目される。

## 第二節 難航を續ける英米の戦時統制

### 一、貨銀統制の必至と英國戦時經濟の新段階

#### (A) 獨ソ戦の齎らした環境の好轉

獨ソ戦の勃發とソ聯の意外に強硬なる死闘が、英國の戦闘力に大きな活を入れつゝあることは否定し得ないが、果して英國の窮境はどの程度打開されたか。獨ソ戦勃發當時、バーナード・ショウ翁は「話は餘りにうま過ぎる」と言つて、英國の國際的環境の好轉を端的に語つたが、無論英國の政府も國民も、この環境の好轉を積極的に利用し、對獨抗戦力の回復及びその強化に邁進するに至つたこと言ふまでもない。そして獨ソ戦勃發後の情勢は確かに英國に有利に展開しつゝある。英國民を恐怖のどん底に追ひ込みつゝあつた獨空軍の英本土爆撃は、獨ソ戦勃發と同時に全く火の消えた如くに減少したし、獨逸潜水艦の活躍も著しく鈍化した。米國、加奈陀をはじめとして英國植民地からの英本國への物資輸送の危険も著しく稀薄化し、英國は確かに前途に光明を見ることが可能となつた。

しかも米國の對獨態度は益々硬化し、援英は目を追ふて強化され、コンボーイ制の採用から、遂に中立法の改正さへ斷行するに至つた。ために獨逸の軍艦や潜水艦によつて米商船、驅逐艦など撃沈され、米獨關係は全く戰爭の段階に入つたと見られるが、無論斯かる米獨關係の急悪化は、英國の立場を非常に有利に導いた。その上、獨逸の占領地諸國の政治的不安は漸く人々の注目を集めるに至り、就中佛蘭西に相續いて勃發した反獨テロ事件は、歐洲諸國に於ける食糧飢饉の深刻化といふ噂と共に獨逸の目指す歐洲新秩序の前途に、大きな不安を感じしめるに至つた。従つて、如何に窮境に追ひ詰められても、決して敗北を考へることの出來ない強氣の英國人が、早くも戰勝を確信するに至つたことは當然である。そして皮肉なことには、悲觀論等を決して口にせぬチャーチル首相が、英國民に前途を樂觀することの危険を、幾度か口説かなければならなかつた程である。

だが、活力の回復は英國の内部のみにはとまらなかつた。獨逸が對ソ戰に全力を傾注してゐるを好機として、英國は獨逸包圍の陣型を次第に強化した。對獨海上封鎖は獨逸潜水艦の活動の鈍化と共に強化されたことは言ふまでもないが、英國は五月イラクを屈伏せしめた勢に乗じて、八月にはイラクを抑へ、更に十月にはアフガニスタンにも強壓を加へて、近東に於ける自己の地盤を強化した。ためにスエズから近東の情勢に決定的影響を與へ得る立場にある土耳其の態度は、獨逸の強壓にも拘ら

ず、依然として親英的傾向を失はないでをり、それがまた英國の立場を非常に有利にしてをる。

以上の如くして、英國内外の情勢は兎に角一應好轉した。そして去る十一月十二日通常議會の開院式で發表されたジョージ六世皇帝陛下の勅語及びチャーチル首相の演説は、それぞれ情勢の好轉を次の如く認めるに至つた。即ちサイモン前藏相の朗讀した勅語の要旨を見るに次の如くである。

「過去一年に於ける戦局の展開は侵略に對して最後の勝利までこの戦争を闘ひ抜かんとするイギリス國民及び聯合國民の決意を更に鞏固ならしめた。ソ聯の抗戰は誠に尊敬に値するものであり、これに對しアメリカより必ずや有力な援助が與へられ、形勢を有利ならしむるに役立つであらうことを確信する。アメリカが聯合國に與へつゝある物資供給は歴史上その比を見ざる大規模のもので、殊に英國に對しては總ゆる援助が與へられてゐる。土耳其との關係は良好で、英土相互援助同盟條約は有効に存在してゐる。エチオピア皇帝の復位は欣快に堪えない。極東情勢の展開は余の政府の不斷にして、且つ最も緊密な關心を拂つてゐるところで、右地域に於ける余の領土を防衛するため兵力を増強することが必要とせられ來つた。」

勅語は以上の如く英國の外交關係の好轉を明かにし、極東に對して英國が増兵をなし得る餘裕をさへ持ち得るに至つたことを明かにしてをるが、チャーチル首相の演説は次の如く、英國の國內情勢の

好轉を明かにした。即ち

「本年三月より六月までの四ヶ月間に我々は二百萬噸餘、一ヶ月平均五十萬噸の船舶を失つたが、七月より十月までの四ヶ月間では僅に七十五萬噸、一ヶ月平均十八萬噸を失つたに過ぎぬ。英國民の食糧は著しく窮屈となつたが、我々の肉體的必要を充たすに足るだけのものは確保してゐる。我々は多量の貯藏を有してをり、食糧品は一九三九年の二倍に達してゐる。即ち穀物收穫は一九三九年より五割増加してゐるが、更に多量の穀物、馬鈴薯、甜菜及び飼料類を取入れるであらう。しかし現在海外よりの輸入は脅威を受けてをり、今後作戦の展開に伴ひ、英國船舶に對する脅威は一層増大するであらうから、我々は更に多量の食糧品を生産しなければならぬ。現在の情勢は依然憂慮すべきものがあるが、數ヶ月前の情勢に比ぶれば、遙かに改善されてゐる。英國の石炭貯藏量は一年前に比すると二百萬噸乃至三百萬噸増加してゐるから、今年の冬は軍隊から多數の礦夫を引揚げて軍隊を混亂せしめることなく、無事に越年し得る自信がついた。」

チャーチル首相の言ふ如く、情勢が確に英國のために好轉したことは否定すべくもない。それは獨ソ戰勃發前に英國が如何に窮地に追ひ込まれてゐたかを見れば、充分に理解出來よう。それに就いては無論種々の角度から検討する必要があらうが、併しここでは、その検討が目的でないから、米國の

著名な政治雜誌ザ・ネーション誌（一九四一年八月九日號）に掲載されたドナルド・W・ミツチエル氏の論文「Britain's Danger Grows」（英國の危険は増大する）から、窮境の一端を窺ふにとどめよう。即ち、「前大戰の經驗によつて英國の耐久力を測定する事はある程度迄可能である。一九一七年五月迄の商船損害は總計七百五十萬噸であつて、英獨共に一ヶ月百萬噸の撃沈を豫定してゐた。専門家の計算によると、更に六百萬噸が撃沈されれば、即ち、撃沈噸數が代替能力を超過すること四百五十萬噸乃至五百萬噸に達すれば、英國は飢餓を免れる爲に降伏を餘儀なくされるであらう。そして其時期は大體一九一七年十一月頃となるであらう、との事であつた。今日の情勢もこれに似て居る。撃沈噸數が約七百五十萬噸に達した。撃沈噸數が代替能力を超過すること一ヶ月約三十五萬噸に及んで居るのであるから、英國の困難は一九四一年を通じてますます悪化して行くであらう。併し英國は一九四二年迄は持ち堪へる事が出来る筈である。その時になれば、代替その他の形に於ける米國の援助が加速的に得られるであらう。但し此結論は某々専門家の結論より大いに樂觀的なものである。これ等専門家は英國の抵抗力消失の時期を一九四一年の秋の末か、精々一九四二年の始めと見て居る。…原料不足の報道は、船舶の損害の數字よりも一層よく迫り來る疲弊を示す徴候であるかも知れない。既に二月に於いて紐育タイムスは、英國が或種の貯藏原料に相當多く食ひ込んで居る事、月々の輸入

が意の如くでなく、消費に應ずる爲には二〇%の不足である事を報道してゐる。現在不足である事が正確に分つて居る軍需物資は石油である。……食糧割當は英國崩壞の徴候として過大視され勝ちである。しかし新しい諸制限は既に不快、不便の域を越えて居る。そして醫師の言ふ處によると、戦争能力、労働能力を低下せしめる點に危険な程に近づいて居るとの事である。……」と。

以上は英國の窮境の一端を傳へたに過ぎないが、無論それだけでも英國が如何に困難な情勢に追ひ詰められてゐたかを想像するに難くない。獨ソ戦は併し、さうした英國を窮境に追ひ込む様な情勢の發展に一つのカンマを打つた。その表現が少し強よければ、尠くとも情勢の發展を阻止したことは明かである。そして其處から英國が一つの安堵を得たことも亦明かであらう。けれども獨ソ戦が英國に與へた好影響はたゞそれだけで、英國の抗戦力がどれだけ強化され、また英國の戦時經濟がどれだけ樂になつたかと言ふことは、自ら別問題だと言はねばならない。

(B) 軍費の激増とインフレの危機濃化

然らば、英國の戦時經濟は其後果して幾分でも樂になつたであらうか。無論今次戦争の深刻な性質を知る者にとつては、一寸した好條件が出たからと言つて、交戦國の戦時經濟が樂になつたか、否かを問題にすることの無意味なることは明かである。來るべき世界の大變局に備へて自己の發言權を大

ならしむべく各國とも軍備の増強に努めつゝあり、交戦國に於ては尙ほ更である。従つて交戦國は勿論のこと、其他の諸國も、情勢を利用して、經濟の戦時編成を強化し、戦費の負擔を増強しつゝあるといふのが實情である。英國の如き先を見て 萬全を期す國が、何で一寸の好條件の發生位で油斷し

(一) 英國の物價推移

エノミスト調 卸賣物價指數  
ロイター調 日利物價指數

一九三九年八月	一〇九・七	一三五・二
同 十二月	一六〇・三	一七七・八
一九四一年一月	一六三・七	一七九・七
同 二月	一六三・五	一七六・六
同 三月	一六五・六	一八〇・八
同 四月	一六五・六	一八一・九
同 五月	一六六・五	一八一・六
同 六月	一六六・〇	一八一・六
同 七月	一六七・三	一八三・〇
同 八月	一六八・九	一八五・一
同 九月	一七〇・〇	一八三・八
同 十月	—	一八五・八

(備考) 卸賣物價は一九三三年平均基準。  
日利物價指數は一九三五年平均基準。

よう。戦費は益々巨額に増加され、ために戦時統制は益々強化され、それにも拘らず、依然としてインフレの悪性的發展の阻止に日夜腐心せねばならぬといふのが實情である。

では、英國の戦時經濟は現在どんな段階を進んでゐるか。先づ物價であるが、第一表の如く依然として上昇を續けてをり、インフレの執拗な發展を明示してをる。言ふまでもなく軍事費の増加が、物價を騰貴せしめてゐる最大な原因である。然らば軍事費はどんな増加振りを示してゐるか。本年即ち一九四一年度の豫算によれば總歲出四十二億七百萬磅で、内軍事費は三十五億磅に上つてゐる。三九年度の實績、歲出總額十八億二千二百萬磅(軍事費六億五千萬磅)四〇年度の實績三十八億八千四百



萬磅（軍事費三十二億二千萬磅）に比し、それぞれ目覺しい増加を示してゐることは明かである。ために第三部に詳述した如く非常に強度にして且つ全面的な増税を斷行して、インフレを阻止せんとしてをるが、それでも歳出の五七%五はこれを借入によらねばならないといふ状態にある。而してウツド藏相は、も早や今後増税は不可能となつた旨明かにしたにも拘らず、歳出は豫算を突破する傾向が濃厚となつてゐるのだ。即ちいま本年四月一日に始まる現會計年度第一四半期の財政実績を見ると、支出は十億七千四百萬磅に對し、収入は三億千九百萬磅で、収入不足は前年同期の五億六百萬磅に對し、七億五千五百萬磅を示した。支出は前年同期に比し、三億七千九百萬磅の増加に當り、週平均支出は五千三百萬磅より八千二百萬磅に増大した。而して軍事費のみに就いて見ると、四月五日より六月三十日に至る間の週平均支出は七千七百萬磅で、一年間に約四十億磅の支出の割合である。既に豫算を突破する割合を示してをる。しかも六月初めの一週間の軍事費は九千八百萬磅に達し、五十億磅の年率を示してをるのだ。尙ほ十月二日號倫敦タイムスは「インフレを回避すべし」との社説を掲げてゐるが、その冒頭に、當時に於ける歳出の激増しつゝある點を次の如く表現してをる。即ち「經常費を含めた、國家の支出は現在では一日に約千三百萬磅に上つてをるが、これは第一次大戰當時に於ける最高額より六〇%以上も増加してをる。吾々はグラッドストーンが恐るゝ四、五ヶ月もかゝつ

て費つた金額を僅か一日で費つてゐるのだ」と。而して十月七日英國大藏省の發表したところによると、本會計年度下半期（十月―明年三月）の最初の四日間に於ける戦費は總計六千五百九十二萬二千八百九十一磅に上り、四日間の支出高としては新記録である。即ち一日當り戦費は實に一千六百四十八萬七百二十二磅といふ計算になるといふ状態である。而して今週中の赤字は四千二百二十一萬六千八百三十三磅で、本會計年度に於ける赤字は右を加算すると、既に累計十五億三千九百六十二萬一千三十磅になるのである。

而して以上の如き軍事支出の増大及び赤字の増大に應じて、英蘭銀行の兌換券流通高は當然急増を示してをる。即ち昨年五月末の五億五千七百萬磅より、六月末には六億二百萬磅へと急増したが、それ以來殆ど膨脹の一途を辿り、ために本年四月には保證準備發行限度を六億三千萬磅より六億八千萬磅に引上げた。併し兌換券流通高の増加は全くの激増振りで、本年十一月十九日現在には七億六百磅といふ最高記録を示した。前年同期の五億九千二百萬磅に對し一億千四百萬磅の増加である。

而して、物價が前述の如く上昇してゐるところを見ると、米國の援英の強化にも拘らず、物資の不足が相當顯著であることは想像に難くなく、此處にインフレ防止の問題が依然として深刻な課題となつてゐるのである。

(C) インフレ防止策の強化

然らばインフレ防止のための努力は現在どの様に行はれてゐるか。既に増税は一應の極限に達し、ウッド蔵相はその點を明かに指摘してをるし、ケーンズ氏提案の強制貯蓄も斷行された。そして現在インフレ防止のための第一線の政策となり、また今後ならうとしてゐるものは、切符制の強化と勞働賃銀の抑制である。この點に就いて前出の倫敦タイムス十月二日號「インフレを回避すべし」といふ社説も、次の如く述べてゐる。「今後若しインフレ激化の兆倒が明瞭化するに於ては、政府は直ちに一二の政策を斷行する準備をして置かねばならない。それは次の二つの政策の同時的斷行である。即ちその一つは賃銀及び俸給の統制で、他は物價統制と、切符制の強化である」と。同様な見解は倫敦エコノミスト誌等の常に述べてゐるところである。

ところで、切符制度であるが、これは既に相當強化されてゐる。即ち去る六月一日から、英國政府は全國一齊に所謂六十六點制の衣類の切符制を斷行した。これは英國としては劃期的な統制であるが、いまその概要を見るに次の如くである。即ち先づその適用品であるが、それには衣類、服地、覆物及編物毛絲類が含まれ、切符を要しない品目は次の如くである。(一)汽罐夫作業服及び勞働者用仕事ズボン、(二)帽子類、(三)裁縫絲、(四)修繕用毛絲及絹絲、靴紐、テープ、眞田紐、リボン、其他幅三

(二) 商 品 別 所 要 切 符

男 子 用	大 人	子 供	女 子 用	大 人	子 供
裏無雨外套ケープ	九	七	裏無雨外套ケープ	九	七
其他の雨外套レインコート、オーバコート	一六	一	其他の雨外套レインコート、オーバコート	一六	一
上衣、ジャケツ、プレーザ類	一三	八	上衣、ジャケツ、プレーザ類	一三	八
チョッキ、胴着類	五	三	チョッキ、胴着類	五	三
ズボン(ピロイドを除く)半ズボン	八	三	ズボン(ピロイドを除く)半ズボン	八	三
ピロイド、コールドズボン	五	五	ピロイド、コールドズボン	五	五
サ ル マ タ	五	三	サ ル マ タ	五	三
仕事ズボン、仕事衣類	六	四	仕事ズボン、仕事衣類	六	四
化粧着、浴衣	八	六	化粧着、浴衣	八	六
寢衣用シャツ、パジャマ	八	六	寢衣用シャツ、パジャマ	八	六
シャツ又はコンビネーション(毛製)	八	六	シャツ又はコンビネーション(毛製)	八	六
同(毛製以外のもの)	五	四	同(毛製以外のもの)	五	四
其他の下着類、競技用シャツ、	四	二	其他の下着類、競技用シャツ、	四	二
水浴着、小兒用ブラウス	四	二	水浴着、小兒用ブラウス	四	二
リツクス、ストッキング、水浴用パンツ	三	一	リツクス、ストッキング、水浴用パンツ	三	一
カラー、ネクタイ、カフス	一	一	カラー、ネクタイ、カフス	一	一
ハンカチ(一枚)膝當類	一	一	ハンカチ(一枚)膝當類	一	一
スカーフ、手袋、二股手袋	二	二	スカーフ、手袋、二股手袋	二	二
スリッパ、ゴム製上靴	四	二	スリッパ、ゴム製上靴	四	二
靴	七	三	靴	七	三
レギンス、ゲートル、短ゲートル	三	二	レギンス、ゲートル、短ゲートル	三	二

吋以下の織物、ゴム紐、レース及びレース網、衛生帶、ズボン吊及靴下留、小間物類、木靴、黒布及全ての中古品である。次に割當方法であるが、一年間に一人當り六十六枚の切符の使用が許され、それは譲渡出来ないことになつてをる。而して各商品購入にはそれ〴〵一定枚数の切符を必要としてをり、その所要切符数は前頁に表示した如くである。

尙ほ衣類統制の強化に續いて、更に食糧品の統制も一段と強化された。即ち六月三十日より實施された魚類の價格統制の實施がそれである。これは貝類及び鮭、鱒を除く全魚類の鮮魚、冷凍、燻製、其他加工品に互り、卸賣、小賣共に最高價格を決定し、且つ同時に價格をそれらの全部に互り三分一を切下げたものである。

#### (D) 賃銀統制の必至と勞働者側の攻勢

ところで問題なのは賃銀統制である。ベヴィン、アトリー氏等をはじめとして、現英國戰時内閣に閣僚として列せる勞働黨員は八人も多數に上つてをり、國內政策には勞働黨的色彩が非常に濃厚であるが、そのため賃銀統制は必至なるにも拘らず、全く手がつけられずをる。ために賃銀は著しく上昇してをり、しかも勞働組合は、物價の上昇に應じて、賃銀の引上げを要求し、それらは多く認可されてゐる。けれども、インフレの執拗な發展乃至今後に於けるその一段の發展の可能性は、英國政

府をして、今や賃銀に何等かの措置をとらざるを得ざらしめんとしてをる。而して、勞働者側ではさうした情勢の動きつゝあるを早くから敏感に感知し、絶えず政府の賃銀政策が勞働者側に不利にならざる様、若し不利になれば、それに何時でも反抗するといふ態度を示してゐたが、去る七月中旬、勞働組合側は、政府から發表された白書に對して、それが賃銀の上昇を阻止せんとする政府の意圖を示したものと公然と政府に反對の態度を表明するに至つた。

けれども政府の白書は、決して賃銀の引上げを中止せよとか、賃銀の上昇に政府は飽く迄も反對である等とは、書いてゐないのである。倫敦エコノミスト誌は、白書の論旨は原則的には健全であり、極めて簡潔に述べられてゐると言つて、白書の文中で、勞働組合側の反感を買つた部分は次の如き點だと述べてゐる。即ち白書は賃銀の上昇乃至引上げに決して眞向から反對等はしてゐないが、併し下手に賃銀を引上げるとは、勞働者側にも決して益なく、否損失を齎らす旨を次の如く述べてゐる。即ち「戰時下にあつては贅澤品の消費を絶滅するだけでは充分でない。平時にあつては必需品と見做し得るものでも、消費を切下げることが是非必要である。買ふべき品物がないからである。だから賃銀やその他の収入を引上げて見たところで、一般生活水準の引上げにはならないどころか、かへつて物價を釣上げ商店を裸にし、供給に限りある物資の適正な配給に支障を來すことになるのである。：

賃銀問題を一般的に取扱ふ場合特に注意すべきは、賃銀増額が物價とインフレ傾向に何等の刺戟を與へない範囲内で行はれない限り、物價安定政策は遂行不可能となり、その曉は賃銀増額の目的すら達成し得なくならうといふことである」。

労働組合側は、上述の如き白書の意味するところは、賃銀を抑制せんとする政府の意圖を暗々裡に示したものとして反抗したのであるが、労働力不足の深刻化と共に、労働者側の攻勢は、漸く注目に値する動きとなりつゝある。だが、言ふまでもなく、さうした労働者側の攻勢は英國戰時經濟の今後に重大な危機を齎らさねばならないであらう。何故なら物價の上昇を悪性化させないための最も有力な手段として残されてゐるものは、労働賃銀の上昇を阻止すること以外になくなつてゐるからである。倫敦エコノミスト誌も去る七月二十六日號の「賃銀政策の貧困」を論じた論文中に於て、「物價統制組織は今日未だ完成してゐないが、一方に於て収入増加を抑へ、他方に於て勞力費の昂騰を制することによつて始めて完成するのである」と言つてをる。賃銀上昇は目覺しく、それに最近に於て消費力増大の最大原因となつてゐることはも早や餘りにも明瞭となつてをるから、賃銀統制も近く必至となりつゝある。而してそれからしては次の新しいインフレ防止政策も工夫されるには至らなうであらう。

だが、如何に賃銀統制は必至の情勢にあるとはいへ、前述の如く労働者側の攻勢の嚴存は、自ら、この賃銀統制問題を一つの重大な政治、社會問題化する懸念を濃厚にしてをる。或はこれがチャーチル内閣の大きな暗礁となるかも知れない。チャーチル戰時強力内閣も、獨ソ戰による環境の好轉にも拘らず、定易に安定するに至つてゐない。

## 二、安定を缺きつゝある米國戰時經濟

### (A) 物資不足漸く激化

米國の軍需生産の擴充、發展には文字通り注目すべきものがあり、其處には一見何等問題なき感を持たれるが、併し軍擴計畫は國際情勢の切迫と共に益々老大化され、且つ計畫完成の日も急速に短縮せしめられてゐるため、計畫の全體としての圓滑な發展は容易に期すべくもなく、各種の混亂が跡を絶たない。ニッケル、アルミニウム、ボーキサイトの如き特殊物資の不足は依然として深刻であり、また擴充されつゝある生産設備も、原材料の不足に禍されて、未働の段階にあるもの尠くなく、その上、労働爭議の増加傾向も、生産計畫の進捗に大きな障礙となつてゐる。

軍擴計畫が如何に老大であり、急速を要するものなるかは、第三表に示した國防計畫が必要とする原料及び半製品の豫定表を一見しただけで明かであらう。そして現在の米國經濟界に生起しつゝある